

第九十一回国 参議院 法務委員会 會議録 第八号

昭和五十五年五月八日(木曜日)

午前十時六分開会

委員の異動

四月二十五日

中西 一郎君

堀江 正夫君

佐藤 三吾君

補欠選任

齋藤栄三郎君

永野 厳雄君

宮之原貞光君

四月二十八日

齋藤栄三郎君

田代由紀男君

補欠選任

長田 裕二君

長谷川 信君

五月八日

辞任

永野 厳雄君

加瀬 完君

阿具根 登君

補欠選任

坂元 親男君

佐藤 三吾君

丸谷 金保君

出席者は左のとおり。

委員長

峯山 昭範君

理事

大石 武一君

竹内 潔君

寺田 熊雄君

宮崎 正義君

委員

小林 國司君

坂元 親男君

野呂田芳成君

八木 一郎君

佐藤 三吾君

丸谷 金保君

橋本 敦君

丸山 雅也君

國務大臣

法務大臣

倉石 忠雄君

政府委員

法務大臣官房長

寛 榮一君

法務省民事局長

貞家 克己君

法務省刑事局長

前田 宏君

法務省入国管理

局長

小杉 照夫君

大蔵大臣官房審

議官

梅澤 節男君

最高裁判所長官代理者

西山 俊彦君

最高裁判所事務

総局民事局長

奥村 俊光君

事務局側

常任委員会専門

員

大蔵省主税局税

制第三課長

鈴木 達郎君

社会保険庁年金

課長

萩原 昇君

農林水産省構造

改善課長

鈴木 一郎君

労働省労働基準

局賃金福祉部賃

金課長

八島 靖夫君

労働省婦人少年

局婦人労働課長

佐藤ギン子君

自治省行政局行

政課長

中村 瑞夫君

参考人

学習院大学教授

遠藤 浩君

弁 護 士

井田 恵子君

弁 護 士

阿南三千子君

本日の会議に付した案件

○外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際捜査共助法案(内閣提出、衆議院送付)

○民法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(峯山昭範君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る四月二十五日、佐藤三吾君、中西一郎君及び堀江正夫君が委員を辞任され、その補欠として宮之原貞光君、齋藤栄三郎君及び永野厳雄君が選任されました。

また、四月二十八日、齋藤栄三郎君及び田代由紀男君が委員を辞任され、その補欠として長田裕二君及び長谷川信君が選任されました。

○委員長(峯山昭範君) まず、外国人登録法の一部を改正する法律案を議題といたします。倉石法務大臣から趣旨説明を聴取いたします。

○國務大臣(倉石忠雄君) 外国人登録法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

近年の航空機を中心とした国際交通機関の発達及び人的交流の活発化に伴い、わが国に出入国する外国人の数が増加の一途をたどるとともに、その在留状況も多様化し、そのために市区町村等における外国人登録事務は、その事務量が著しく増大し、この事務を担当する市区町村及び都道府県からはもとより、在留外国人からも外国人登録事務の合理化・簡素化を望む声が強くなり、また、行政監視委員会の「許認可等に関する改善方策についての答申」にも同趣旨の指摘がされております。

以上のことから、九十日以内の短期入国者については、外国人登録をなくすこともよいこととする

こと、登録事項のうち、世帯主の氏名等五事項に

ついては、変更の事実を即時に把握する必要性が比較的少ないので、変更登録申請義務を緩和すること、登録の切りかえ制度を合理化すること、及び再入国許可により出入国する場合の登録証明書の取り扱いを簡素化することの四項目について事務の合理化・簡素化を行うこととした次第であります。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(峯山昭範君) 次に、国際捜査共助法案を議題といたします。

○國務大臣(倉石忠雄君) 国際捜査共助法案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

近時の国際交流の活発化に伴い、国際間を舞台とする各種の犯罪はますます多発する傾向にあり、これに対処するため、国際間における捜査協力態勢の一層の推進を図る必要があることが痛感されるのであります。しかしながら、現在、わが国では、この面での法制が整備されておらず、外国に対して十分な国際協力を行うことができない実情にあります。このような状況にかんがみ、犯罪捜査について緊密な国際協力を確保する措置として、外国の刑事事件の捜査について、外国または国際刑事警察機構からの要請により、わが国内で証拠等を収集してこれを提供する手続を定めるため、この法律案を提案することとした次第であります。

この法律案の要点は、以下のとおりであります。

その一は、外国の刑事事件の捜査について、外国から共助の要請があったときは、要請に係る犯罪が政治犯罪であるとき、日本国が行う同種の要

請に於する旨の要請書の保証がないとき等を除き、共助に必要な証拠を収集してこれを提供することが出来るものとするのであります。

その二は、外国からの共助の要請は、原則として外交機関を経由するものとし、法務大臣は、要請に応ずることが相当であると認めるときは、検事に共助に必要な証拠の収集を命じ、または国家公安委員会もしくは司法警察職員の置かれてある国の機関の長に共助の要請に関する書面を送付すること等の措置をとるものとするのであります。

その三は、検察官または司法警察官は、共助に必要な証拠の収集に關し、関係人の取り調べ、鑑定、嘱託、実況見分等のほか、裁判官の発する令状により、差し押さえ、搜索または検証をすることができ、また、検察官は裁判官に証人尋問の請求をすることが出来るものとするのであります。

その四は、国家公安委員会は、国際刑事警察機構から外国の刑事事件の捜査について協力の要請を受けたときは、要請に係る犯罪が政治犯罪であるとき等を除き、都道府県警察に必要な調査を指示し、または司法警察職員の置かれてある国の機関の長に協力の要請に関する書面を送付することが出来るものとし、警察官または国の機関の職員は、調査に關し、関係人に対する質問、実況見分等を行うことが出来るものとするのであります。

なお、本法案は、航空機騒音問題等防止対策の一環をなすものでありまして、この制度が確立された場合には、相互主義の保証のもとに、わが国から外国に同種の共助の要請が出来ることとなり、国際犯罪の防止を図る上において、その意義はきわめて大きいものがあると考えるのであります。

以上がこの法律案の趣旨及び内容であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(兼山昭範君) 以上で本案の趣旨説明聴取は終わりました。 本案に対する質疑は後日に譲ることとしたし

す。

○委員長(兼山昭範君) 民法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日、参考人として学習院大学教授遠藤浩君、弁護士井田恵子君、同じく弁護士阿南三千子君の御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。参考人の方々のそれぞれの立場から感懐のない御意見を拝聴し、本案審査の参考に供したいと存じますので、何とぞよろしく御願ひいたします。

なお、議事の進め方といたしまして、初めに遠藤参考人、次に井田参考人、阿南参考人の順序で、各十五分程度御意見を述べいただき、引き続き委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

それでは、まず遠藤参考人をお願いいたします。 ○参考人(遠藤浩君) たいだいま御紹介にあずかりました学習院大学の遠藤と申します。

民法を専攻している者ですが、このたびの民法の一部改正、家事審判法の一部改正について意見を述べべる機会を与えられたので、専攻している立場から意見を述べさせていただきます。

現代を含めた近代法におきまして相続を認める根拠は次の二つの点にあると通説は言っております。第一は、被相続人名義の財産も配偶者等の協力による潜在持ち分がある、それを被相続人の死亡の際に清算することにあるんだということが第一点として挙げられております。第二は、被相続人の財産に頼つて生活してまいりました相続人の生活保障ということが第二の根拠であるというようにされております。この根拠の上に立つて、社会の動きに応じた民法の改正をいつも考慮していかなければいけないと存じております。

しかし、現行民法が一つの体系をなしておりまして、以上の、抜本的な改正をするということとは、よほどのことがない限り、しかも慎重な準備のない限りできませんので、やれることから手をつけていく、いわば手直しの改正をしていくと思つております。この意味で、今回の改正もその一環として見るべきもので、私は妥当なものとして評価しております。ただ、家族法、相続法の改正は絶えず社会の動向と歩調を合わせるべきものでありますから、われわれ学者を初めその衝に当たられる方々にとりまして、今後絶えず検討されていく必要があるのではないかと思つております。

今回の改正につきまして、民法サイドから見ると三つの点について意見を述べさせていただきます。 第一は、相続分の問題、相続人の範囲の問題でございます。 今回配偶者の相続分を引き上げることになりましたが、きわめて妥当な措置だと考えております。配偶者の相互の協力関係、生活保障関係をどう見てもいくかというところは、夫婦財産制あるいは離婚の際の財産分与というふうなものを総合的に見せんと十分とは言えませんが、さしあつて配偶者の相続分を引き上げることについては、いま申しましたように妥当な措置であると思つております。

最近の世論を見ますと、ことにこの十数年急激に配偶者を夫婦の財産関係の上で優遇すべきであるという声が高くなつております。かつ、現在の家族が核家族になり、家産という考え方が非常に少なくなつております。たとえば、一人娘でも嫁さんにするというふうなことは、現在そう抵抗なく行われているわけでありまして、そういう点から見ますと、家産という考え方が非常に少なくなつてきているのではないかと思つております。子の数にしましても、最近の調査では五十以下の夫婦では一・七、一・八前後であるというようにされております。これらを考えあわせると、配偶者の相続分

を従来より高めたということは非常に妥当な措置であつたらうと思つております。その上、次のようなこともつけ加える必要があるのではないかと思つております。 たとえば妻の例をとりますと、現在の三分の一としますと、夫の死亡後、居住しているうちを追い出されかねないという事態も生じてまいりまして、それは遺産分割の前は相続人の共有財産ということになるわけですね。そうしますと、遺産の中の家屋というふうなものの管理の仕方はいわば持ち分、相続分の価額の過半数で決することにいたします。妻と子が相続人である場合、妻を三分の一、子を三分の二としますと、子供がいわば連合したりますと、妻は過半数を得ませんから追ひ出されるというふうな事態も生じてまいります。 こういう例もあつたやに聞いております。そこで、妻の相続分を二分の一というふうなふうなことにいたしますと、そのような心配もなくなるのではないかと思つております。

次に、相続人の範囲ということから申しますと、兄弟姉妹が相続人になる場合に、代襲相続人の範囲をおい、めに限定したということとは、これも妥当な措置だと考えております。遺産分割の際に協議にしろ家庭裁判所ですら、この代襲相続人の範囲を無限に広げますと、協議すべき者の探索が容易でない、実務の上で大変差し支えるというふうなことはかねてから言われていたこととございまして、このような改正は妥当であると思つております。なお、このこと、兄弟姉妹の代襲相続を今度の改正で相続人の範囲から除いたかどうかというふうな意見もありません。 いわば笑つて相続人をつくらぬというふうなことは、被相続人が死んで涙を流すというふうなことがなくて財産が転がり込んでくるというふうなことで、笑つてばかりいるような相続人の出現を食い止める必要がある、そのために兄弟姉妹を相続人の範囲から除いたらどうかというふうな意見もございまして、しかし、実情が兄弟姉妹が相続人となつた場合にどういふような状態になつてくるか

という調査がまだ十分にできておりません。しかも国民感情として、兄弟姉妹を相続人とならない場合にそれがそのまま国庫に入るといふようなことは、国民感情の上から果たして妥当かどうかという問題も残ります。したがって、この改正については、今後の慎重な調査と国民意識の動向というものをよく見て検討していく必要があるのではないかと考えております。

それから第二は、今回見送られました非嫡出子の相続分の問題でございます。非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分と同じようにしようというような案が当初考えられましたけれども、結局見送られることになりました。現行どおりということになつたわけでございます。この問題は、戦後民法を大きく改正しましたときにも、子供に罪はないんだから、法の前の平等という点から言えれば非嫡出子も嫡出子と同じ相続分にするべきであるというようなことは当初から言われておりました。私もこの点については多少迷いがあるわけでございますが、世論の多くが現行法を支持している、法律婚を保護すべきであるというようになつておるとするならば、このような現行法の立場を維持していくこともやむを得ないのではないかとお思います。法律婚を支持していくということがわりあい強く言われているわけでございますが、必ずしも非嫡出子の問題は法律婚の保護という観点だけではございませぬ。たとえれば先妻が死亡して後妻をもち、その場合に、後妻を籍に入れないということになりまして、その間に生まれる子は非嫡出子でございまして、必ずしも法律婚を保護すべきと、つまり妻がいて、そうしてはかぬの女に生まれるというような場合だけを想定するわけにはいかないわけでございます。

そういうことを考えますと、将来はこの点は慎重にやはり考えた上で、改正する時期が参りましたら、改正に私は踏み切った方がいいのではないかとお思います。もちろん現在でも直ちに改正すべきだ、法律は国民の意識の先頭に立つて国民意識を引っ張っていく必要があるというような考え方もございまして、しかし、民法のような国民生活に密着した法律におきましては、国民の意識をいかに無視するような形で改正するというようなことは、私は時期尚早ではないかと思つております。この問題は将来の検討課題として研究していく必要があるが、この研究していく際に、将来たとえば平等とした場合に起こるであろう非嫡出子側と嫡出子側との相続上のトラブルをどうしたらうまくさばるか。たとえば平等とした場合に、非嫡出子の相続分の請求は金銭請求に限るべきだというような考え方も一つの案であろうと思つております。そういった事柄等を将来の問題として今後とも検討していく必要があるのではないかと存じております。

第三は、このたび創設されました寄与分の制度でございます。この制度は多少遅きに失したと言つてもいいくらいに制度ではないかと思つております。私は昭和二十六、七年くらいから十年ほど相続の実態調査をやつてまいりました。その実態調査を通じて、寄与分という制度を早急にやはり実現する必要があるということを感じました。学会でもそのことを発表しましたことがございまして、そのことを書いたこともございまして、家庭裁判所の実務の上でも寄与分を考慮しているように承つておりますし、そのような判例もございまして、被相続人の事業に力を尽くしている相続人は、被相続人といわば一種の組合を形成しているようなものでございまして、したがって、被相続人の死亡の際にその財産を清算する。清算する場合に、力を尽くした者の取り分が大きくなるということは当然のことだろうと思つてございまして、そういうようなことからして、その寄与分の制度は時宜を得た制度であらうと思つております。

問題は、相続人以外の者の寄与分をこの際考慮する必要があるのかということでございます。たとえば、被相続人の事業を助けた子の妻とかあるいは被相続人の子が相続人である場合の同居している被相続人のきょうだいとか、あるいは内縁の妻といったような、被相続人に対して相続人ではないけれども寄与した者の寄与分をどのように考へていくかということでございます。公平という観点から申しますと、これらの者の寄与分も考慮した上で、それらの者に遺産の一部を分け与えるというようなことも考えられないではございませぬ。たとえれば人によりまして、このような者を同居という言葉でくくつて、それらの者に寄与分を与えよという主張もございまして、しかし、同居という言葉をくくつてみても、たとえば隣に住んでいる被相続人の子の妻、要するに協力を惜しまなかつた子の妻はその同居から漏れるわけでございます。そうしますと、公平ということ徹底しますと、遺産分割を継がせまして、寄与した者を全部申し立てをさせる、その上で公平な分配を図るというようになつてくるわけでございます。そうしますと、大変慎重なことから準備作業というやうなものも必要でございますし、相当な予算措置を伴うものだろうと思つております。かつ、たとえば友人で、被相続人が事業で苦しんでいるときに融資をしたあるいは助ましたやうな、そのために事業が大変うまくいったというやうな者も寄与分の中に入れてしまつと、これはすべての債権者が寄与分の中に入るといふのと同じことでございます。こういう者の寄与分は財産法的に私は処理すべきものではないかと思つております。つまり、不当利得の返還請求とかあるいは物権的請求とかあるいは契約上の債権関係というやうなもので処理していった方が現行法から見ても妥当ではないかと思つております。むしろ筋論としては、相続の問題で処理するならば被相続人の子の妻に代襲相続権を与えよとか、あるいは内縁の妻を相続人としよるといふやうな主張の方が相続の問題としては筋が通るわけでございます。前者の代襲相続権を認めよということについては、これも戦後の民法改正の当時からある一部の人によつて強く主張されてまいりました。しかし、現行の相続の制度が、被相続人と一心同体である配偶者と血のつながりのある者に財産を承継させるというたてまえをとつておりますので、代襲相続権を被相続人の子の妻に認

めるといふことになりまして、いわば相続の理念とどこで調和させるかという根本問題に触れることになりまして、ですから、その点につきましても将来の課題として、どういふようにすればこの人たちに公平な働いた分に対する報酬を与えることができるかということを検討すべきだろうと思つております。

それから内縁の妻につきましても従来も相続人とすべきだという主張もございまして、何人かの有力な学者はいまでもそのように主張しております。これは立法論としてはなく、民法の解釈論として配偶者の中に内縁の妻を入れるべきだという主張もございまして、相続というものは単に民法だけの問題ではなくて、税法とも大きく関連します。それから不動産登記法とも関連します。いわばそれらのサイドにおいては形式的に相続人がだれであるかということがはつきりとしませんと大変困るわけでございます。したがって、内縁の妻を相続人とするといふ場合にはそういう行政法サイドの面からもつかまえて、そうして検討する必要があるかと思つております。

そういうことを考えますと、これらの者の寄与分の制度は将来の課題としていかにすれば達成できるかということを検討して、とりあえず今回は見送るというのはやむを得なかつたことではないかと存じております。

そのほか遺留分の改正、遺産分割の基準の改正というやうなことも、遺留分の改正は相続分の改正に伴うものでして、とりたてて言うほどのことでもありませんし、遺産分割の基準の改正も、従来具体的に挙げておりました権利の性質、種類とか職業といったやうなものを、その他の事情の中に従来入れていましたものを具体的にあらわしてきちんとしたということ、一層基準が明らかになつたということもございまして、改正して少しも差し支えないところでございまして、

また、家事審判法の改正は、私は実務に明るくありませんので、後でお二人の弁護士さんから述べられると存じますが、これも従来実務の上から

こういう措置がぜひ必要だと言われたことでございまして、妥当な措置であったと存じます。

これで意見を終わらせていただきますが、のどを痛めておりました、大変悪声になりました、御容赦いただきしたいと思います。

○委員長(塚山昭範君) どうもありがとうございます。

次に、井田参考人にお願いたします。

○参考人(井田恵子君) 御紹介いただきました弁護士の井田でございます。

私は、実務に携わっているという観点から今回の改正案につきまして意見を申し述べたいと存じます。

まず、民法改正からでございますが、第一点の配偶者の相続分の引き上げについてでございます。私は今回の改正案に賛成でございます。法案は、相続人が配偶者と子供の場合、あるいは配偶者と親等の直系尊属の場合、それから兄弟姉妹の場合、いずれの場合につきましても現行法より大幅に相続分を引き上げようという趣旨でございます。この改正案につきましても賛成の理由はただいま遺藤参考人がおっしゃいましたこととはほぼ同様でございますが、若干重複すると存じますけれども、私の考えを述べたいと思ひます。

配偶者相続権というのは、戦後新民法の大改正が行われましたときの大きな柱でございました。しかし、昭和二十年当時比べまして考慮すべき状況というのが大変変わっております。これは核家族、まあ家族構成が大変変わったということももちろん大きな理由でございます。いわゆる核家族化が進行してまいりました。それから子供の数も非常に減っております。片や平均寿命というものが大変に延びております。男性が約七十三歳、女性が八十歳近く、七十八・三三というような年齢になつてくる時代でございます。また、かつてのような家族制度のもとの家というものがございませぬから、妻は婚家から守られるとかあるいは実家から守られるというようなことがございませぬ。

で、扶養の構造も大きく変わりました。子供に母親が扶養を期待すべきものでもございませぬし、また子供自身は自分たちの生活で手いっぱいでございますから現実的にも期待はできません。しかも、相続財産の内容は、かつての家庭的なものよりも、結婚後夫婦の協力でつくられたというものが非常に多くなつてきているわけでございまして。現行の民法でございますが、配偶者の相続分は、子供が二人のときにちょうど配偶者と同一になる。子供が一人のときは配偶者の相続分は半分になり、子供が二人以上いるような状況でございます。しかも、先ほど申しましたように平均寿命が大変長くなつておりますから、父親が死亡した時点で子供は相当の年齢になつております。そういうときに起る相続、これを考えてみますと、現行の配偶者の地位というのは大変に低過ぎるのではないかと考えるわけでございます。

改正法案が相続につきまして夫婦というものを基本的な家族の構成単位と考えて配偶者の相続分を引き上げようというふうに提案しましたことは、配偶者の地位を尊重し、特にこれから高齢化社会に入つてまいっているわけでございすけれども、夫が亡くなった後の妻の生活の安定というものにも大変寄与するであろう、こういう観点から私は妥当な改正案であるかと賛意を表する次第でございます。

ただ、問題になりますのは兄弟姉妹の相続権についてでございます。これはもちろんその代襲相続も含めての問題でございますけれども、現在、都市におきましては、被相続人の家族が被相続人の兄弟姉妹と一緒に住んでいるとか、それからまた兄弟姉妹が遺産の維持、形成に關与している、寄与しているというふうなことも大変に少なくなくなつております。特に遺産が夫婦だけで築かれた家が軒あるというふうなとき、兄弟姉妹が法律に相続分がありますからと、兄弟姉妹の間でトラブルが起ると、そこで大変に配偶者との間でございまして、そういう場合におきましては、夫の兄弟姉妹に相続権を認めるということは不合理でございませぬ。しかし、都会だけではございませぬ。地方などの場合にはまだ先祖伝来の遺産というものももちろんありますし、それから民法のこれは八百七十七条でございすけれども、兄弟姉妹には直系血族と並んで扶養の義務が現在もございす。そういうふうな観点からいたしまして、将来は兄弟姉妹につきましてはこの扶養義務も解消していく、それからあわせてこの相続分というものを解消していく方向に向かうべきではないかろうかというふうな考えを申すわけでございす。

ただ、現段階といたしましては、兄弟姉妹には遺留分がございせんので、そういう活用の余地もございすから、現在は、現段階の過渡的措置として、この法案で相続分を現行の三分の一から四分の一に減らして、しかも代襲相続人はいない、めいどまりで切るといふ、こういう現実的な措置、これは妥当なことではなからうかというふうに考える次第でございます。

次に、寄与分の規定の新設について意見を申し述べたいと思ひます。

相続人の実質的な公平の見地から申しまして、民法に寄与分の規定を設けるということに賛成でございます。特に被相続人から生前遺贈を受けた場合、あるいは生計の資本としてすでに財産をもつたりした特別受益者につきましては、民法の九百三条で相続の際にその分を減らすという措置がございすのに、逆に、被相続人の遺産の維持、形成に貢献した人につきまして、それを考慮する規定がないことは、これは大変片手落ちではないかというところが従前から言われてまいりました。実際上も本当にそういう不公平な事例というものはいっぱいございす。家庭裁判所の審判におきましては実務的に審判例の積み重ねで認められておりますけれども、それだけやはり現実には公平の観点から救済しなければならぬ人があるという、そういう点から見ましても、これは明文の規定ではやはりはつきりと掲げることがよろうというふうな思ふわけでございす。特に妻

の場合でございすますが、妻はその夫とともに、あるいは夫にかわりまして、家事、育児のほかに農業や自営業に長いこと従事していくという妻がいっぱいおります。また共働きをいたしまして、共同の財産をつくるということも多々ありますけれども、現実にはその名義が夫のままになっているというところが非常に多々ございす。したがって、こういうふうな場合ははっきりこの寄与分の規定によりまして妻の権利を認めたいということが望ましいわけでございまして、現実のそういう必要性の点からも私は寄与分の規定の新設に賛成でございます。

ただ、若干懸念されますことが一、二ございす。

まず、その寄与分というのは、その觀念自体が非常にあいまいなものでございす。本来被相続人との間できちんと契約をしておくと、たとえば農業なら父子契約を結んでおくとか、あるいは自営業の場合でも報酬契約を結んでおくとか、あるいは夫婦の間でも共働きで物を買つたならば共有しておくとか、事前に防ぐといひますか、解決しておける問題もかなりあるわけでございす。できればその方が本当に望ましいわけで、なるべく寄与分、寄与分といつて後に問題にならない方がいいにこしたことはございせん。しかし、やはりこの規定が新設されますと、これに基づく権利主張が多くなつてくるであろうということが予想されます。これはやはり家庭裁判所の紛争というものを増加させることにもつながつてくるんではなからうかと思ふのでございす。

寄与分が問題になりますのは、これまで多く農業とか商業、町工場などの自営業の場合でございす。今回の改正案では「被相続人の療養看護その他の方法」による場合というのを入つております。この点いささか私は懸念するわけでございすけれども、この「療養看護」というのは一体どの程度までが通常の療養看護といひますか、扶養として寄与分に当たらない場合であるか。それからまた、この寄与分の主張ができるという

のはどういふ場合であろうかというその境目が、境界がちよつとはつきりしないように思うのでございませう。この法案では、「維持又は増加」に寄与したということと、それから「特別の」という文言が入っておりますので、普通の療養看護では入らないであろうという、抽象的にはわかるんですけれども、しかし一体、長期でしかも重病でというような場合、それがどの程度までなら特別で、どの程度までは普通なのかという境目のあたりの判定に大変混乱が生じてくるのではないかと、何か感じまして親孝行の押し売りみたいな感じもしないでございませんです。できれば余り寄与分と言わずに、これは不当利得なり事務管理なりの債権法的な考え方で解決できるものはずべきであろうというふうな思ふわけでございませう。

また、扶養との関係につきましてもちよつと混乱が生じてくるのではないかと思ひます。これは御趣旨を伺いますと、通常の扶養は入らないというふうな御説明でございませう。一般の親子なんかの扶養についてはここに入らないと言つていますが、そこまたいささか混乱が生じてくるところじやなからうかというふうな気がいたしませう。

それからもう一つは、「被相続人の事業に関する」云々ということになっていまして、主に農業とか自営業でございませうけれども、これもかつての家の維持的なことになってまいりませうと時代に逆行するようなことも考えられないではない。やはり適切な運用を期待しなければならぬ点であらうと思ひます。

なお、寄与分につきましては一番問題になりますのは、先ほど遠藤参考人がおっしゃいましたように、これを主張できる寄与分権利者の範囲でございませう。法案は相続人に限定しておりますが、わが国の実情からいいますと、相続人以外の者が被相続人の遺産の維持、増加に寄与した人というものは相当でございませう。農業や自営業に携わつてき

た場合のいわゆる嫁でございませう。それから内縁の妻とか養子縁組み届けをしていない事実上の養子、特に農村なんかでは父や息子にかわつて息子の奥さんが農地の耕作をしたり、また息子が亡くなった後も家に残つていて養父母の世話をするということがたくさんあるわけでございませう。しかも今回の改正案の中には、先ほど申しましたように「療養看護」ということが入っておりますので、特に息子の妻の寄与というものは見逃せないところではなからうかと思ひます。

これは、全国社会福祉協議会というところで、全国民生委員児童協議会が昭和五十二年に行つた調査「老人介護の実態」を見ましたところが、寝たきり老人の介護に当たつておりますのは、一番多いのはいわゆる嫁になつております。市区では嫁、婿が三五・五％、次いで配偶者が三一・四％、子供は二三・三％という結果でございませう。さらに、町村では嫁、婿が四二・七％とふえております。配偶者は三二・一％、子供は一七％にすぎませう。しかも、その介護者は介護のために勤めをやめる、あるいは休職にするとか、介護ができる勤めに変えるとか、介護しながら勤めるといふ、とにかく無理をします。そのため過労で睡眠不足、いろいろと自覚症状が出ていて、そういう人が大部分でございませう。生活上も勤めに出来ないとか、外出できない、自分の時間が持てないとか、いろんな影響があるわけでございませう。こういう介護者の持つ問題、これが多いいわゆる嫁という立場にある女性の手で現実に行われている。こういうことで、今回相続人の範囲から外してしまふということには大変に疑問を感じざるわけにございませう。

一体、息子の妻、いわゆる嫁が介護した場合に、今回の改正案ではそれはどういふふうなことになるのかというところをちよつと考へてみたわけでございませう。その場合夫が寄与者として請求ができるということになるんだらうか。その辺はちよつとはつきりしないわけでございませう。で、夫がいない場合には絶対に相続人でない嫁は受け

られないということだけははっきりしております。そこで私は、この被相続人の遺産の維持、増加に寄与した相続人に準ずる立場にある人方についての寄与分請求権を、せつかく寄与分の規定を新設する際でございますから、せひその道を開くべきであらうというふうな思ひます。特にこれから高齢化社会に入つてまいりますので、この問題は大きい問題ではなからうかというふうな考へるわけにございませう。

なお、改正案で分割の基準に関する九百六条の改正、遺留分に関する規定の改正につきましては賛成でございませう。

なお、この機会に私見を申し上げますと、民法の改正につきましては遠藤先生がおっしゃいましたように、これは深く夫婦財産制の問題と関連した問題でございませうので、相続の場合だけではなく、夫婦財産制、特に離婚の際の財産分与の規定の改正というものが今後行われていくことを期待してやまぬものでございませう。

次に、家事審判法の改正について申し上げまします。民法とあわせて家事審判法の改正が行われることは、方向として大変重要なことと賛成いたしました。特に、審判前の保全処分制度を設けまして、これに形成力、執行力を付与するという点では、これまでの不備を補つて、より審判の実効性というものを高めるもので評価いたしております。ただ、調停中の保全処分については、この場合についてと同様な執行力、形成力を職権あるいは申し立てで認めるべきではなからうかというふうな考へるものでございませう。ちよつと考へますと、調停の段階では当事者を刺激して互譲の趣旨に欠けるのではないかと、調停中というふうな執行力だとか形成力というものを認めますとまじやなからうかというふうな一見疑問も出てまいりますけれども、しかし、わが国は、家事事件については調停前置というたてまえをとつております。必ず調停を経なければならぬわけにございませう。しかし、婚姻費用の分担の請求あるいは

扶養料の請求といった事件では、多くは生活に大変困窮して立て、きょうあすの生活にも困るというふうな人が申し立てる場合が相当多いわけにございませう。これを調停が終了するまでであるいは審判までということになってきませうと、相当に時間もかかりませう。最近では離婚が大変ふえており、反面、権利意識というものも大変高まつて、調停が大変長引いたり、困難であるということが多いわけにございませう。これは調停の段階において、仮に幾ら幾ら払えというふうなことを命ずる、そういう保全の命令に執行力を持たしていただきたいというふうな考へるわけにございませう。

今回の改正で、過料の制裁につきましても、過料が上がると、こういうことになつておりますので、これは大変結構なことだといふふうな考へますが、やはりこれは保全処分につきましても執行力、形成力を調停段階から付与されることを望むものでございませう。

次に、十五條の三の改正でございませうが、審判前の保全処分につきましても民事訴訟法の規定を準用してございませう。仮処分などには担保の供与、保証ですね、これを命ずることができるといふわけにございませう。遺産分割などの場合は一応別といたしましても、財産分与とか婚姻費用の分担とか扶養料の請求、そういうことも命ぜられませう。仮処分、あるいは仮処分などを命ぜられませう。場合に、担保を提供するといふことは酷な場合が非常に多いわけにございませう。特に妻の場合、保証金がないばかりに財産分与請求ができないうふうなケースが大変多いでございませう。したがって、原則として家事事件につきましても無担保として、しかし、特別な、特に必要を認める場合に限つて担保の供与を命ずるといふふうな考へるべきものでなからうかというふうな考へるわけにございませう。なお、過料の額の引き上げにつきましても、これは二十倍というぐらゐの増額をうたつてございませうが、私は家庭裁判所の機能というものを効果あらしめるために必要な措置であらう

第三部 法務委員会会議録第八号 昭和五十五年五月八日 【参議院】

と賛成をいたします。

最後に、この相続税法の改正につきまして申し述べたいと思います。

今回、相続法で配偶者の相続分が変わることに対応いたしました相続税法の一部改正が上程されております。つまりこれは十九条の二の二号でございますが、これを改正しようという改正案が取得した財産のうち遺産額の二分の一までは相続税を課さないというふうにしよという改正案が提案されております。これは配偶者相続権を有効にあらしめるために多数の配偶者にとりましては大変メリットのあることで結構なことだというふうには私は思います。けれども、遺産の額を全く不問にしたことにつきましては疑問を抱く次第でございます。配偶者の相続分というものは、遺産の形成、維持に対する生存配偶者の協力とか生活保障というふうな意味がございますけれども、配偶者の協力、貢献というものは相続財産の多い少ない、多いということと比例するものではございません。財産があるほどむしろお手伝いさんを使うなどしまして、家事等についての協力が逆に少ないという場合の方が普通でございます。また、生活保障というふうな観点から言いますと、うんと高額の遺産家の場合には、その保障の必要性というものは逆に少ないわけでございます。そういう観点から言いますと、理論的にも、この比例して全く遺産の額を不問にして青天井にしたというところにつきましては、私は問題だというふうには考えるわけでございます。

これにつきましては、また次の相続が開始されるのでそのときでもいいじゃないかというふうには考える向きもございまして、やはりこの税制というのは富が過度に集中するというのに対しては抑制するという働きが必要でございます。また、またいわれる不労所得というふうなものは社会に還元すべきものでございます。そして、相続力のある者は税金を納めるべきでございます。すべての場合に二分の一非課税ということにいたしますと、高額な遺産家の配偶者を不公平なまでに

優遇してしまふ、そういう結果を持つようになってしまうのでございます。非課税の対象に私は最高限度を設けるべきであらうと考える次第でございます。

その上で配偶者の非課税の措置は、相続人が配偶者と子の場合だけでなく、直系尊属、親との相続あるいは兄弟姉妹と相続する場合につきまして、やはり法定相続分に応じて非課税とする、そういう措置がとられることが適切妥当ではなからうかと考える次第でございます。

一応意見を申し述べさせていただきます。

○委員長(峯山昭範君) どうもありがとうございます。

次に、阿南参考人にお願いたします。

○参考人(阿南三千子君) ただいま御紹介にあずかりました阿南と申します。

私は、昭和四十八年から弁護士をしておりまして、まだ七年がやと終わつて八年目が始まるというところでございます。こういう席に参考人として意見を述べさせていただきます機会を与えられましたことにつきましては、本当にありがたいと思っております。僭越ではございますが、私の意見としていまから話させていただきます。

民法の改正に關しましてですけれども、今回の改正は民法及び家事審判法の一部を改正するということになっております。

まず最初に、民法の改正に關しまして申し述べますと、大体四つ考えられます。一つは代襲相続に關する、もう一つは相続分についての變更、もう一つは寄与分制度の取り入れ、もう一つは遺産分割の基準の点から、こういうふうな考えて四つの点と考へてよろしいかと思ひます。

順序はちよつとあれしませうけれども、まず配偶者の相続分に關して述べさせていただきます。配偶者の相続分に關する改正に關してでありますけれども、結論的に離婚関係における内縁の妻に対する配慮を加へ、これに対する立法への努力を前提にして賛成したいと思ひます。

配偶者の相続分が認められたのは昭和二十二年以降でありますけれども、これは憲法改正に伴

い基本的人権尊重と平等主義の見地から旧民法の改正の一部として行われたものであります。ところが、この時代と現在とは法の予想する家庭とか世帯とかに相当の変化がありました。社会を構成する最小単位としての家庭はいわゆる核家族化と言われる、配偶者双方と未婚の子供たちで構成される傾向が大変強くなつております。しかも子供の数は現在において一人ない二人にいきません。そういう家庭が一般的になつております。そうして子供の数はこれ以上家族世帯の中で少なくなつていく傾向はさらに進む傾向を示すのではないかと思量されます。

何よりもそういうような家庭でありますれば、そういう家庭を維持し発展存続させるのは、これらの家庭の構成員であるなかなか配偶者双方の協力ではないかと思ひます。しかも従前に比し夫あるいは妻の兄弟姉妹とその配偶者双方の関係も昭和二十二年当時と同様の関係がある、そういうようなものは考えられなくなつてきました。そういうことは、従前に比し未婚の子と家族の維持、発展をさせるに於いて、強力な結束と相互協力が家庭にはどうしても必要になつてくるのです。被相続人の死亡によつて残された配偶者の相続分を關し、被相続人の相続財産に蓄積されていけるのであらう配偶者の右相続財産への維持、発展への協力を願はれる、かつ相続人である配偶者の将来の生活を維持、確保する意味から最大に評価されてしかるべきだと思ひます。この折、子供の数が減少し、被相続人の財産を維持、発展せしめた配偶者が、その相続分で子供より低い評価を受けることは不合理であり、二分の一に改正することをさきわめて妥當なことではないかと考えられます。

そうした方向性は、被相続人の死亡後直系尊属がなく、直系尊属と配偶者により相続が行われる場合においても、右相続財産の維持、発展に最大に貢献を考へられる配偶者に考慮を払い三分の二に相続分を、さらに直系尊属も死亡している場合に被相続人の兄弟姉妹と共同相続する場合に四分

の三の相続分を認めることは妥當な結論として考へる次第です。

ただし、改正案に關しまして内縁の配偶者に關して考慮しているところが見えませんが、見せていただきたまは「相続に關する民法改正要綱草案」について、法務省民事局の方で相当改正に對する意見の積み重ねや研究や努力が本當に感じられるものでなければならず、この中でそういうような意見は見当てることができませんが、しかし、やはり同様に意見の積み重ねや研究がなされたことは當然考へられるわけなんです。確かに内縁を確定する作業の困難なこと。相続財産について内縁の配偶者を相続人とすることに、遺産分割を円滑に行う意味でそういうことから内縁というものの特定を考へなければならぬときに障害が生じてくることは考へられることです。しかし、婚姻届を出しているか否かとの違いで、内実は、社会的にも当事者間も結婚生活が行われているとき、すなわち婚姻とされる場合は、少なくとも内縁配偶者は被相続人の相続財産を維持、発展、貢献してきたことには変わりはないのですから、被相続人の生活に最も關連が深く、相互協力してきた場合には、もちろん子供がこの間生まれていけば通常は婚姻届も出されるわけですが、子供がない場合に出されない場合も多く、子供がいれば子供を通して将来の生活を望むことも可能性は残されているとしても、子供がない場合に、被相続人の直系尊属、兄弟姉妹に、みずから維持、貢献してきた被相続人の相続財産を奪われる事態となつてきます。実務上こういうケースに遭遇した場合に、何らの歯どめが遺言以外にないときやりきれなさを感ずるものです。もちろん寄与分制度の保護外に置かれても、これは、寄与分制度そのものが相続人間の公平というところから生まれてきたものでございまして、しかし、内縁といつても、労働基準法の七十九條の遺族補償の關係とか、実務上の關係でどういふふうに行われているのか。また、判例關係に關しても、これまで離婚、内縁關係の特定に關する積み重ねがある



わけですし、こうした積み重ねの中から準備、内縁配偶者に対する配慮を考えていっていただきたいと考えるものです。

たとえばの話ですけれども、これは案ですからそういうふうな受け取っていただきたいわけですが、たとえば家裁において、寄与分制度に準じるような形で、相続財産にそうした準婚の内縁配偶者の被相続人の相続財産に対する維持、発展、貢献を考慮し、この部分を相続財産から控除するという案も考えられるものです。これは案としてです。また、いろいろな方向性があると考えられます。また、立法という方向から、必ずしもそういう方向性ではない、民法的な考え方から先ほど先生に論じていただきましたが、そういう方向性も考えられるわけなんですけれども、いずれにしても、そういう方々の配慮ということを考えていっていただきたいと思うのです。

次に、嫡出子と非嫡出子の相続分に区別を設けた点でございませうけれども、非嫡出子は、出生に關し自己が選択した上で非嫡出子になったわけではなく、非嫡出子の将来に關しても、嫡出子に比して苦い差別が予想されるものです。法律婚制度及びその根底に流れるものでその差別を是認するものか、現在において大変返答に困るものです。方向性としては是正措置を考えながら、時期を選んで具体化してほしいと、こう考えています。

次に、代襲相続に關しての問題です。これに關してですが、今回の法案では代襲相続に關して兄弟姉妹の子の程度にとどめるといふふうな趣旨と、これが改正案として出ているわけなんです。兄弟姉妹の代襲相続に關して、血統主義から現行法どおりの徹底した代襲相続をとるべきものであるか。前に述べましたとおり、核家族化された社会の中で被相続人と兄弟姉妹との関連もあわせ考へるとき、また被相続人の兄弟姉妹自身、おおい、めい自身であれば、これは被相続人ととの関連で面識もあり、大なり小なりの相互関連や援助協力、そういうことも考えられるんですけども、そのめいやおいの子に至っては面識さえ危ぶまれるよ

うな状況ではないかと思量いたします。

また、実務上も遺産分割手続を進める上において非常に相続分が細かくなり、たとえば何十分の何というふうな、ひどいときには何十分の何というふうな非常に複雑な相続分として關係を生じてきた上に、代襲相続人の行方がどこにいるかわからない。その調査が必要になってきますし、その手続を完了するというところについては複雑で時間的な問題で手間のかかることから考えまして、その改正案に賛成するものです。

ところで、問題になります代襲相続につきましても、これは被相続人の配偶者の代襲相続についての考慮、これは何かと立法の考慮を払っていただきたいと思うのです。配偶者の死亡の順位が、たとえば被相続人の死亡の前と後において、その相続権を認められるか否かになってきます。この場合、まして死亡した被相続人ととの間に子供があれば別としても、子供のいない場合に死亡した相続人は推定相続人としての立場もあつたはずで、生きていたときには推定相続人として、不慮の事態と、その亡くなられる前については、そういうことについての配慮を考えていたはずで、そのころか、その死亡ということになって、不慮の事態に伴い自分の相続人が相続分がふえるというふうな形になってくるのではないかと、思います。

確かに、代襲相続自身の考え方、それからいままでの流れから見ると、若干異質というふうなことも考えないのではありません。これはたとえば、農家とかいわれる自営業とか、そういう關係で一生懸命尽くしてこられた長男の嫁と言われる方が、長男が先に死亡した場合の嫁が結局義理の父と母とそういうような關係で、その方々がお亡くなりになって、その方々の相続財産に關して義理のきょうだいというふうな方々の間で相続権を主張された場合には、大変苦しいケースになってくるということが考えられます。立法上確かにそういういわれる立法の流れとか立法の趣旨とか、そういう基本的なことはあるかもしれませ

んが、これは何らかの立法の処置を求めて、この点だけは不慮のことかほかに起こるとは思われなれないと思つたので、これは何とかしていただきたいと思つたのであります。

それから三番目に寄与分に關してでございますけれども、これは従前に、家庭裁判所におきまして遺産分割に際し相続人間の公平を図るといふ意味で認められてきた制度でありまして、もちろん認めるケースもありまして認めないケースもあつた。そういう非常に不確定なものを、今回民法の改正におきまして、寄与分制度としてそこをしっかりと明文化されることになつて思つた。この折におきましても、やはり寄与分の制度そのものは、いわゆる相続人間の公平とは言われても、いわゆる範囲が相続人という特定があるわけなんです。これをもう少し広げて、実質的にいわゆる被相続人に対して、非常に被相続人の相続財産に關してこれに維持、貢献、発展のために尽くしてきた方々に対して、何らかのそういうものを考えられないかというところは考えられるわけなんです。ただ、寄与分制度自身がそういうふうな流れで生まれてきました關係で、そういうふうな発展的に考えることにつきまして若干問題はあつて思つては、立法上の問題としてこれを考へていくことはまた別にできると思つた。努力をしていただきたいと思つております。

それから、民法の改正の中で最後に家庭裁判所の遺産分割に關して、従来の遺産分割の方法をもう少しはつきりさせた形で特定しております。これは九百六条の改正でありますけれども、従来は「その他一切の事情」として、具体的には審判とかそういうものが「一切の事情」の中に含まれて考慮された事情の中のものも特定し、かつ明文化したものでないか。またそういうふうなものではないかと思つた。また、その際におきまして、こうした深い配慮が払われますことは大変よろしいことではないかと思つた。たとえ

ばどういふことかと申しますと、遺産相続の相続人の中におきまして、たとえば精神病の患者がいるとか、あるいはそういう者ではなくても長年病状にある、あるいはそういうふうないろいろなことから考えまして、あるいは職業とかそういうことから考えまして、これは遺産分割に本当にみんなの相続人間の声をかけた遺産分割になるのには、こういう明文化があつた方がよろしいと思つております。

次に、家事審判法の改正に關してですけれども、特に同法の十五條の三に關して意味があらまされども、これは前に仮の処分に關することになりまして、家庭裁判所が積極的にそういう仮の処分を進めることによつて、仮差し押さえ、仮処分、そういうふうなものに關してこれに關して、早急で的確な処置を考へられるということについて、特に執行という面から非常に必要なことだと思つた。これに伴ひまして、財産分与に關して特にその実効がはつきりしてきて思われるわけなんです。さらに同法の十五條に關しても同じようなことが言えると思つた。

ただ問題は、これは調停前の、調停申し立て提起の段階のときにはどうするかということについては、従前どおりということなんだろうと思つた。従前どおりであるならば仮処分とか仮差し押さえとか、そういう制度というのは、これはいふ必要が生じてくるかわからないものでありますから、この点の考慮につきまして、調停前まで認められる立法の方向をお願いしたいと思つております。

あと、相続税法の關係ですけれども、先ほど井田参考人が述べられましたことと同じでございすので、省略させていただきます。

○委員長(兼山昭範君) どうもありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○寺田熊雄君 各参考人の御意見を伺いますと、皆さん全部この法改正に御賛成になつておられますが、それだけじゃございませんで、寄与分の対

象となる人をもつとふやすうに、たとえば子の妻でありますとか、事実上の養子でありますとか、内縁の妻もその対象者に含めよというような、非常に進歩的な御意見を述べていらつしやいますので、私としましてはもうお尋ねすべきことは相統プロパーの問題では、ございません。私どもの党——これは社会党でございますけれども、昭和五十年から大体こうした内容——実はもつと進んでおるんでありますけれども、こうした内容の改正法案を国会に提出してきております。そういう意味で、この相統プロパーの問題では余りお尋ねすることはないのですけれども、ただ、非常にいい機会でございますので、若干、たとえば婚姻の効力でありますとか、夫婦財産制に関連する問題などについて、ちょっと御意見を伺おかせいただければ非常にありがたいと思ひます。

この法務委員会には、国会における女性の議員の方々、ことに参議院の婦人議員の方々から、婚姻の効力の中で夫婦同姓の点ですね、民法第七百五十条を改正して、夫婦別姓の制度を採用しろというふうな請願がたびたび出ております。この夫婦別姓の制度を採用すべしという婦人議員の請願については、皆様は御賛成になりますか。あるいは反対なさいいますか。その点の御意見をまず伺ひたいと思ひます。

それから第二点としまして、夫婦が相互の協力によつて形成いたしました財産、これは学者の意見は、大方、夫婦の共有であるとしておること、皆様もおっしゃいましたが、しかし、いまの民法や不動産登記法上、夫名義の登記がなされておりますと、やはり夫の固有財産というふうに見られておるのが一般ではないかと思ひます。その点をどういうふうにわれわれが開閉をしていくか。第三者の關係、取引の安全を考えますと、夫名義の不動産は夫の固有財産だと第三者がそれを見ることがきわめて自然でありますし、その立場を崩しますと取引の安全が損われるわけです。しかし、少なくとも夫婦の間においては、これは共有であるとしていいのではないだろうか、こういう

見地もあつてでしよう、二十年以上夫婦であつた妻に対して居住用の財産を贈与する場合には贈与税をかけない、ただし、それは一千万円を限度といたしますが、そういう制度があることは御存じでしょうかと思ひますが、これはやはり夫婦間においても夫の名義の登記がなされておる場合は夫の固有の財産だという立場で、わざわざそういう非課税の制度を設けたんだろうかと思ふんですけれども、何とかこの夫婦間の共有というものを一般に広げていく工夫はないものだろうかということをお尋ねするから考へておるわけです。まあ妻思いの旦那様は初めからもう不動産も夫婦の共有にして登記しておくようでありまして、そういう場合には問題はないうんです。夫名義の不動産についての問題でありまして、この点についてはどういうふうにお考へになりますか。

それから御承知のように、国際私法の分野で法例という法律があることを御存じだと思ひますが、その法例では、婚姻の効力について「夫ノ本国法に依ル」という規定が現在ありますが、私どもの考へ方ではこれは男女の平等に著しく背馳するといふ考へ方を持っておりますが、皆様方はどうお考へになるか。

以上の三点について簡単に御意見を伺ふことができましたら大変幸ひであります。  
○参考人(遠藤浩吉) いまの三点でございますが、第一点の夫婦別姓でいいではないかということでございますが、わが国も昔は夫婦別姓でございました。平安時代は別氏でございました。キリスト教が入つてまいりまして夫婦一体制ということ、同一の氏を称するということになつたわけでございますから、私は別氏で少しも構わないと思ひますけれども、これは意識調査をやりますと、わりあい婦人層から同一の氏がいいという、かつてそういう調査結果がございました。したがつて、この意識がどうなつておるかということが、私大變問題だと思つております。最近は大分變わつておるかと思ひますけれども、単位をたとへば二千人とか三千人ではなくて、何万あるいは場

合によつては何十万という、そういう世論調査をぜひやつていただいで、そういう意識がかなりそちらの方に動いてるのであれば、私は別氏で差し支えないと。むしろその方が従来のわが国の伝統から見ればかえつて望ましいとも言えるわけでございます。

それから第二点でございますが、夫婦財産の共有という問題ですが、これは立法論として恐らく大部分の学者は共有——將來は共有にすべきだと言ふことだろうと思ひます。それから、現在夫名義の財産は実質上は共有だと言ふ学者もかなりございます。しかし、対第三者に対する關係では取引の安全上それはやむを得ないんだということだろうと思ひますが、現在私はまあ何人かの人に相談を受けたことがございますが、夫婦共有の登記にしたいと言ふ夫婦は大分ふえております。ところが、税の制約がありましてなかなかそれがおいそれといけない。たとえば持ち分を半分ずつというようにしますと、贈与税という問題が絡む。それから妻は、一体あなたはどこから金を取得したんだというふうなことを執拗に聞かれるというふうなこともございます。ですから、なるべくならば夫婦共有の登記の促進ということが望ましいわけであつて、そのためには税法上の対策ということをぜひ考へていただきたいと思ふわけでございます。

それから国際私法の問題でございますが、私、国際私法は余りやつておりませんのでよくわかりませんが、法例全体の立場からやはり検討する必要があるのではないかと思ひますので、この婚姻の効力についてだけ検討するということ、私は私はいかかなものかと思つております。

○参考人(井田恵子君) まず第一点の夫婦別姓でございますけれども、現行法が結婚に際して強制的にどちらかの氏にしないかやいなないというふうになつておること、これは私も非常に問題でなからうかと思つておられます。やはり結婚して夫婦になりましても人格は別でございます。それから氏というのは、民法改正が行われまし

たときに、これは昔のような家の名称じゃなくて今度は家庭の名称、ファミリーネームとか、まあ符牒とか、いろいろ言われたわけでございますけれども、家庭と言ふよりも、やはり結婚いたしましたしても男、女それぞれ個人として人格権を持つておるわけで、何もかも夫婦一体ということとは問題であらうと思ひます。

で、氏というのはやはりどうしても人の一生について回るものでございまして、五十一年に民法の一部改正が行われて、離婚の際に必ずしも復氏しなくていいと、こういうことになつたわけでも、現実的に一歩前進したんでございましてけれども、根本から考へますと、これはどういふ氏を名のるかというものを法律で一方だけに強制するという特別の必要性もないし、逆にまた弊害も多からうと思つてございまして。

諸外国では夫婦別姓で通してるところもございまして、それぞれ個人として生きていくということには、この氏という問題で一緒にたにされてしまふということ、いろいろ問題が出てくる。離婚いたしましたも、氏が變れば、ああ、あの人は離婚したなということがすぐわかる。これは子供の場合も同じでございます。人格を個人として尊重するといふ観点から、夫婦は結婚に際しまして別氏を名のすることもできるという選択の余地のある改正が行われることが望ましいいんではないかというふうには私考へております。

それから夫婦財産制の問題でございますけれども、現行民法は夫婦別産制をとつております。これはいま弊害の面が多く言われるんでございましてけれども、別産制がとられましたことには大変大きなメリットがあつたわけでございます。旧民法のときも、まあたてまえては別産制のようでありましたけれども、夫の管理権とか収益使用権とかいろいろなことがありまして、夫によつて支配されていたわけでございますけれども、新民法ではそれを取り除いて、それぞれが自分の財産を持ち、自分で処分したり使用収益できるということ、これは夫婦人格対等という観点から大



変更ましいことなわけでございます。

特に、最近はおく女性というものがふえつつある。自分で働いた物を自分の名で所有して、それを利用するというその原則は、人格の独立をはっきりさせる意味で大事なことでなからうかと思ひます。したがって、別産制というものを基本に置くという事は、これは私に必要であろうと思ひます。ただし、そのために起こっているいろいろな弊害。あんまり純粋な別産制じゃないで、これは手直ししていく必要はあろうかと思ひます。

そこで、その手直しの方法の一つとして、今回問題になっております相続時における改正というものが行われるというふうにも解されるわけでございます。

それから、離婚の際の財産分与というものがもとと実質的に平等の観点から見直されるということも必要であらうかと思ひます。

また、居住用の不動産に關しましては、これを譲渡するのが勝手に行われることによつて他方の配偶者が受ける弊害というものは、これは何とか阻止していく方向での改正ができないものであろうか。たとえば居住用不動産を他に譲渡する場合には、他方配偶者の同意を必要とするというふうなことも考えられるかと思ひます。

したがって、現行のその別産制を維持しながら手直しのできるかはやるといふふうな方向が望ましいのではなからうかと思ひます。

居住用不動産につきましても税制の問題がございますが、これも夫婦ならば何でも贈与しても無税だということは、私はやはりこの別産制のよきというものを失わしてしまふし、また逆に混乱も招いてしまふ。第三者から見ると夫の物だと思つたところがいつの間にか妻の物に変わつていたかということもなつて、取引の安全も阻害いたします。これは夫婦だからといって直ちに無税と、贈与税を課さないということは私は行き過ぎであらうかと思ひます。

ただ、居住用不動産に關しては生活の根拠でございますので、現行の贈与税の制度で婚姻期間二十年の者について一千万円まで非課税と、こういうことになつておりますけれども、これはいまの状況から見ますと、わりに若い夫婦がほとんどローンなんかで不動産を購入する、居住用不動産を持つ機会が多くなつております。ある調査によりますと、もう十年前後で不動産を購入する傾向が出てきています。そういうので、そういたしますとこの二十年という期間はいささか長過ぎるんではなからうかと、したがつて、この期間の短縮、あるいは現行では一千万まで控除というふうになつていますが、それをもう少し上げるとかいうことでそこは対処できるんではなからうかというふうにも考えられます。

それから法例の点につきましては、仰せのとおり、私はこれは夫の本國法によるということとはやはり男女の平等の観点に著しく反すると、その観点から私も現在の法律には疑問を抱いております。

以上でございます。

○参考人(阿南三千子君) 夫婦別姓のことにつきまして考へておられることを述べます。

一応結婚いたしましたして、現在のところ戸籍法上では夫の名前を名のつてもいいし、あるいは妻の氏を名のつてもいいと、こういうふうに記載されています。ただし、夫婦の氏というものを共通にするという方向では同じです。ですから、その中に考えられます。たとえば夫の氏を称するから夫の家に入るというふうな考え方というのが現在の法律の中で考えられるのか、それとも戸籍法上から見て一つの家族を構成する名称として考えるのか、そういうことになるわけですが、私も一つは一つの家族のいわゆる呼称として考えられるのではないかと思ひます。ですから、どちらを考へても、どちらにしても別に構はないし、じゃ両方別々の姓にしたいと、こういう場合に思ひ切つて、そういうときには別々にするかと、希望する人はそういうふうなことになるかと思ひます。

す、今度はいわゆる呼称としてのものと、ある人はそうだしある人はそうでない、そういうこととはできませんので、一斉にやはり戸籍上そのなるといふようなことになつてきます。いずれにしても夫婦別姓——私の考へでは氏というのは家族の一つの呼称でございますので、どちらにしてもそういうお答えを、質問をしていただきました人のおつしやる危険性とか、そういう考へを必ずしも別にしなからうか、そういうことまでは考へていません。ただ、どうしても氏について男女平等なんだからそういう形でしようかという方向になりますれば、私の考へでは方法はいずれにとつてもいいということになりますので、そういう方向がよいということになり、いわゆる民事的意識というふうなもので、そういうふうなものがあつたらば、そういうふうな改正でも構はないと。非常にいいと思いますけれども、そういうふうな回答をさせていただきます。

二番目に、夫の名前になつてくる財産についてでありまされども、これは確かに夫が対外的に働き、妻が対内的にやつておられる場合に、その妻が一生懸命家事に貢献して、あるいはいわゆる働いておられるので、たとえばローンを組む場合でも夫の名前になるのが普通だと思ひますが、そういう場合で、しかしそういう中にその財産を取

得、維持、発展させるという力が、女性の家事とかあるいは日常の生活についての貢献を通じて積み重ねられていくというところは十二分に考へてその共有財産にし、夫の勝手な処分ということを防ぐという意味におきまして何らかの処置を加えるというところは非常によろしいんではないかと考へます。ただ、こういう点についての立法化ということとは考へておかなければならないことだと思ひます。

というの、じゃ、女性の、いわゆる妻の共有分がどのくらいになるのか、一年ではどのくらいなのか、この人の場合はどのくらいなのか、それは

は対外的に不動産登記法として表示しないものですから、そういうものは対外的にわからないわけですから、そういうものと、いわばどういふ形になつてくるかと言ひますと、現在の民法では虚偽表示的な考へ方になつてきかぬか。取引の安全から見て現在のところはやむを得ないけれども、何とか対外的なものを、いわゆる登記的なものを何らか工夫することによつて処分というふうなことは將來考へられないか。若干むずかしいとは思ひますが、そういう方向性であるとは思ひますが、いまのところはやむを得ない。現在の夫の名義の固有財産は、現在のところ取引の安全の点からはやむを得ないかと思ひます。

ちよつと第三番目の法例のことに關しましてですけれども、この点に關しましては、外國法のことにつきまして余りよくわからないところがありますので、申しわけありませんけれども、答えを控えさせていただきます。

○宮崎正義君 きよはお三人の参考人の先生方、大変御苦勞さんでございます。本場に貴重な御意見ありがとうございます。

三人の御意見は、この法案に對しましては賛成というふうなお立場のように承りまして、そして總体的には、一番最初に遠藤先生がおっしゃられました、この法案の改正については総合的にはまだ十分ではないというのが全体の三人の参考人の先生方の結論のように私は受けとめました。

と申し上げますのは、それぞれ者ごとの問題にいたしまして、改正の家審の問題にいたしまして、いろいろ御意見がございました。そういうことを考へていきますと、それが結論になつて、これからこの民法についての改正も十分考へていかなからならぬんじゃないかというふうな私どもも受けとめてこの法案の審議をいたしたいと思ひます。

そこで、参考にお伺ひしたいのでございますが、厚生年金保険法がございまして、これの「用語の定義」というところに第三条というのがございます。その二項というところについて

う条文がございませぬ。「この法律において、「配偶者」「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとす。」と、こういう条文があるんでございませぬ。これは私法に申し上げてみますと、事実上内縁の妻にもこの厚生年金の中の遺族年金というものが支給されるというふうなことだと思つておられます。こういう面から考えていまして、お三人の参考人の方々の御意見、妻の相続権の問題と、その例をおとりになりまして夫が先に死亡した場合、その被相続人からの相続を受けることができないというふうな問題、年金とは違つたと言へばそれつきりでありませぬけれども、日本の国の法律の中にこういう法律があるにかかわらず、今回の改正でも考慮されてなかつた、こういう点について一点お伺いをいたしたいと思つておられます。

それからもう一点は、確かに現在の状況から、現在の社会情勢からいいますと、この法案を提案するのには、核家族化が進んだことと子の数が減少したことによつて、家族構成にかなりの変化を生じておられる。これはそれぞれのお立場でお述べになりまして、これは現在の状況であるから、いまの状況に合わせて民法を改めるのはこれは至当だと思つておられます。逆な形になって、子供がふえていくというふうなことになるかと、現行法がよくないか、あるいは改正法がよくないか、こういうところにもいささか疑問があるわけですね。と申し上げますのは、相続問題については相当な複雑な事例がございませぬ。そういうこと等から考へて、時間がございませぬから具体的に申し上げられませぬですけれども、逆な場合になる場合に今度は改正する法律案が妥当になっていくのか、また改められていくか、逆な場合になるのか、こういう点についてお三人の参考人の先生方に伺つておきたいと思つておられます。

○参考人(遠藤浩吉) 第一点の内縁の問題でございませぬが、社会福祉の關係ではほとんどの立法が

配偶者——括弧して内縁を含むようにしてあります。私先ほど申し上げましたように、学者の中には相続法の配偶者の中に内縁の者を含めるように解釈すべきであるというのを主張される方もございませぬ。事実、民法の七十一一条という条文がございませぬが、そこに、たとえば自動車事故で死亡した人の配偶者、父母、子という、これは判例でその配偶者の中には内縁の者を含むという解釈をしております。ですから、解釈としてできないわけではございませぬ。しかし、私先ほど言いましたように、相続の場合は行政法と大変深く関係いたしますので、現行法の解釈としては無理ではないかと。そうしますと、内縁の配偶者は大変気の毒だと。たとえば現在の実務の取り扱いは判例ですと、内縁の夫婦が別れますときには財産分与請求権を認められておられます。ところが死に水をとつてやると何ももらえないと、それは不公平じゃないかという、これはよく言われることです。そこで、何人かの学者がこれ主張しておりますけれども、離婚の際の財産分与請求権を被相続人、つまり夫の死亡の際にも類推適用できないか、そういう考えはできないだろうか。で、家庭裁判所に私は内縁の妻だと、だから離婚の際の財産分与請求権を離婚の極限と解すれば、つまり、婚姻の解消と極限概念として解すれば、できないわけじゃないかというふうな解釈もございませぬ。ただ、相続法の解釈としてその中に入れるのは私は無理ではないかというふうに思つておられます。

それからもう一つの問題につきましては、これは配偶者の問題でございませぬでしょうか。○宮崎正義君 いや、そうじゃなくて、この法案……、家族構成ですね。○参考人(遠藤浩吉) これは、子の数が多くなる少なくなるというものは、この立法の際に、この立法趣旨の中にも子の数がいまこういふふうになつたからということもあつてありますけれども、やはり一番大きな今度の改正の動機になつたのは、配偶者の意識の高まりだと思つておられます。ですから、配偶者の財産法上の地位を高めてよという声だと思つておられます。子の数には私は関係なく、やはり高めた方がいいというふうに考へておられます。ですから、将来子の数に變動が生じたとしても、それはこのままでよろしいのではないかと。相続というのは二分の一とか三分の一という数字であらわしますから、実際の家族形態というのは非常に多様性がございまして、二分の一、三分の一で割り切れないというふうな問題がたくさんございませぬ。それは遺言によつて妥協な結論を得るということ以外には私はないのではないかと。と思つておられます。

○参考人(井田恵子君) 最初の問題でございませぬけれども、これは内縁の妻を民法上どう取り扱うかという問題でございませぬ。相続におきまして内縁の妻も相続人とするというには、私はやはりちよつと問題ではなからうかと思つておられます。ございませぬ。これはやはり婚姻主義、婚姻届を出した者を尊重するという現在のたてまえをまず大きく崩してしまうということも一つの理由でございませぬ。そこで、たゞ現実的には届け出を出してないだけで実質は夫婦であるという、そういう夫婦につきましても保護をやはりしなくちゃいけないという現実的要請がございませぬ。それをどう行うかというところで、これは先ほどちよつと申し上げましたけれども、相続におきましては、私は、これは寄与分という形で寄与分権者としての資格を認めるということで行うのが妥当ではないかと。ちよつと考へます。

それから二番目の問題でございませぬけれども、子供の数が将来ふえるかもしれない。ふえた場合にいまのまた相続分ともいふものの変更が考へられるかという御質問かとも思つておられます。これは、やはり新民法というものをどう見るか。私は、やはり新民法が予定しております夫婦と未成年の子から成るそういう家族というものを念頭に置いておられますので、そういったときに、子供がふえようかと思つておられます。配偶者は配偶者としての位置づけというものは確立されていよかろうと思つておられます。配偶者の地位、妻の地位というものを一定のところに置いて高める、確立するということになるのが妥当であらうというふうに考へます。以上でございませぬ。

○参考人(阿南三千子君) 厚生年金保険法の関係で、いわゆる保険の、年金等の支給が、被相続人の死亡後に相続人である配偶者でなくても、いわゆる内縁と言われることにつきましてそれが認められておられるということでありませぬけれども、私も、内縁関係が現行法上どの程度まで認められているかと考へたときに、内縁関係は内縁関係の維持存続、内縁関係は内縁といふわけの権利、内縁の利益イコール権利というのですか、その範囲内で認められると言つておられるのは、たとえば労働基準法とか厚生年金保険法は、そういう方向からもう一歩突っ込んで、これは、むしろ相続の方向性があるのではないかと。むしろ単に相続関係だけの維持だけであつて、もう少し突っ込んだものがあつて、これについても、私、もちろん民法研究しているようなそんな者ではないかと思つておられます。そのところは食ひ込んでおられるか食ひ込んでないかは、私の方で正確にそれを論ずることはできないとしても、そういう方向性がある以上、内縁の妻に關しては婚姻届を出してなかつただけのことなんではございませぬから、それを配偶者に準じて、準婚として扱つていく、そういうことはできないものではないかと考へておられます。特に、じや、相続の中でどのようになつていくかといふこと、いろいろな方がある、私はむしろ積極的にこれはいろんなことに立法上の介入がかなり予定されるかもしないかと思つておられます。それは、いわゆる配偶者の中に内縁の妻といふものを認めてよといふことではないかと思つておられます。内縁の妻とただ認めるというふうなことになると思つておられます。

のか、そういうものを考えなければならぬ。それはなぜかという、内縁の妻でも、もちろん私が言いますのは準婚といわれる内縁の妻でございませうけれども、それにつきましても、この人が内縁の妻なんだと、いわゆる準婚の内縁の妻なんだと、そういうふうな人だということを証明することがなかなかむずかしいし、何をもちてそれを証明するということにならな方向になってきますと、たとえばの話ですけれども、緊急にまた家庭裁判所の許可とか、たとえばそういうことが仮にできずれば、それは非常にスムーズに進むことではないかと思えます。あるいは関係法案もあることですので、たとえばそういう方向性を考えながら、現行法ではちよつとむずかしいとしても、将来の可能性として、そういう手続的な面からある程度できるものであれば解釈上入れていっていただき、あるいは明文上入れていただき、いわゆる特定の制度がある程度具備するというようなことになってきて、それとほかの法律関係でうまくできるというふうなことであれば、その段階でいゆる入れるということで、現在のところでは無理としても、将来の展望として考えていただきたいと、そういうことです。

二番目に、子供の関係でございませうけれども、相続に關しまして妻の寄与分はふえたわけではなくて、妻の寄与分は、それだけ被相続人の財産に對しまして、社会の最少単位である家庭、その被相続人の名義になっているところの相続財産に對して、妻がその相続財産に對して維持、発展に寄与した分について、その死亡を境にして顕在化してきたものでございませうので、その分ということも、だから子供がふえるということでは、そういう関係では余り関係がないというんですか、関係がなくなつていくわけなんです。ただ、確かに状況等がそうであるから、将来のそういう状況、たとえばこの質問の場合には子供の場合でございませうけれども、そのほかに社会情勢、たとえばエネルギー問題なんかありますので、たとえばそ

の社会的なものがどのようなふうに変化していくか、そのときにはちよつと私も、それはそのときの確にとらえて状況判断した上でまた考えていただくというほかはないのではないかと思ふんです。

○橋本敦君 きょうは御意見ありがとうございます。二点だけちよつと伺いたいんですが、まず第一点は、単純に考えてみますと、妻の座を尊重した権利を守ることでの、今度の相続分についても寄与分についても御賛成ということ、また問題は別として、御意見を伺って私どもの参考にさせていただくことができますが、単純に考えますと、夫婦が結婚いたしました、二人で一生懸命働いてやつて一軒の家を持ちました。その相続財産がその家だけだといひますと、妻が二分の一を相続する。そうしますと、実質的には夫婦の共有であつたその自分の共有を相続すると、こういうことになるわけですね、二分の一ですか。しかし、そうではあつても、それ以上にやつぱり夫との生活で妻は寄与している部分がたくさんある。そういう場合に、二分の一の残つたものが子供に行くわけですが、その二分の一に對しても妻は寄与分としての請求をし得るのかどうかという問題が一つやつぱり子供との関係であり得ないかどうかと私ちよつと心配するんです。そこらあたりちよつとどういふふうにお考えいただいておりますか。

それから第二点は、これは全然これと関係ないんですが、言葉というのは長い歴史やいきさつがありましてなかなか変わらないものですが、直系尊属、直系卑属という言葉、まあ尊属という言葉はともかくとして、私は直系卑属という言葉がどうもきらいなんです。おやじから見ると私は卑属になるという……。だから、何かいい言葉が、民法研究していらつしやる方、実務に携わつていらつしやる方でお考えつきがないものだらうかというふうにも考えておるんですが、まあざつとばらんな御意見を聞かしていただきたいと思ひま

す。

○参考人(遠藤浩君) 遺産が一軒の家だと、こう仮定しますと、いまのように実質上は夫婦の共有ではないかと。そうしますと、夫の仮に持分が二分の一だとしますと、妻は二分の一取るのはあたりまえなんです。だから二分の一プラスアルファな起るんだと、だから二分の一プラスアルファなんだという考え方が当然でございます。それから、そういう主張も出される人もかなりおります。しかし、いまの考え方は、妻のいわば潜在的持分である二分の一が相続を機として浮かび上がるんだと、それが相続分だといふように考へておりますので、将来、夫婦財産が共有であるといふことになればいまのようなお考えになるかと思ひますけれども、いまのところは潜在持分の顕在化ということ、このままでは仕方ないのではないかと思つております。

それから第二の点でございませうが、この直系卑属というのは本当にやらしい言葉で、私最近、誤りやすい日本語という、何人かの学者と本を審きましたけれども、法律用語調べてみますと本當にいやらしい言葉がありますので、ところが改正しますと、どういふふうに改正したらいいのか、美しい言葉一体あるのかないのか、ひらがな入れてどうなるのかということになりまして、なかなかいい言葉が見つからない。これは文部省の国語の方の審議会なんかでもいろいろ検討しておるようございませうが、うちの大学に大野という日本語の権威がおりますが、彼に聞いても、おれにもいい案は浮いばないといふことで、ひらがなを入れないとも適当な言葉が見つからない。ひらがなを入れるということとは法令用語として妥当かどうかというふうなことになるまして、しかた、今後の課題としてはこういう言葉は何とか早く改めるべきものは改めた方がいいのではないかと思つております。

○参考人(井田憲子君) 家が一軒だけという場合、その夫婦の権利関係でございませうけれども、これは、その一軒の家をどういふふうにして築き上げたかという実質とずいぶんかかわつていふと思ふのでございませう。で、名義は夫になつていても、自営の妻が一緒に働いて一軒の家を築いていて夫の名義になつたといふ場合でございませうと、これは先ほどの寄与分と関連してございませうので、そういたしますと、仮に寄与分が二分の一あるとしますと、やはり二分の一を除いた残りが遺産として相続の対象になつてくるのではなからうか。それから、まあ夫婦が別々に働いて得たお金を両方出し合つて一軒の家を買つたけれども、夫の名義にしておいたといふ場合も同様だと思ふんです。半分は寄与分として妻が取得する。そして、その残りは遺産としてまた半分もらえると、こういう関係になると思ふんです。ただ、そういう場合、まあ家庭で主婦が家事労働しているけれども、まあ家が一軒というときには確かに実質的に問題があるわけですが、家政を担当したり子供を育てたりする、そういう協力を片やしていただつたといふことの評価とか、そういうものがまさに今回評価されて、それを通常の貢献として二分の一と認められたことであらうと思ふのでございませう。したがって、特別寄与した者につきましては家が一軒でも寄与分として先取りできるし、それから通常の場合にはこれは普通の貢献といふ形で相続分の中でそれが解決されるか、相続の際に清算をされるかといふことだらうと思ふのでございませう。したがって、通常と特別の解釈の問題であらうと思ふのでございませう。それから、直系卑属の問題でございませうけれども、これも本當に昔の時代を思わせる言葉で、時代錯誤的な言葉がいまも残つていふと思ひます。これは、じゃ、何と言つたらいいかといひますと、急に名案はないんでございませうけれども、まあ子とか孫とかいふても曾孫もあるといふことになると全部書くのもあれです、何か本當にいい言葉があればといふふうにも考へます。

○参考人(阿南三千子君) 夫婦で築上げた財産につきまして、夫の名義に相続財産をするといふ

ようなこととございますけれども、それが被相続人の死亡に伴いまして妻がその財産に対して通常の財産の維持あるいは養育と、そういうことに尽くしました分につきましては頭在化して、それがいわゆる二分の一の共有分ということの評価を受けたものだと思います。したがって、寄与分という制度が今回改正の中に入っておりますけれども、寄与分の制度そのものも、読んで感じますことは、特にというふうな項目がございます。この特になどいろいろ特にかというふうなことに關しましては、これは寄与分のままでも起きました審判等の關係から推察するほかはないんですけれども、そこから考えまして、その寄与分があったときに、家庭裁判所が結局それにプラスアルファをして、夫の名義で共有で得た財産を取得した場合に、いわゆる被相続人の死亡に伴い共有分を取得した上に寄与分を取得する、その寄与分のところになるものだと思います。御指摘のとおり、寄与分のいわゆる程度と申しますものにつきましては、範圍が裁判所の決定にゆだねられてはおりますけれども、過去の審判關係から考えまして、家庭裁判所にやはりお任せしてもそのところはよろしいんではないかと思ひます。

それから二番目の直系卑属につきましての名称を変更することにつきましてですけれども、血統相統主義におきましてこういう名称を使うことは非常に便利だとは言ひまして、呼称としてちょっと適當を欠くことは否めないと申す。だからと言つて他に、井田参考人のお話にもありましたように、これをいわゆる子、孫、それ以下について全部いわゆる総称するといふものを、ほかいろいろ研究してまた立法材料にしていたくはかないんじゃないかと思ひます。

○橋本教君 ありがとうございます。

○委員長(兼山昭範君) この際、参考人の方々に

お礼を申し上げます。

本日は御多忙のところ御出席をいただき、貴重な御意見を聞かせていただきましたこと、ありがとうございます。委員会を代表いたしまして

て厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。午前八時四十分開会。午前の質疑はこの程度とし、午後一時十五分まで休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時十九分開会

○委員長(兼山昭範君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、民法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○寺田熊雄君 これは民事局長にお尋ねをします。結婚後も夫婦は相互に従前の氏を名のるようにはしてほしいという、主として参議院の婦人団体からの請願が最近相次いでおりますが、これは民法七百五十条の改正を伴うこととあります。同時に、七百五十一条や七百六十九条等の改正も必要になります。この点について民事局長としてはどのようにお考えになるか。できれば各国の法制等の紹介もまじえて御答弁をいただきたい。

○政府委員(員家克己君) 民法第七百五十条におきまして、  
〔委員長退席、理事宮崎正義君着席〕  
「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」ということになっておりまして、夫婦が同じ氏を選択して決めてそれを冠するというものになっておられるわけでございます。このように民法の規定がなっておりますのは、夫婦といふものを社会生活の基本単位として、これに共通の呼称を冠するというのが適切であるという考え方に基づくものでありまして、国民感情としても定着しているということからかような規定になつておられるのであります。

これに對しまして、夫婦が同じ氏を冠するということでもよろしいのではないかと、若干の国々におきましては夫婦が異なる氏を称する、異なる姓を冠するというような制度もござい

ます。しかしながら、氏の制度と申しますのは、各國の歴史的、社会的な背景によつて一様ではございませんので、外國の立法例を直ちに社会的背景とか国民感情というふうなものとして切り離して参考とするのは、必ずしも適切でないのではないかと申すのでございます。わが國におきましては、古くは必ずしも夫婦が同じ氏を称するということではなかつたのでございます。これは法制史の問題になりますので、私詳細に研究いたしましたことと申すので、必ずしも氏というものが一般庶民の間においてそれほど確立したものでございませぬし、また、婚姻をしたからといって夫の氏を称する、あるいは妻の氏を称するといふようなことではなかつたのでございませぬし、明治年間いままの民法が制定された当時にも、同じ氏を称するといふようなことになつておりましたのでございませぬ。制定前にはそのようになつておりましたのでございませぬ。明治民法がそれを確立したと申すか、そういうような制度を是認して、これを法律に定めたわけでございます。

ただ、各國におきましては、これはただいま申し上げましたように、必ずしもその軌を一にしていないわけでありまして、ごく概略を申し上げますと、たとへば血統といふことを非常に重んずる国民感情のもとにおきましては、これは妻といへどもそれぞれの血統があるわけでございます。当然に夫の氏に変わるということはない。また、逆の場合もそうでございませぬけれども、夫婦は別々の氏を称するといふような國はございませぬ。韓

國もそうでございませぬし、中華人民共和國あるいはその他の、ソ連も選択的ではございませぬけれども別姓を名のるといふようなことを認めておられるのでございませぬ。それに対しては、これは次のように申しますと、むしろ夫婦の同一性といふことを非常に重んずる国民感情、あるいはそういう民族の間におきましては何らかの方法によつてこれを統一した、一致した氏を冠するといふような方向に結びつきやすいわけでございます。これ

はたとへばキリスト教圏と申しますか、そういうところでは早くから夫婦が同じ氏を称するといふような傾向があつたのでございませぬ。

そこで現在、これをかいつまんで申しますと、ただいま申し上げました韓國內から中華人民共和國は、これは氏が変わらない、そういう慣行が確立しておるか、あるいは法制上のおのの姓名を用いる権利があるといふようなことになつてお

ります。ソ連におきましては、選択の一つの氏を決めるか、あるいは固有のばらばらの氏を冠するといふことが選択的に認められておられるのでございませぬ。これに對しまして、たとへばイギリスにおきましては、妻は夫の氏と稱号を称するといふようなことになつておられるのでございませぬし、西ドイツ、これは婚姻登録の際に夫婦いずれかの

姓を決める、あるいはそれを結びつけたような姓を定めるといふようなことになつておられます。東ドイツでは、夫または妻の氏から選択した共同の家族姓、家族の氏を持つ、それを婚姻登録の際に定めるといふようなことになつておられます。またフランスでは、これは夫婦は相手方の氏の使用権を取得するけれども、固有の氏を失うものではないといふような規定になつておられるのでござい

ます。

非常にこの問題はさまざまございまして、わが國でもこの問題が古くからやはり問題点が指摘されておりました。法制審議会の民法部会身分法小委員会におきまして昭和三十年代に検討されまして、たけれども、結局、夫婦別氏を認めるべきかどうかという問題についてはなお検討の必要があるといふことで留保の事項になつておられるのでござい

ます。

そこで、この問題を考えるに当たりましては、やはり国民感情といふものを十分に見きわめる必要がありませぬ、この点につきましては必ずしも現在では、いろいろの調査によりまして、國民の圧倒的多数の支持を得ているといふふうにはまだうかがわれないわけでございます。したがって、これを一挙に別氏といふような方向に向か

つて、これを一挙に別氏といふような方向に向か

て検討を進めるといふことはいかかであらうかと  
思われるわけでございます。

なお、別の氏を採用いたしました場合には、放  
置すべからざる問題といたしまして、子の氏をど  
うするかという問題もござります。

なお、婚姻の公示機能と申しますか、この夫婦  
が一体である、夫婦であるということを世間に示  
すためにはやはり同一の氏が便利だ、望ましいとい  
うことも忘れてはならないこととござりますまし  
て、確かに別氏の方がよろしいという議論も理解  
はできるわけでございますけれども、現段階にお  
きましては、直ちにその方向に向かつて検討を進  
めるといふことに關しましては、やはり消極であ  
ると申し上げざるを得ない次第でございます。

○寺田熊雄君 大蔵省の審議官がきょうは一時五  
十分にどうしても他の所用があるということであ  
りますが、夫婦の協力によって得た財産は夫婦  
の共有とすべきであるという、これは民法学者の  
意見が強いわけですね。現在でも実質的には共有  
なんだと、共有と解釈すべきであるという有力な  
学説があるわけですね。しかし、税法の立場では、  
仮に夫名義に登記せられた不動産は、これは夫の  
固有財産というふうに取り扱われている。これは  
明らかであると思えますけれども、この点をもう  
ちょっと弾力的に考えることはできないか。たと  
えば私どもしばしば離婚の事件を扱う場合に、財  
産分与を受けた妻に対して税務署が課税してくる  
場合がある。で、私どもがそういう場合に税務署  
にかけ合つて、いろいろ便法を講じてもらつて税  
金がかからないようにしてもらつてというふうなこ  
ともかつてありましたが、これはやはり元  
来共有だと見れば譲渡所得はこれはない、したが  
つて、課税もないということになりますね。この  
辺はどういうふうにあなたの方をお考えになつてら  
っしゃるか、ちよつとまずそれをお伺いしたい。

○政府委員(梅澤節男君) ただいま委員御指摘に  
なりましたように、現在のわが国の民法の規定に  
よりまして夫婦は別産制のためになつており

ます。何と申しましても民法の規定は国民生活の  
基本的なルールでございます。そのルールに基  
づきまして税制と申しますか、税法は構築されて  
おるわけでございますが、御指摘のとおり、離婚  
の場合の財産分与の場合に当たりまして、これは  
財産分与を受けられる方には課税の問題は起こつ  
てまいりません。それから財産分与をされる方に  
も原則として課税の問題は起こつてまいらないわ  
けでございますけれども、ただ土地なんかのよう  
に、分与の際にキャピタルゲインが発生するもの  
につきましては譲渡所得の課税という問題が生じ  
てまいるといふこととござります。

○寺田熊雄君 これは夫婦別産制を前提にして、  
夫婦の協力によって得たものは共有財産だと、そ  
ういうふうには理解すべきだといふんで、別に夫婦  
別産制をとつたから共有の概念を入れる余地がな  
いと、こういうものじゃないでしょうか。もともと  
つまり家産制度を認めたわけでもないし、夫婦の  
固有財産というのは、結婚前の固有財産というの  
はそれぞれ結婚後も固有財産になる、これは当然  
のこととあります。ただ夫婦が結婚後に協力して  
得た財産は共有と見るべきではないかといふ、夫  
婦別産制を前提にして共有の概念をそこに入れて  
いこうといふわけだから、別産制をとつたからと  
いつて共有が認められないといふわけじゃないと  
思ふんです。

それから、あなたの言われる財産分与の場合  
は全然税はありませんと、キャピタルゲインが考  
えられる場合だけだといふのは、それは財産分与  
がキャピタルゲインがない場合には課税しません  
というのには、これは理論的にはどういふ根拠で  
ござりますか。  
○政府委員(梅澤節男君) 財産分与は民法の規定  
に基づきまして行われるわけでございますが、分  
与される側にとりましては、これはまあ協議離婚  
の場合、裁判上の離婚の場合、いろいろあるかと  
思いますが、そこで確定いたしました財産  
の分与義務を、分与される方はその義務の履行で  
あるし、お受け取りになる方はその請求権をそれ

で満足されるわけでございます。したがいまし  
て、たとえば財産分与の際に現金をお渡しになる  
という場合がござります。この場合には本来の権  
利の履行であるわけでございますから、お受け取  
りになる方にとつてもそれは所得の発生、贈与に  
はなりませぬし、お渡しになる方も義務の履行で  
ござります。ちよつと物を買つたときにお金を渡す  
のと同じでございます。これは所得が発生しな  
いわけでございますが、ただ、先ほど申しました  
ように、土地等の場合、これは取得価額以前に取  
得されました価額に比べましていわゆる値上がり  
益と申しますか、保有期間中に未実現の利益が発  
生しておるわけでございますが、それが土地をお  
渡しになるといふ時点でいわゆるキャピタルゲイ  
ン、未実現の利益がそこで実現すると、つまりそ  
の時点で所得が発生すると、こういう構成をとつ  
ておるわけでございます。

○寺田熊雄君 なるほど。そうすると、財産分与  
請求権といふものが本来あるんだと、裁判所によ  
つてそれが認定されるんだと。したがつて、その  
請求権を持つておるがゆゑにこの権利の実行がな  
されたにすぎないと。また、夫の方はその義務を  
果たしたにすぎないと、だから何にも新しい所  
得は発生してないといふ、こういう考え方ですね。  
○政府委員(梅澤節男君) 御指摘のとおりでござ  
ります。

○寺田熊雄君 民事局長は大体そういう考え方を  
しておられますね。  
○政府委員(眞家克己君) おおむねそのとおりで  
ござります。  
○寺田熊雄君 それから相続税法の第二十一条の  
六「贈与税の配偶者控除」この規定があります  
ね。婚姻の期間が二十年以上の夫婦の場合に、夫  
婦の一方から他の配偶者に対して居住用の資産を  
贈与した場合、その贈与された不動産の価額が一  
千万円以内の場合には贈与税を課さない。これ  
は一般的な控除が六千万円あるから現実には一  
千万円までは贈与税がかからないといふ、そう  
いふふうには理解せられておるようですね。

これは、私どももしばしば最近の土地価額の値  
上がりで、どうしたらいいでしょうと言つて法律  
相談を受けて、回答をいたしました場合に、一千万  
円を超え分については贈与税がかかるという  
ことでひやひやする場合がありますね。いまこの  
物価の上昇の傾向を考えますと、一千万円とい  
うのは低きに失するようには思ひます。これは年  
前の参考人の意見にも出てきた問題ですが、もう  
ちよつとふやしたらどうかと、仮に二千万とか三  
千万とか。

それからもう一つの問題は、二十年という婚姻  
の期間を恨つたのもこれも検討の要があるんでは  
ないか。十五年ではいけませんか、あるいは十年で  
はいけないう論議があります。これは改  
正の余地はないんだろうか。もうちよつとその年  
限を短くする問題、それから物価の騰貴にかんが  
みて、一千万円という限度をもう少し上げてみる  
ことが妥当ではなからうかと考えるんですが、こ  
の点いかがでしょうか。  
○政府委員(梅澤節男君) ただいま御指摘になり  
ました贈与税の配偶者控除の問題でござります  
が、御案内のとおり、この制度は昭和四十一年に  
創設されました。当時は婚姻期間につきましては  
二十五年、それから控除額は百六十万円でスタ  
トしたわけでございます。その後今日まで累次の  
改正がござりまして、昭和五十年に引き上げられ  
ると同時に、その以前に、昭和四十六年に、婚姻  
期間については二十五年が二十年に改められてお  
るわけでございます。

この配偶者控除を今後どういふふうにか  
という問題でござりますけれども、まず一千万円  
という限度額につきましては、これは従来の法改  
正の経緯をたどりまして、やはり基本的には物  
価とか経済情勢の動向、これを勘案しながら、絶  
えず見直しをしていかなければならない問題であ  
らうかと考えます。ただ、現行の一千万円につ  
きましては、委員からいろいろ御要望のある筋、  
私ども承知はいたしておりますけれども、たとえ



昭和五十三年の課税事例で見ますと、大体全国でこの配偶者控除を受けられなかった方の一件当たり約五十万円でございます。したがって、それが五百四十万円でございます。まあ永来永劫一千万円でフィックスであるというふうにも毛頭考えておりませんけれども、現時点で、さらにまた現在の財政事情等を勘案いたしました場合に、いま直ちにこの一千万円を引き上げることについては、率直に申し上げますと私は消極的に考えておるわけでございます。

それから第二点の婚姻期間の問題でございますけれども、これにつきましては、本来御案内のとおり、相続税と申しますのは所得税の補完でございます。基本的には富の集中の排除と申しますか、富の再分配という機能を持っております。ただその場合でも、中堅の資産家に過重な負担はかけてはいけないという配慮は常に必要かと思えます。

ところで、そういう相続税の体系の中におきまして、この配偶者控除というのは、実は本来生前贈与の場合でございますと、ただいまおっしゃいましたように六十万円の控除しかないわけでございますけれども、この配偶者控除の規定と申しますのは、長年連れ添った配偶者の立場と申しますか、そういうものを考慮いたしまして、特に生活のよりどころになるであろう居住用不動産に限定をいたしまして特別の控除を認めておると、そういう配偶者の地位に配慮いたしました特別の控除制度でございます。

そういったしますと、これは先ほど申しました限度額の引き上げにも関連するわけでございますけれども、本来相続税というのは累進構造になっておりますので、仮にこの配偶者控除を非常に広げますとどういふ効果が生じるかと申しますと、もちろん最終時点の相続の税負担の場合に、配偶者の方の税負担が軽減されるという効果も持ちますと同じ、これは配偶者以外の共同相続人の税負担がそれだけ軽減するという効果も生じてまいり

ますので、そのバランスをおのずから考えなければいけない。同じようなことでございますが、たとえば婚姻期間が非常に短い方についてもいまの特例を拡大するということになりまして、まあ語弊があるかもしれませんが、比較的そういう資産の余裕のある高所得者といふような結果になりかねないというところでございまして、私ども、二十五年がいいか二十年がいいかという議論は、これは固定の尺度があるわけではございませんけれども、いわゆる長年連れ添ったという常識的な感じから言って、やはり二十年と、当時税制調査会でいろいろ議論された結果、現在の婚姻期間の規定になっておるといふことをぜひ御理解を賜りたいと思存いたします。

○寺田熊雄君 まあ二十年としたことに特別な合理的な根拠があるわけではないんで、二十五年がいいか十五年がいいか、まあこの辺だろうというところで決めたものだろうから、これはまたさらに検討することになります。ただ、いまの一千万円ですね、これは物価の度合いに応じて額を決められるべきであるという大原則はあなたも認められたんでね。

そうしますと、あなたのお答えによると、一千万円としたのが昭和五十年だという。そうすると五十五年の現在、そこに五年間の日時の経過がありますね。この五年間に消費者物価とか地価とか、これがどのぐらい上がっているか、あなた方は何か調べられたことがありますか。もし調べたら、ちょっとおっしゃっていただきたい。

○政府委員(梅澤節男君) これは全国の市街地の地価指数でございますけれども、四十五年を一〇〇としたしまして、現在の指数が、昭和五十四年の四十五年から四十九年にかけての上昇率が非常に高うございまして、いま一八一と申しました。四十九年の指数が一七一でございまして、いまちょっとここで、その五十年を一〇〇としてどれぐらいの上げ幅になっているかということ

でございますが、恐らく一割ちよつと超えるぐらいじゃないかと思えます。

○寺田熊雄君 地価の上昇度合いはわかりました。一般の消費者物価はどうなっていますか。

○政府委員(梅澤節男君) 消費者物価の指数、いまちよつと手元で改めておりますが、ただ、先ほど申しましたように、この配偶者控除の問題というものは居住用の不動産に限定されている問題でございますので、基本的に、たとえば物価動向とか経済動向を勘案してという場合には、やはり一番重要な指標になるのは地価指数ではなからうかと私も考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、あなたはいま直ちにこの一千万円の価額をいじらないと、いじることには消極的な意見を持っておるとおっしゃるのには、主として地価の上昇度合いがそれほど顕著でない、そういうことが前提になっておりますか。

○政府委員(梅澤節男君) 先ほど申し上げましたように、そういう点もございまして、同時に、現在この制度を利用されておる現況を見ますと、先ほど申しましたように、昭和五十三年の課税事例で一件当たり五百四十万でございますので、その平均的な利用状況から見ますと、いまの一千万円が著しく現状から見ると遊離しておる、あるいは乖離しておるとは考えられないというふうに考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、平均して五百四十万ということになると、あなたが言われたように、余りこの制度が非常に持てる者を優遇しているということにはなりません。まあどつちかという中産階級だということになる。私自身もやはり相敵を受けるのは大体系中産階級です。相続すべきものがもうほとんど家屋敷だけだ。ところが夫が死んだ場合に、子供にも嫁という他人の者がついておるので、残った妻——母親になりますかね、これがいろいろ、どこへ行って生活しているのかと迷っちゃいけないというので、まあこの家屋敷だけは自分の物にしておこうというふうなことで、夫から譲り受けるという事例が多いよう

でございます。だから、利用者はもうほんにこれは中産階級で、お金持ちがもうそんなことせぬでも十分老後が安定し得るという立場だね。そうすると、何か一千万円ということになると、まあ現実の場合には、あなたが五百四十万円と言ったのは、この価額の算定が市町村の評価によるものだから、そこで教わられているんだね。これは時価はもう一千万円はるかに超えているんですよ。だから、まあいますぐにあなたにその意見を交えろと言ったってそれは無理だろうから、また私もよく調査をし、不動産価額の高騰の度合いをよく調査をして、さらにまたお尋ねする機会があると思えますが、あなた方もやはり市街地の上昇度合いを正確に把握して、やはり一定の程度市街地の価額あるいは不動産の価額が上がった場合はこれを検討する気持ちを持ってもらいたいと思えますよ。その点どうだろうか。

○政府委員(梅澤節男君) 現行の一千万円という基準の控除限度額につきましては、ただいま申し上げたとおりでございますが、いずれにいたしましても、この問題につきましては今後とも御指摘の点も含めまして、時間をかけてまして勉強してまいりたいと思存いたします。

○寺田熊雄君 じゃ、もうあなたはちよつと五分になりましてから結構ですから……。

次は、寄与分の制度であります。きょうも午前中に参考人の方々がござってこの寄与分の制度の対象者を相続人だけに限定するのでなくして、たとえば直系卑属の配偶者、まあときには孫あるいは事実上の養子、内縁の妻等にも拡大した方がよかつたのではあるまいかという意見がごもも述べられたわけでありまして、その点民事局長としてはどうお考えでしょうか。

○政府委員(真家克巳君) 寄与分を受ける者の範囲をどうするかという点につきましては、法制審議会におきましても長期間にわたりましたけれども熱心な議論が行われたわけでございますが、結論といたしまして、寄与分の制度を相続人相互間における実質的な公平を実現するための制度とい

ますので、そのバランスをおのずから考えなければいけない。同じようなことでございまして、まあ語弊があるかもしれませんが、比較的そういう資産の余裕のある高所得者といふような結果になりかねないというところでございまして、私ども、二十五年がいいか二十年がいいかという議論は、これは固定の尺度があるわけではございませんけれども、いわゆる長年連れ添ったという常識的な感じから言って、やはり二十年と、当時税制調査会でいろいろ議論された結果、現在の婚姻期間の規定になっておるといふことをぜひ御理解を賜りたいと思存いたします。

うような性格づけにするのが適当であるという結論に到達したわけでございます。

そこで、相続財産の維持、増加につきましてはいろいろの主体が関与するということがあり得るわけでございます。ただ、その場合に、労務の提供なりあるいは財産上の給付というものが何らかの契約関係に基づくことになりました場合には、これは当然被相続人に対して財産上の請求権を持つわけでございますから、これは別途その請求が可能でございます。寄与分という制度を考へる必要はないであろうと。そういった財産上の請求権として明確ではない場合、はっきりいたさない場合という場合も多々あるわけでございますが、しかしながら、ただいま申し上げましたように、寄与分の制度の位置づけというものを相続人間の公平ということにいたしましたわけでございます。遺産分割における取得額の調整のための制度というようになりましたわけでございます。つまりその場合に、第三者の寄与というものを認めました場合には、いわば遺産分割に参加しない、遺産分割の当事者外の者の財産取得を認めるといふことになりまして、勢いその性質はいわば補償請求権的なものになるわけでございます。非常に異なるものを相続の問題に取り込むという結果になりかねないわけでございます。

手続的に見ましても、遺産分割の手続との関係を考慮する必要があるわけですが、遺産分割の際にそういった第三者を、これを相続人外の者を加えるということにするというのは、非常に遺産分割の円滑な遂行に支障があるわけでございます。その際にそういう請求権を満足させるためには、一定期間遺産分割を禁止すると、その間に第三者に別個の申し立てをさせるといふようなことを考へるとかあるいは遺産分割と無関係にやりました場合には、独立に第三者の寄与分というものが財産上の請求権としてはつきりしておりませんから、それを形成する手続が必要でございます。それがばらばらに行われるということになりますと、遺産分割と無関係になりますと、相続人

による遺産分割というものが非常に不安定な結果になりますし、手続的にも煩瑣な結果になると、かような点がいろいろ考慮されまして、相続人以外の者は寄与分の制度から一応これを除外して考へると、それは契約関係なりあるいは被相続人の生前の処分なりあるいは遺贈なり、そういったものによつて解決をするというのが適切であろうと、かような結論になったわけでございます。相続人以外のいろいろな場合がございまして、そういった場合を一挙に遺産分割の際に取り込むということは今回見送るといふ結果になったわけでございます。

○寺田熊雄君 あなたの御説明を伺うとそれなりの理由はないわけではないけれども、ただ相続人間の寄与分の制度を認めた場合でも、やはりその寄与分がどれだけのものであるかと、他の遺産相続人から争いがあれば、その確定にやはり相当な時間がかかると考へるを得ないわけ、他人だから時間がかかり、相続人間の場合にはそんなに時間がかからないというものでないだろうと私は思いますがね。

〔理事官崎正義君退席、理事大石武一君着席〕  
それから他人ということになりますとちよつと異質のものとも考へられるけれども、子供が死んでしまつて、子供の妻が親を見ておるといふような事例は決して少なくないわけですね。それから子供が死んで孫が見ておると、他の次男、三男は遺贈の地にあつて親を見ていないという事例もある。もちろん内縁の妻の場合もある。はなはだしいのには全く親族関係がない——私の経験ではおのおのかけがえのない一生涯命におおききを見ておつたという事例もある。そういう他人の場合もひとまずおいて、子供の嫁の場合、孫の場合と、こういうのは社会通念上相続人の中に入れておかないけれども、被相続人との関係の緊密度といひますか、そういうものは遺贈地にある実際の子供と比べてみても決して劣るものではない。そういうことを考へると、範圍は限定してもや

はりそういうものは入れておいた方がよかつたんではなからうかという考へは、これはどうしても打ち消すわけにはいかないですね。まして相続人がない場合は、赤の他人の寄与分の制度というものがあつたらぬ。認定は家庭裁判所に任ずるとして、これはやはり今後ともそういう意見が強いので、局長とせられては慎重に検討をしていただきたいと思つておられます。この点どうでしょう。

○政府委員(眞家克己君) 今回の改正にそういういわば相続人に準ずるものを盛り込んでいないという点の御説明はただいま申し上げたとおりでございますが、それを救済する手段といたしまして、先ほど申し上げましたように、いろいろ自由意思によつて財産を処分する、あるいは契約関係なり、あるいは不当利得、事務管理というふうな法理を用ひまして請求をすることによつて解決するという道はもちろんなるわけでございますが、しかしながら、この点に關しましては確かに御指摘のとおり各界からいろいろな相対人にも準ずるものについて厳しく、気の毒な結果があり得るのではないかと、こういう御指摘は十分理解できるわけでございます。法制上かなり簡単にはまいりませぬけれども、なおそういう御意見が非常に強く出たということは十分考慮して今後の研究を進めたいと、かように考へております。

○寺田熊雄君 確かに立法技術的にむずかしい面はありますね。ですから、それはあなたの方の英知を結集されて、その立法技術的な困難を克服してやはりそうした現実の必要に應ずるよう制度を改めたい、それは重ねて要望いたしておきます。これは時間の点があるから余りこれだけにかかつておれないので、それだけ要望して。それから、非嫡出子の相続分を嫡出子と同じにすべきではないかという点がわりあい婦人団体の間に強いんですね。この点はどういうふうな見地から今回はこれを同等とするところまで踏み切らなかつたんでしょうか。何か仄聞するところによると、あなた方はそういう御意見を持って法制審議会に御提案になつただけけれども、法制審

議会の中にわりあい古風な人々が多くて、そういう人々の反対で引つ込めたんだということも聞いておるんですが、この辺の経緯をお伺いしたいです。

○政府委員(眞家克己君) 実は昨年の七月十七日に、法務省の民事局参事官室の名前をもちまして、「相続に關する民法改正要綱草案」というものを公表いたしました。その中には、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分と同等とするという項目が加えられておりました。ただ、この要綱草案と申しますのは、それまでの段階におきましてこの法制審議会でのいろいろな議論を踏まえまして、私どもの責任でいわば相続法改正のたき台とも言うべき意味におきまして発表いたしましたわけでございます。そのときにこの方針を固めた上で出したという性質のものでございませぬ。問題の性質上、この問題につきましてはやはり国民一般の感情というものを十分考慮する必要があるといふことはその当時から考へていたわけでございます。

ところで、改正要綱草案に対して各界から意見が寄せられたわけでございますけれども、ほかの項目につきましてはおおむね草案の方向に賛成であるという御意見をちょうだいいたしましたのでございませぬけれども、非嫡出子の相続分の問題につきましてはかなりの反対意見がございました。と同時に、昨年総理府に依頼いたしました世論調査を行ったわけでございますが、その世論調査の結果では同等化に反対の意見が大幅に賛成意見を上回るという現象が見られたわけでございます。

この改正要綱草案の方向、これは結局非嫡出子といへども本人に何ら責任はないのであつて、これは子としての平等という考へ方からすれば同等でいいのではないかと一つ一つの理論をもつてそういう主張があつたわけでございますが、これに反対する意見は、やはり法律婚というものの保護を重視すべきである、あるいはまた、非嫡出子とそれから嫡出子及びその母親との間にいろいろなラブルと申しますか、コンフリクトといふものを

避けたい、そういったものを十分考慮しなければならぬという意見が反対意見として述べられたわけでございまして、ともかく理由のいかんを問はずかなり一般の意見でこれに同調しない方向の意見が多数見られるという現実に直面いたしましたわけでございまして。

なお、改正要綱草案を發表いたしました後において、いろいろ雑誌、新聞その他いろいろなアンケート結果等によりまして、かなりこの問題については慎重論が多かったように見受けられるわけでありまして。

そこで、私もは要綱草案としてはそういう方向の案を、同等化の意見を出したわけでございましてけれども、やはり国民的なコンセンサスというものが得られないままにこれをただ理屈だけでそういった方向に進むというのには必ずしも適當ではないのではないか、これが国民感情に完全に合致するということを見届けた上でございまして、やはりこういった問題について先走りをするということはいかかたものであるかという考え方になってきたわけでございまして、そういった観点から、やはり国民感情の点から見て時期尚早であるという結論に到達いたしましたわけでございまして。

そこで、法制審議会がそれが否決されたとかどうとかという問題ではございません。もちろん法制審議会では結論としてこの問題についてはなお検討するという方向で、法制審議会民法部会身分法小委員会というふうな結論になったわけでございまして、これは決して私どもが積極説で法制審議会にそれをストップをされたとか何とかという、そういう関係ではございません。私どもの考え方もやはり国民感情というものの推移をよくよく見きわめた上でこういった問題について対処すべきであるということにつきまして、事務当局、法制審議会当局、これは完全に意見が一致したわけでございまして。

るによると、法制審議会の比較的右寄りの諸君がどうも異を唱えたということをおもは聞いておるわけで、それらの人々が本当に自分がピューリタンであつて、それだけの倫理性を強調し得る資格があればもちろんいいけれども、しかし、いまいかにどうも性もわりあいに自由化されて、妻以外の女性と交渉を持つ者も少なくはないですね。みづからが倫理性を持たずして、子供のことになると急に聖人君子のような顔をして、非嫡出の子供を嫡出の子供と同じにするのはいかかたかというふうなことを言つて倫理性を發揮するのは、これは私どもはどうかと思つて、やはり子供に罪はないので、嫡子も非嫡出も相統分は同じにする。しかも非嫡出の方は、どちらかというところ、私どもはこの差別はいけないと考へておるけれども、しかしこの問題もまた検討事項としていただいて、この問題は一応これで終えませう。

次に、夫婦の協力によつて得た財産、これは夫婦の共有と考へるべきではないだろうかという意見が強いですね。民事局長はどう考へてですか。

○政府委員(眞家克己君) この問題は、実は夫婦財産制、共有制の問題に結局はつながるのではないかと考へてございまして、先ほどの寺田委員の御指摘になりましたところは、別産制をとりながらそういうものがあるではないかという御趣旨のようになつてございまして、その問題は確かにあり得るわけでございまして、実体上共有ということとは、これは実体上の問題でございまして、その認定される場合、その認定すべき場合も確かにあるかと思つてございまして、ただこの点につきましては、やはり夫婦財産制の問題を考へるに当たりましては、同じ御趣旨が必要だと思つてございまして、夫婦間におきまして仮に共有と同じような取り扱

いすべきだということになりまして、一方の名義で存在する財産につきまして、あらゆる第三者に対してそれを實質は共有であるという主張をいたすということは、これはいろいろ混乱が生ずるのではないかと考へてございまして。

そこで、この問題につきましては、いろいろ裁判例もあるようでございまして、具体的なケースにおきまして夫婦間の訴訟で、これは名前は夫の名義になつていなければならないけれども、あるいは共有の名義になつていられるけれども、あるいは認定をいたしているものもあるものでございまして、やはり第三者に対してそれを、實質が形式と違つていふことになりまして、いろいろ第三者との取引におきまして問題が生ずる。そういう名義といふものは一致させるということが望ましいし、またいわゆる外觀理論というふうな考え方によりまして、第三者に対して損害を加えるということはおかしいのではないかと、そういった意味におきまして、これはきわめて不明確な御答弁を申し上げることになるわけでござい

ますけれども、確かにいろいろな場合がありまして、これを夫婦当事者間におきましては財産分与等の問題として考へる場合と、第三者から強制執行される、あるいは第三者に譲渡をするというふうな場合は別にして考へざるを得ないのではないかと、かように考へていられるわけでございまして。

○寺田熊雄君 第三者との関係で、たとえば夫名義の登記がなされている不動産について、第三者がそれを取引上の何らかの関係を持った場合に、それをしよと妻との共有であると、だから半分についてだけしか担保にならないんだと言ひ張ることは、これはやはり無理でしよう。それを言つていふんじやないんです。ただ、夫婦の関係においてそういうふうな解釈ができるんじやないだろうか。たとえば税務署でも、私どもが夫から妻に半分、譲渡という形をして名義を交へる場合、税務署は譲渡所得だと言ひかけてきますね。だ

けれども、いやこれは違つたんだと、元来二人で買ったんだと、だからもとも二人のものなんだというところで税務署を説得して税金がかからないようにする場合があるんですね。それから相続でも、その分は夫が死んで相続する場合に、この土地は夫名義になつていられるけれども、本当は私と夫の二人で買った、もともと半分は私のもので、だから、相続される財産はこの土地の半分だけが相続財産ですよと言つて税務署が納得する場面もあるんですよ。そういうふうなやつかましい税務署でさえもそれを承知する場合があるわけで、だから夫婦の間では夫名義になつておつても、これは妻は、半分妻のものなんだという共有関係ね。ただ、税務署の場合は、じゃ、お金を本當に払ひましたかと、いふんなことでもやつかましいので、内助の功で半分の所有権を主張するといふのは少し違つけれども、私がいまお尋ねするのは、内助の功によつて半分の所有権を認めてやつてもいいじやないかということ、局長にお尋ねしていただきたいと思いますか、それとも内助の功でやっぱ半分

の共有持ち分を認めてやつてもいいと思ひますか、そのどちらかを伺つていふんです。

○政府委員(眞家克己君) 非常にむづかしい御質問でございまして、通常言われる内助の功があるというところは、これはほとんどの夫婦について共通のことでありまして、そのことから直ちに實質は共有であるという結論を導き出すためには、もちろんほかの要素いろいろな諸般の事情がござい

ますが、そういったものを加味することなく、内助の功ということ自体からストレートに共有であるというふうな認定することにつきましては、やはり幾らかちやうちよを感ずるといふのが正直なところでございまして。

○寺田熊雄君 ちよつとやっぱ古いな、それはまあいいです。それはつまり、法務省の民事関係の全責任を負つていらつしやる民事局長としてはそう軽々しく私の意見に賛成だということはお断言できない、それはお立場があるからよくわ

かります。

奥さんがへそくりをやつて貯金をしますね。その貯金が夫名義になつていると。その貯金で買ったという場合、どうでしょう。つまり、これは一たん妻が預かった、へそくりをやつて貯金をした、その貯金がたまたま夫名義になつちやうだと、それで買った場合は、あなたこれはやはり夫婦の共有だと、たとえ夫の名義に登記はされておつても夫婦の共有と見ていいとお考えになりますか。

○政府委員(眞家克己君) 御指摘の要素だけではやはり少し無理な感じがいたします。

○寺田熊雄君 これは裁判官に認定してもらおう、どうも局長の意見を求めてはつきりしないから。それじゃ、それはその程度にして、私はどうも局長の最後の場合なんか、ことにそれは夫婦の共有と考へて差し支えないと私は考へるけれども、これは意見の相違になるから……。

それから、婚姻生活に破綻を生じてしかも離婚に至らない場合、夫が生活費や子供の養育料を払わないケースがありますね。そういう場合に母子家庭を救済する道を考慮すべきではないだろうか。これはまあ家庭裁判所に申し出て、そしてこれは仮に支払わせる意味の仮の処分、これをあなたは今回の改正で執行力を持つ仮の処分が可能だと思われませんか。

○政府委員(眞家克己君) 民法上は、七百六十条の婚姻費用の分担ということになるかと思ひます。その申し出、その審判の申し立ては、現行家事審判法によりましてこれはもちろん可能でございます。そういったしまして、今回の家事審判法の改正の十五條の三の規定が審判前の仮の処分を定めておりますけれども、これには「仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることが出来る。」ということになつてゐるわけでございます。これにつきましてどのような審判事件についてどのような申し立てをすることが出来るか、あるいは職権でこれをすることが出来るかどうかという点につきましては最高裁判所規則に委任しておりますので、その

内容は今後具体的に定められると思つてございませうけれども、私も立法に当たつて期待いたしましたのは、まさに寺田委員御指摘の、そういう場合にいわゆる仮の地位を定める仮処分、またあ断行の仮処分ということになりますか、月々養育料を仮に支払え、あるいは婚姻費用として幾らずつを支払えという仮の処分が認められ、それについて執行力が認められると、かようなことを期待してゐるわけでございます。

○寺田熊雄君 自治省の方見えておられますか。——いまの場合で私どもの方、自治体で母子家庭に対して仮払いして、それから夫から取り立てる制度を考へてほしいと、そういうことはできないだろうかという、そういう陳情が来ているけれども、これは自治省としてはどんなふうに考へられますか。

○説明員(中村瑞夫君) いまの御指摘のありましたような事情につきまして、具体的にそのような必要があるということにつきましては理解できないわけではございませんけれども、ただ、行政一般の立場から申しました場合に、この種の本質的に私的な関係と申しますか、民事上の問題につきまして公的な主体である地方公共団体、あるいはむしろ行政の役割りといつたしましてどの程度まで関与すべきかという基本的な問題があるのではなからうかというふうに存じます。

具体的に、そういった状態によりまして生活困難なり、あるいは就学その他の養育費に事欠くというふうな事情がございまして、これは公的な立場からいたしますならば、母子家庭対策なりあるいは母子福祉の対策なりというものをどの範囲まで、どの程度まで、どのような方法で講ずべきかという点にもなるかと思ひますが、ただ、私も現在の自治制度の立場から申しますと仮払に本人にかかりまして、別れたと申しますか、婚姻の破綻をしてる夫から取り立てるといふような形で地方公共団体が直接この種の問題について主体的に関与をするということは、なかなか現在の

の地方公共団体の業務から申しますとなじまないところがあるのでなからうかというふうに率直に感じておるわけでございます。

○寺田熊雄君 これは、まあこういう陳情があつたものだから、一応私どもとしましては大家のそういう要望を無視するわけにはいかない。そこであなたの方に意見を聞いてみたんだけど、一応あなたの御答弁をきょうお伺いするだけにして、またさらに検討して必要があればお尋ねすることにします。きょうはその御答弁だけでよろしいから、じゃ、お帰りになつてよろしいです。

次に、民事局長にお尋ねをするのは、遺言制度が欧米のように日本ではまだ非常に普及してない。私自身もいままですていなかつただけけれども、最近やはりだんだんとみずからがおだぶつすることを考へるようになる。それでいわゆる自筆証書というものをこの間初めてつくつたんです。しかし、法律家である私自身が最近になつて初めてつくつたということでありまして、一般の法令を知らない人が遺言制度を利用するのに非常にまだ難病であるというのわからぬわけではない。これはもううちよつとこういう制度がありま

すよということでもこれを普及しておれば、これがない場合の非常に気の毒な状態というものが救えるのじゃないだろうか。たとえば奥さんが非常におとなしい、子供の嫁が非常に発言権が強くて、おやじが死んだ場合にお母さんの財産的な地位が非常に危うくされるという例が現実にありますね。私どもかなりそういう相談を現実を受けておる。しかし、夫が死ぬ前に奥さんに必要なものを全部贈与しておくと、そういう遺言を書いておけば問題は救われたわけですね。そういうことを考へると遺言の制度はもううちよつと普及したらどうかと思ひますが、何かこの点で民事局長に抱負があればお伺いしたいがどうでしょう。

○政府委員(眞家克己君) 御指摘のとおり、遺言を利用するという方が非常に少ないというのは事実でございます。ただ、数字をたどりまして、最近かなり増加の傾向にあることは間違ひございませ

せん。これは公証人が作成いたします公正証書遺言でございますけれども、四十六年を一〇〇といひますと、四十八年が一三三、五十二年が一七九、五十三年中が一八二、これは割合でございませうけれども、ここ七、八年の間に二倍近い公正証書遺言を作成される方が出て増加するようになっております。

また、昨年総理府に依頼いたしました実施いたしました世論調査におきましても、すでに書いてあるというのはこれは一割にすぎませんけれども、いづれは書くつもりあるいは必要が生じたら書くつもりというパーセンテージが三十数%になつておりました。これからも書くつもりはないというのが二%であるのに比べますと非常に遺言の人氣といひますか、それを利用しようという意図のある方、これが多くなつていように見受けられるわけでございます。しかしながら、何と申しましても客観的な数字が非常に少ないということとは事実でございます。

そこで、今回も相続に関する改正をいたすわけでございますけれども、もともと法定相続分、それから民法の相続といふものはどうしても一般的典型的な場合を想定いたしましたので、それを前提にして定めるわけでございますから、やはり具体的な事情に応じた妥当な結果を得ますためには、遺言——これは生前の処分でもよろしいわけでございますけれども、そういった自由意思による処分というものが必要になつてくると思つてござい

ます。ところが必ずしも現在には十分にそれが活用されていらないという事象でございますので、私どももいたしましては、今後機会あるごとに遺言制度に関する正しい知識の普及に努めたいと思つております。まず遺言に対する一般の関心を高めるということが必要でありまして、今回の民法の改正の内容の周知とあわせて遺言制度というものの紹介、啓蒙ということをやりたいと思つております。

主体といたしましては、私どもももちろん、いろいろな機会を利用してそういった活動に努めたい

と思っておりますけれども、あるいは公証人の団体その他の方々にお願いいたしましたというふうな方向を進めていきたい。これは相続法の改正を機会にぜひともそういったことを盛んにしたいというふうな思っております。

○寺田熊雄君 いまの公正証書による遺言、この伸びが七、八年の間に七、八割もあつたと、それはわかるけれども、絶対数が問題なんでね、絶対数は非常に少ないですよ。

○政府委員(眞家克己君) 公正証書遺言の数は、昭和四十六年に一万五千八十二件、五十三年が二万七千三百九十七件でございます。ただしこれは公正証書の遺言でございます、秘密証書の遺言につきましてはこれは別でございます。

○寺田熊雄君 二万七千は何年ですか。

○政府委員(眞家克己君) 五十三年でございます。

○寺田熊雄君 日本における世帯数、これが大体恐らく三、四千万あるんでしょうからね。それから考えますと、二万七千というのは本当に九牛の一毛ですよ。だから、やはり局長がおっしゃったように、この民法の改正を機会に遺言制度の普及を図るというのであつてほしいと思つたけれども、これはお役人の方だけに任せるべきではないんで、われわれ弁護士会の方もやるべきであるし、公証人の方もそれぞれ努力すべきでありますよ。が、やっぱり中心になるのはあなたの方ですね、国家の方だから。やっぱりそういう予算をとって御努力にならなければいけないんですが、そういう普及宣伝費なんというものは現在のところあるんですか。

○政府委員(眞家克己君) 特にそのための予算を計上しているわけではございませんけれども、しかし、それほどたくさんのお金が必要というものでもないように思います。方法によりましては十分現在の予算で賄つていけるというふうに考えております。

○寺田熊雄君 現在の予算で賄えるというのは、それができれば結構だけれども、できればしか

し、思い切つて予算をとつて活発な普及措置を図るのがやっぱり望ましいですよ。だからそれぐらいの意欲を持つて当たつていただきたいと思つたんですが、どうでしょう。

○政府委員(眞家克己君) これは遺言に限りません。民法一般についてもそうでございます。こういう法律知識の普及ということにつきまして、は御指摘のとおり、十分な予算措置を得ましてできる限り努力を今後いたす方向で検討したいと思つております。

○寺田熊雄君 次に、寄与分の認定に当たつて農業用資産の維持増加、親や弟妹に対する扶養などを相続時における農業専従者たる後継者の債権として取り扱う制度を設けてほしいという農業団体の陳情を受けたのですが、これについては農林水産省の方、見えておられますか。これはあなたの方としてはどう考えられますか。

○説明員(鈴木一郎君) 農業後継者の育成ということは、最近のような農業の就業構造においては非常に大事なことでございます。そういう意味で今回の寄与分の制度については私も高めても高く評価しているわけでございます。しかしながら、その寄与分について農業用資産の維持増加、あるいは親や弟妹の扶養などを後継者の債権として取り扱う制度を設けてほしいという要望につきましては、この寄与分の取り扱いが家族内部の問題であるとして、債権として構成することは今回の立法においても避けたというふうに理解しております。

農林水産省といたしましても、農家における相続の問題は農業者の生活感情にかかわる問題でもあり、かつ家族のあり方の基本にもかかわる問題でございますので、寄与分を債権として制度的に仕組むということについてはお慎重に取り組みする必要がありますというふうに考えております。

○寺田熊雄君 そうすると、これはあなたのお話では親に対する扶養、それから農業用資産の維持増加、これは恐らく親の名義のものについて言っているでしょうから、これはやはり寄与分の認定

で賄つたらいいと、特に債権として取り扱う必要はない、こういうお気持ちかな。

○説明員(鈴木一郎君) 現在、債権としてやはり構成するというところにつきましてはなお時期尚早ではないかと、現実からしますとまだ問題が多いのではないかと、このように考えております。

○寺田熊雄君 これは民事局長はどういうふうに考えられますか。これはやはり寄与分として相続財産から取ればそれで賄える、こういうお考えと聞いてよろしいかな。

○政府委員(眞家克己君) これがもし非常にはつきりした契約というものが成立するような事態になりました場合には、これは寄与分の問題ではなくしてむしろ被相続人に対するはつきりした債権がある、したがって、相続債務になる、こういう形になるわけでございます。その場合には今回の改正と関係なしに私はその請求権の実現ということがあり得ると思つたし、またそういうような法制をとつては困るものがあるように思います。

しかし、現実の問題といたしまして、現在の日本の社会におきましてすべてを扶養関係が契約である、あるいは家事の手伝いがすべて契約関係をもって律すべきであるというふうなことは必ずしも実情には適さないのではないかと認識に私は立っているわけでございます。そういう財産権としてはつきりと請求を實現するということも、それがむしろ家庭内の協力といふか、そういうものに基づく寄与、特別の寄与といふものを今回の手当てで賄うという考え方でございまして、これはあくまでも社会の実態の動きによりまして、これはそういう請求権的な構成をとつて寄与分とは別に請求をするということになれば、これはむしろ法律論としては可能でございます。今回の改正はそのようなことを意図して行つてはございませんので、そういうものを相

続分の調整というふうなことで不公平を是正するための制度というふうなことで立案いたしましたわけでございます。少し問題が、問題といひます

か、次元がずれるのではないかと、このように考えております。

○寺田熊雄君 いまの民事局長の御答弁を伺うと、つまりこの農業団体の陳情というのは、結局いま民事局長の言われたような農業用資産を名義上持つている親、それと農業専従者たる後継者、その間に明確な契約関係を樹立して、そしてどういうふうにしてその資産を維持していくか。そして、そのかわりその収益は農業後継者が取つて、そのかわり親や弟妹を扶養する義務を負担する、そういうような契約関係を明確にしていく制度を設けてほしいと、そういう趣旨のように受けとれるけれども、そうじゃないだろうか。これは、農林水産省としてはどういうふうに考えられますか。

○説明員(鈴木一郎君) この農業団体の陳情がどういう考え方で出てきたかということについてはまだ詳しくは承知しておりませんが、恐らくはただいま先生御指摘のような考え方であつたかと思つております。

○寺田熊雄君 そうといたしますと、やはり民事局長が言われたように、日本の場合はやはり親に親子は財産契約なんかしませんでしょう。非常に不明確でしょう。だからいろいろトラブルが起きる。だから、そういうのはつきりとした契約関係があれば契約上の債権として認めていいという、そういう民事局長の先ほど答弁があつたわけですね。だからそういう明確な制度を、あなたの方でできるだけ近代的な契約関係というものを農家にも普及して、そしていざこざがないようにびちちと確立していくことが望ましいんじゃないだろうか、そういうふうな思ひますがね。そういう奨励をなさつたらどうだろうか。

○説明員(鈴木一郎君) ただいま御指摘の点は、いわゆる家族協定農業というところでよく議論になるわけでございます。この点につきましては、農業団体などにおいてその普及奨励に努めておりますし、農林省においてもこれらの活動について助成をするなど行つていられるところでございます。ただ、



それを一般的な制度とするということにつきましましては、やはり農家の家庭の内部の問題であり、農村社会の問題でもございますので、この点についてはやはり制度化は問題があるかというふうに考えておりますが、奨励には努めているところでございます。

○寺田熊雄君 課長のいまの御答弁だと、まあ家族協定農業という言葉が出て、次の質問にもうすでにあなた自身が入ってしまったわけだけれども、そうすると次の質問で、親名義の田畑を利用して農業経営を後継者が営む場合、これは資金などというものはっきりと親との間に決める。つまり農業経営者がこれは資金なんだと、農業後継者の資金。それから、どういうふうにして資産を譲渡を受けると、たとえば何十年したら当然に資産の譲渡をするという、そういう内容を持つ契約を結ぶという趣旨で、そして譲渡を受けた場合には親の扶養を、必ず親が死ぬまでやっていく、そういう契約関係を助長する、こういうものが家族協定農業なのか。いま私がちょっと資金と言ったのは、やはり経営者はこの田畑の名義上の所有者が経営者で、農業後継者はその経営者から資金を受けると。そして、必ず収益の中から資金部分を引き去って自分の所得とすると、そういう意味のようにとれますね。そういう家族協定農業というのは現実かなり日本で行われておるんですか。

○説明員(鈴木一郎君) 家族協定農業という言葉を使われます場合には、まあドイツにおける親子間の扶養の関係、あるいはフランスの民法における子供に対する親の資金の支払い協定とか、そういうものを参考にしながらいろいろ内容のものが考えられております。そういうものを総括的に家族協定農業と言われているというふうに私も考えておりますけれども、これの普及状況につきましては、農林省で直接調査したものはございません。

ただ、親子の間の承継といいますが、につきまして、現在の経営主が先代の経営主と経営を約束しまして、前もって約束した時期に経営を承継し

たというのがどのくらいあるかということ調査したことがございますが、これは専門的な農家八十五万七千戸のうちで五万八千戸、約六・八％というふうになっております。これは、先ほど申し上げました家族協定農業の定義からいたしますればやや狭いわけでございます。

○寺田熊雄君 ちよっと、もうちよっと大きい声で。○説明員(鈴木一郎君) 全国農業会議所が昭和五十一年度自立経営を志向しておる農家の後継者三十五歳以下の者三千六百六十六人について調査した結果によりますと、家族協定を行っているものは一九・六％ということでございます。必ずしも普及度は高くないというふうに考えております。

○寺田熊雄君 農林省としては、やはりそういう近代的な家族協定農業というものを普及させる御意図があるのか、それともいまは傍観的態度でいっておられるのか、その辺いかがですか。

○説明員(鈴木一郎君) 一つは、やはり農家の中における労働報酬の評価なりあるいは親子関係を明確にして経営の継承を行う、それによって農業経営の若返りを進めるといふような観点からいたしまして、家族協定農業というのは今後の農業経営の一つのあり方であるというふうを考えております。

したがって、農業委員会系統組織などがそういう家族協定農業についての推進をするということにつきましましては、私もこれを奨励しているわけでございます。また、農業改良普及組織などにおいても、必要に応じてその普及に努めているところでございます。

○寺田熊雄君 大体わかったから、あなたの方はそれで結構です。ありがとうございます。これは、主税局の方はもうお帰りになっちゃっ

たか—ああ、おられるか。これは私の方に、農地の評価を—相続の場合だろうと思いますが、収益評価としてほしいという事情があります。これはあなたの方はどうお考えになっておりますか。

○説明員(鈴木達郎君) 相続税におきましては、まあ相続税が富の再配分を保障するという機能からも当然でございますが、財産の種類によって評価の基準に違いを設けるということは非常に課税のアンバランスをもたらすものと考えているわけでございます。

したがって、すべての財産については共通の尺度でございます。時価によって評価するということがたてまえでございます。しかしながら、農地につきましては、いま御議論のような後継者の問題ですとか細分化の防止とかいろいろ特殊事情がございますので、評価の方は時価でございますけれども、相続税に關しましてはたとえば時価も、私ども農業投資価格と言っておりますけれども、収益還元価格に近いようなものでございまして、その差、時価とそれの差につきましては、一定の条件のもとに相続税の納税を猶予するというりまして、実態的にはかなり低い評価で行われておることでございます。

○寺田熊雄君 それは法的根拠何かあつてか、それとも国税庁長官の通達とか、そういうことによつてですか。

○説明員(鈴木達郎君) 租税特別措置法による規定でございます。

○寺田熊雄君 ちよっと条文があつたら言うてください。

○説明員(鈴木達郎君) 大変長く複雑な条文でございますのであれでございますが、条文だけよろしゅうございませうか。—租税特別措置法七十条の六でございます。「農地等」についての相続税の納税猶予等」というところでございます。

○寺田熊雄君 あなた御自身が大変複雑な規定だと言ふ。税法は余り複雑過ぎてわからない。これは私ども法律専門家でもそうです。もうおおむ

ね退職しちゃったけれども、私どもの同僚の裁判官に聞いてもさっぱりわからぬと言っている。もうちよっとわかりやすく書いてくれなさいかぬな。

それから私自身が経験したんですが、夫名義の不動産で、妻がへそくりをして貯金したんでしよう、そしてたまたまその貯金が夫の名義になっておつただけけれども、しかし、妻としてはこれが私が管々としてためたものだから本当は私のものだ、これを含めて買ったんだから、この部分は私のものと、こう言った場合は、税務署はそれを私に承してくれたと思つておるんだけれども、そういう解釈が可能なんですか。

○説明員(鈴木達郎君) 執行の問題でございますが、ちよっと私はっきり申し上げられる自信はございませんが、恐らくへそくりと申しましては程度問題だろうと思つて。たとえ、生活費として百万円を渡し、実際に使つた生活費が二十万円で八十万円をへそくりしたという場合にはこのへそくりが妻のものだということな理解はちよっとしにくいのではなからうかと思つて。やはりその場合には、夫から妻への贈与があつたと認定せざるを得ないんかと思つて。世間的な意味でのへそくりはたしか妻の所得と申しましうか、妻のものという認定は税務署でなされておるといふふうに聞いております。

○寺田熊雄君 そうすると、その程度、度合いを考へて……。先ほどの民事局長の答弁ちよっと違ふね。これはやっぱり考へてもらわぬといかぬです。

それから、商法の改正はひとまずおいて、これはまたいづれ時間があればお伺いすることにしよう。

不動産の登記制度におきまして、しばしば小字というものがあつた。あの小字というものが一体必要なんだろうか。つまり、現実にはもうほとんど存在しない。いわゆる大字と番地ですべてやつておるのに、登記簿本だけを見ると小字というものが出てくる。これはもうそろそろ



憲法の二十四条の第二項、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」、この憲法二十四条の二項と真つ向からこれは抵触する。これは民事局長、やはりこれらの規定は男女平等の趣旨に反して憲法二十四条二項に抵触すると考へざるを得ませんけれども、あなたはどうか考へますか。

○政府委員(眞家克己君) 一般に國際私法におきましては、準拠法を決めるその要素といたしましていろいろあるわけでございます。當事者の国籍とか住居とか居所、あるいは原因となる事實の發生地というようなものがいろいろ考へられるわけでございます。住居というものを中心にして準拠法を定めるといふ法制もございすけれども、傳統的にヨーロッパの大陸法系の國々におきましては當事者の国籍というものを基準にして定めていたわけでございます。わが國の法令もそういう大陸法の影響を受けてまして、そういう本國法、いわゆる本國主義といふものを大部分の問題につきまして採用いたしていただいております。

そこで、夫婦の關係というやうな、當事者双方について考へなければならぬ問題につきまして、これをやはり一つを優先することになりまして、どちらかを捨てざるを得ない。そこで、従来は大陸法系の諸國の國際私法では一般に夫の本國法といふものが中心になつていたのでございす。このためまへは、結局は婚姻生活におけるいろいろの經濟的活動その他の中心的地位が夫にあるというやうな現実、それを前提にいたしてそういうやうに定められたと思われのでございす。けれども、結局そういう要素として國籍といふものを基準にいたします以上、どちらかの本國法を優先させる以外にないわけでありまして、この場合にその一方、夫を選んだからといって直ちに實質的に妻に不利が及ぶという關係はございせん。これは必ずしもどちらが利益、不利と

いうことではないわけでございます。そういう意味におきまして、直ちに憲法の趣旨に反するといふことまでは言えないのではないかと、いふやうに考へていただいております。

しかし、まあ一部にやはり何といつても男女平等の思想に反する、體裁上反するではないかといふ声もあるわけでございます。まあ各國におきましてそういうやうな批判を回避する方が望ましいといふやうな考慮に基づきまして、いろいろ工夫がされてゐる國もあるやうでございます。そういったした場合に、長い伝統でございます本國法主義を捨ててしまへば、これはまあ非常に簡單になるわけでございます。住所でありまして、か、當居所、近ごろは常居所といふやうなものを基準にして考へるといふのが相當流行——流行と言つて語弊がありますけれども、かなり広まっておりますけれども、そういうことを選ぶといふやうな方法ももちろんございすし、いろいろ修正の道はあるわけでございます。

ただ、この問題は、単に形式的に男女平等の理想から言つて形が悪いからちよつと直そうといふやうな問題ではないのでありまして、本國法主義をどこまで採用するか、住居、常居所等を基準にするかといふやうな、かなり根本的な問題にもなります。また、住所を基準にするといふ場合には、それはそれなりにいろいろ問題が起り得るわけでございます。そういう面におきまして、ヘーグの國際私法會議でいろいろ身分關係に關する條約案が採択されておりますけれども、そういう會議ではやはりいろいろ工夫がされておるわけでございます。私もこの問題に検討するといふ作業はかなり古くから手をつけておりました。ヘーグの國際私法會議の動向とにらみ合せていろいろ研究をいたしておるところでございます。したがういふ問題の一環として、やはり検討を進めたいといふやうに考へておりますが、いま直ちにこれは憲法の趣旨に反するから、夫とあるのを妻とするとしようやうな

單純な改正では済まない、また、それで役に立たないと申しますか、いろいろ問題が起つて解決にはならないといふ点だけを御了承願ひたいと思つてございす。

○寺田熊雄君 いやいやそれは違つてしよう。あなた本國法主義だといふこと、本國法主義だと言つても、それが夫の本國法をとるか、妻の本國法をとるかといふ問題で、本國法主義といふことこれを解決できる問題じゃないんで、いずれの本國法によるかといふ問題ですね。

それから、不利はないと言つたけれども、いや不利はありますよ。たとへば妻が日本人で夫が外人だといふか、これは韓國人の夫——御承知のように家族制度をとつておるでしよう、韓國の民法といふのは、それで、親権は父のみが行使するといふやうにしてあつたら、母親の親権がなくなると。それから、仮にその夫の本國法によつたら妻は離婚の請求ができなくなるでしよう。それから相続権だつて、これは被相続人の本國法によるというんだから、これはまああひとますおくとして、氏の問題にいたつて、こちらは妻の名前を名のりたと思つても、夫の本國法でも夫の氏によるんだといふやうに決めてあれば、妻としては非常に不利をこうむるので、いずれの制度をとつても妻に不利はありませんと、いふことではないでしよう。それは大いに不利はあつて、いふやうに、それからまた、夫の本國法では、行為能力を妻に制限しておるかもしれない。いろいろ、夫の本國法によるがゆえに、婚姻の効力が、夫に非常に強力な権限を認めておるやうな本國法である場合には、妻は不利をこうむらざるを得ないわけ、だからいまの局長の御答弁はどうだらうか。

それと、夫の本國法によるという一連の規定が、これは今日における両性平等の思想に背馳するものと非難されているといふ、つまりこれはやはり平等の思想に反するんだといふ非難があることは、まあたまたま國際私法を法律學全集で執筆しておられる、これは折茂豊氏ですか、これの「國際私法(各論)」を讀んでみても随所に出てきますよ。だから、局長のように單純に、男女平等に反しないといふ結論は出てこない。

それから、「法學論叢」のこれは五十八卷第一号の中に、「婚姻の身分的効力の準拠法について」溜池良夫氏の論文がある。この溜池良夫氏の論文讀んでみますと、ここにもやはり「我が國においては、周知のごとく、この点については法例に夫の本國法主義の明文の規定がありこれまで特に問題とせられることがなかつたのであるが、近時両性平等の見地からこの夫の本國法主義が反省せられ立法論的に問題化されてゐる。」、そういう前提のもとに、一体どうしたらこの男女平等を實現するやうな理想にかなう主義がとれるであろうかと一生懸命に考へて、これは八つの主義を紹介している。第一は夫の本國法主義、これはまああなたがおっしゃたのも、私が申し上げたやうに、夫の本國法主義と妻の本國法主義と二つあるんだから、本國法主義をとつておりますといふことで問題は解決しないといふ、これは先ほど申し上げた。二番目は妻の本國法主義、それから三番目が夫婦の約定によるいづれか一方の本國法主義、四番目が個別的解決主義、第五番目が夫婦の本國法の競合的適用主義、第六番目が夫婦の本國法の累積的適用主義、第七番目が法廷地法主義、つまり法廷地法でやれと、そうすれば男女の平等なといふこと、夫を優先するとか妻を優先する問題が出てこないとか、それから八番目が住所地法主義と、いろいろ八つの主義があることを紹介して、そのいづれが夫婦の平等の主義に抵触せずに合理的な解決が得られるかといふことを一生懸命に論証しておられるわけ、その局長のやうに單純に、本國法主義であつて両方が全然不利がございせんなんていふ簡単な、短絡的な答弁はできませんよ。いかがです。

○政府委員(眞家克己君) 夫の本國法で常に不利がないといふわけにはまいりませぬけれども、

また非常な利益を受けるということもあり得る。いろんなケース、いろんな国の法律によりまして利益、不利益はさまざまであろうと思ひます。それは各国の実体法がそれぞれ統一されないでばらばらになっていることかやむを得ない結果でございませうけれども、その適用の結果公序良俗に反するというような場合には、日本の裁判所はこれを適用しないということによつて解決をされていくわけにございませう。

それはそれといたしまして、確かに本國法主義をとるといたしましていろいろな考へ方があるわけにございませう、まあ法制審議會でかねてから検討いたしております、何回も試案のようなものもその経過において作成いたしておりますが、たとえば婚姻の効力につきまして甲案といたしまして、夫婦の最後の共通本國法によるという場合、これは共通本國法がいつかの時点においてあつたという場合、あるいは乙案として、夫婦はそのいずれか一方の本國に住所を有するときはその本國法によるという案、あるいは夫婦の共通住所の地法によるという案、まあいろいろあるわけにございませう、私は現在の夫の本國法が最もあらゆる場合においてすぐれていると申し上げるつもりはないわけにございませう、こういふいろいろな考へ方があるわけにございませう、また婚姻の効力だけの問題ではございませぬので、本國法主義をとつておりますと方々にさういふ先生御指摘のような問題があるわけにございませう、國際私法というものを統一的に考へてそれを検討せざるを得ないということも申し上げたわけにございませう。しかもヘーグの國際私法會議におきましては、さういふ先生の御指摘のような考へ方も十分考慮に入れつついろいろな案を作成し、それを國際會議で討議をいたしまして採択をいたしているという現状でございませう、さういふヘーグの國際私法會議に日本は参加をいたしております。そこでできる限りさういふ最近の動向というものを把握いたしまして、よりよい國際私法法制というものを検討していかなく

ばならないと、かように考へている次第でございませう。  
○寺田熊雄君 いまあなたのおっしゃつたような、つまり現実に夫の本國法主義によつた場合に、それがメリットを与えるかデメリットを与えるかというふうな、それはいろいろありますよ。夫の本國法が進歩的ならばかえつて妻にとつてそれは多くのメリットを与えるでしょう。逆の場合はデメリットを与えるので、だからあなたのおっしゃるようなメリットもある場合がある、デメリットもある場合がある、それはそのとおりなんです。ただ問題は、男女平等とか憲法上の原則がある場合に、それはメリットやデメリットで左右すべきじゃないんで、その原則を重んずるか重んじないかという問題なんです。だから、さういふメリットとかデメリットとかいふようなことでもつてその原則を左右するわけにはいかない。それからまた、あなたは、法例の三十条を適用して公序良俗に反する場合には、妻に不利益なものを、規定の適用を排除する場合がありますと言ふけれども、これはやはりいまの國際私法の折衷豊氏の、これは二百九十九ページにある一つの例ですよ。たとえば、「夫の本國法が離婚を認めない場合、法例三〇条を援用してその適用を排除しうるか否かについては、原則としてこれを否定的に解すべきであらう。」と。だから、やはり公序良俗の規定があるからといって、夫の本國法に離婚が認められていないから、それは認められないことが公序良俗に反するから離婚できないんだというところまではいかない、どう考へたつて、法律家として。だから、やはりこれは眞剣に憲法上の原則とか、男女の平等とかいふ、これはさきわめて高い次元のものでしょう、局長ね。だからさういふ高い次元のものを重んずるか重んじないかという問題だと思ひますよ。ですから、さういふ高い次元の原則が掲げられている、國際婦人年のその中間年に當たる國際的な高い次元の理想が追求されている時代、そしていま憲法の原則がある場合、これは立法技術的に困難でありますと

か、メリットがありますとかいふような非常に瑣末な問題に目をやつて、大原則に反するか反しないかという問題を等閑に付すべきではありません。この私が私の意見ですよ。だから局長、これは眞剣にやはり検討を約束してもらいたい、さういふことです。

○政府委員(眞家克己君) まことに弁解がましいようなことを申しませんが、さういふメリットがあるからいいではないかと、さういふ趣旨で申し上げたわけにございませぬ。非常に高い次元で物事を考へる場合に、それが形の上でやや差しきわりのあるということ、直ちに高い次元で考へたことが即現状を批判し、これを維持すべからざるとする根拠になるかどうかという点でいろいろ考へてみなければならぬという趣旨で、私は現実論ということも加味しながら高い次元の適用ということも考へなければならぬというふうなつもりで申し上げたわけにございませう、確かに高い次元に立つて考へます場合に、少なくとも形の上で、夫の本國法というふうなものもすべてとの關係について基準にすべき要素としてまかり通るといふこと自体が、高い次元からして望ましくないという御意見は十分理解できるわけにございませう。決してこれを瑣末な便宜論で済ませようというつもりはございませぬ。これは相当古くから熱心に法例の全面的改正と申しますか、これはヘーグの國際私法會議で採択される条約案というふうなものも加味しながらやつておるわけにございませうけれども、さういふ努力はもうずっと古くからやつておりますし、今後継続して精力的にさういふ検討を進めたいと思ひますし、その際には御指摘のとおり高い次元からの考慮、反省ということも十分加味してやつてまいりたいと思ひます。

○寺田熊雄君 法務大臣、いま私と局長とのいろいろなやりとりをお聞き取りになつたと思ひます。つまり法例の十四条から十六条、それから二十条等の規定はすべて婚姻の効力、離婚等についてあるいは夫婦財産關係等について夫の本國法によ

ると、一方的に夫を中心に考へているわけですね。しかし、いまは妻の本國法主義もあり、それから裁判地法主義もあり、住所地法主義もあると、さういふいろいろな制度をわれわれが考へて、それが本當に男女の平等を実現するものであらうかと、それが憲法二十四条に言う男女の平等の思想に基づいて制度を考へ、運用をすべきであらうかというのをいま検討をする時期に来ておると思ひます。だから、民事局長も眞剣に検討すると思ひます。だから、大臣もこの点についてお約束したわけにございませう。十分これから検討していただきたいと思ひます。いかがですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 大変高い次元の法律上の基本論を承つたわけにございませう、最後に民事局長がお答えいたしましたとおりに、これは時間をかけて検討をいたすべきものであると存じます。

○寺田熊雄君 終わります。  
○宮崎正義君 民法及び家事審判法の一部を改正する法律、この相續に關する民法の改正に當つてすいぶん長い間御苦勞をなさつてやつと今回の改正の運びになつたわけにございませう、いづれにしても、その改正案のこれからどうあるべきかという、どう改正していかなければいけないだろうかという問題点、それらがやはり中心になつてくる質問になるわけで、当然重複する点が出てまいります。したがうして、そのことを一応お断りをしながら質問をいたしたいと思ひます。そして、先ほども寺田委員の方からいろいろ質問がありまして、私も重複して質問をするようになると思ひます。

午前中参考人三人の方々に来ていただきまして貴重な意見も拝聴したわけにございませう、そこで、私は三人の参考人の方々に伺ひをしたわけなんです、相続人以外の者に対する寄与分の認定、あるいは寄与分といふことか、将来法改正していかなくやらないかどうかということとはまた別といたしまして、相続人以外の者でも内縁の妻、事実上の養子等については特に相続人に準ず

る者としての寄与分を認めるべきだということが言われているわけでありませぬ。

そこで、厚生省からお見えになっていますね。――まず、国民年金法です、国民年金法の五条の五項ですか、「この法律において、「配偶者」「夫」及び「妻」には、第四十九条の規定を除き、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。」と

うございませぬ。それから厚生年金保険法の三条、これは二項ですか、ここにも「国民年金法の方は「第四十九条の規定を除き」とありませぬ。私の知っている限りは、この「第四十九条の規定を除き」という、これもいまの法律改正の提案をされているといふふう聞いておりますが、近くこの項目が削除されるようになると思はるわけです。この事実上の婚姻関係というのはいかような具体的なものか指しておられるのか伺いたいと思はる。

○説明員(萩原昇君) 通常の、これはいわゆる内縁関係ということでございませぬが、「届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」ということとございませぬ。

それから、先ほどのお話の中にもございませぬ国民年金法四十九条の部分に關する改正規定は、ただいま御発言のとおり御提案申し上げている次第でございます。

○宮崎正義君 念のために四十九条というものの内容を説明してください。

○説明員(萩原昇君) これは国民年金におきまして通常の場合にはだんなさんが亡くなった場合にお子さんがいる寡婦の方、この方に母子年金というものを出して上げることになっております。この母子年金につきましてはその母の状態は、だんなさんがお亡くなりになったときにそのだんなさんによって扶養されていた配偶者、またはその事実上の配偶者であり、かつ国民年金が保険制度でございませぬので、一定の妻自身についての保険料要件を満たすということで通常の遺族年金、遺族給付と

いうものが出ておるわけでございますが、寡婦年金につきましては、こういう母子年金に結びつかないという方につきましては、だんなさんが亡くなったときに過去十年間の婚姻関係がある場合に年金給付を行おうということで、昭和三十六年国民年金制度が発足いたしましたときに、その昭和三十年代に発足いたしましたときに、過去十年間における継続する婚姻関係というものを立証するた

めには法律婚ということで立証する以外に立証がむずかしいのではないかと、こういうことで法律婚に限ったというふうに承知しております。

○宮崎正義君 準母子年金も含まれるわけですか。

○説明員(萩原昇君) 準母子年金につきましてもこれは母子年金と同じような状態でございます。ただし、この場合の配偶の関係につきましても、準母子の場合には、この場合には、おばあさんが孫を養っておるか、そういう状態において、たとえばおばあさんの場合ですとその息子さんに当たるような事実上のかせぎ手、それが亡くなった場合に準母子年金でございませぬので、この場合配偶関係とはちよつと異なつてまいりませぬ。

○宮崎正義君 御答弁の中に俗に言う内縁関係という、内縁関係というのは事実上の婚姻関係ですか、婚姻関係というのとはちよつと異なつてまいりませぬか、個条書きで認知していかぬか、その辺を伺つておきたいのですが、参考に。

○説明員(萩原昇君) 通常届け出をしておられないけれども届け出をすればその届け出が受理されるような状態、これを通常の状態とやっております。さらに別の言葉で言いますと、婚姻関係を成立させる意思があり、そういう実態が社会から認められておると、だけれども届け出という婚姻の形式行為をしておらないという関係であろうと理解しております。

○宮崎正義君 その法の精神は何ですか、根本の法の精神。

○説明員(萩原昇君) 社会保障給付で私どものと

ころで持つております一番古いものは、昭和十七年に現在の厚生年金の前になる労働者年金法というのがあるわけでございますが、その当時からすでに内縁関係というものをかように遺族給付の受け取り方として規定してございませぬ、はっきりと書いたものはないわけでございますが、やはり社会保障給付というものを困窮した状態にある者というのを広く認めていこうという趣旨に基づくものといふふう理解しております。

○宮崎正義君 社会保障給付という、国民をそういう不幸な中に、不幸な生活の中にある人、何らかの理由で入籍のできない人たちで、そして結婚もしたくともできない、そういう人たちを守るためにわかりやすく言えばつくられたといった法だと、こう解釈していいですか。

○説明員(萩原昇君) 御趣旨のような考え方が思はる。

○宮崎正義君 民事局長、民法の七百十一条、これをひとつ御説明願いたいんですが。

○政府委員(眞家克己君) この七百十一条は、いわゆる慰謝料の規定でございませぬ、他人の生命を害した者、殺した者が、その被害者の父母、配偶者、子に対して、財産権を害しない場合でもい

わゆる精神的な損害としての慰謝料を払う義務がある、こういう趣旨でございませぬ。

○宮崎正義君 これは午前中の参考人の遠藤浩さんという方の答弁がありましたんですが、この文言を引かれたわけですか。そして民法にもこの例を取り上げて、そして救済する判例があるんだというふうなことをおっしゃられたわけですか。

○政府委員(眞家克己君) 配偶者の解釈だと思はるますが、そういう判例になつていふことは事実でございませぬ。

○宮崎正義君 私が聞いたのは、内縁関係のことなんです。そのとおりですか。

○政府委員(眞家克己君) 裁判例におきまして内縁関係にある者を配偶者に含ませて解釈をしていふと、こういうものが判例になつていふと、とでございませぬ。

○宮崎正義君 いろんな理由があつて内縁関係の生活をしていふ婦人も国民の一人です。そして法的に内縁関係として相続は認められない。厚生省の方では温かくそれらの人を見守つて、国民の一人として支えていこうという考え、法務省の方ではこれは相続は別だから、だからそんな人はやらないんだと、こんなふうな、極端な言い方をすればするんですけれども、法の公平という面からいまして、相続を、相続人以外のそういう立場の人でもやはり国民の一人なんですよ。そういうことから考えていまして、どうですか、先ほども寄与分の問題で、これを寄与分の方に入れるべきだといふ参考人の意見もございませぬ。またもう一人の方は、立法処置ができるならば、立法処置としての考え方――いろんな差しきりがあるのだらうと思はるけれども、そういう処置も考へられるんじゃないかと、こんなふうにも言つておられましたんですが、どうでしょうか。

○政府委員(眞家克己君) 内縁の妻、事実婚というものを法的にどう評価し、どう処遇するかというの、これはきわめてむづかしい問題でございませぬ、わが国の立場としまして法律婚主義というものをとつていふわけでございます。これは養子縁組につきましても、事実上の養子縁組というのはありますけれども、法的効果を認めるのは届け出をした者に限ることになつていふわけでございます。婚姻について申しますと、一つの社会的な制度としての婚姻を公示すると、そして一定の要件を備えたもの、男女の結合について公示をして、それに対して法律上の保護を与えるということがたてまえて望まないと、こういう考慮からそうなつていふわけでございます。

ただ、御指摘のとおり、社会立法におきましては、これは職前の工場法の例からいふと、ございませぬけれども、ずつといわゆる内縁関係、届け出をしなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者というふうな者に対する保護の趣旨を入れておられますし、また裁判例におきましても、内縁の不当



破棄による損害賠償責任というよりなものであり古くから認められているわけでございます。

そこで、私どもの考え方といたしまして、婚姻の効果のうち、夫婦の共同生活が営まれているという前提として認められているような効果、第三者に影響することのないような効果は、これは法令上あるいは判例上これを認めている。つまり夫婦と同じような保護を与えているということが言えようかと思うのでございまして、たとえば同居し、協力扶助をするという義務、夫婦の間でそういう義務がございすけれども、そういう義務も内縁の夫婦間においてもこれは認められると思ひますし、いわゆる貞操義務というようなものにつきましても、これはやはり内縁の夫婦についても認められると、それが裁判例であると思ひます。また、婚姻中の費用の分担というような問題につきましても、これもやはり内縁であつても同じように取り扱うべきであらうと、こういうことは言えるわけでありませう。

しかしながら、対第三者あるいは多数当事者間の法律関係で画一的に処理をしなければならぬような問題につきましては、やはり届け出ということを婚姻の要件として、その公示ということに大きな意味を与えているというたてまえからいたしまして、夫婦と全く同一には認めるべきではないのではなからうか。

したがしまして、先ほど寺田委員の御質問にもございました氏の問題でございませうか、あるいは夫婦財産契約の問題でございませうか、一方と他方血族との姻族関係が生ずるかどうかというような問題でございませうか、端的には相続権の問題、これは多数の当事者間の法律関係でございませう。そういう問題につきましては、これはやはり届け出主義、法律婚主義をとる以上、同等にこれを扱うということはできないのではないかと。それに反しまして、不当破棄による責任あるいは不法行為上の責任と、そういうような問題につきましては、これは配偶者と同じように取り扱う、これは先ほど先生御指摘の問題にございましたけれども、

も、そういうような問題につきましては同じような取り扱いをするといつたとしても、結局は相続の問題、究極するところは相続の問題でございませうけれども、そういう多数当事者に影響を及ぼす画一的な処理を必要とするような問題につきましては、やはりその間に区別があつてしかるべきではなからうかと、かように考えている次第でございませう。

○宮崎正義君 そういうふうな考え方からいけば、いつまでたつても、これは私の考え方と平行線を引いていっちゃうと思ふんです。届け出制だからもうそれ以外の決められたものから枠は出ないんだと、わかりやすく言えばそういうことだと思ふんです。私は国民の、婦人の一人の立場が同じような立場であつて、

〔理事大石武一君退席、委員長着席〕  
片方は社会保障される、法では相続権というものが届け出していないから認めないのだと、わかりやすい話だと思ふんです。ですから、そういう方というのは全く日の当たらない生活を一面ではしているとも言える立場の人もあるわけでしょうし、また内縁の妻という立場はいろいろな立場があるでしょうから、いま局長もいろんなふうなことをおっしゃって、角度ごとにおっしゃつておりましたけれども、いづれにしろ内縁の妻というその一人というものは、やはり法で温かく守つてやらなきゃいけないんじゃないかと、こう私は思ふわけですがね。もう民法にちゃんとこういうふうな決められてあるからそれ以外はみ出さないよと、こう言えばそれで済みますんですけれども、国民の一人の感情としては、私は納得できない問題があるんじゃないかと思ふんです。これは大臣にひとつ伺つておきたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 民事局長からお答えいたさせます。

○政府委員(真家克己君) 確かに先生御指摘のような感じをこれはお持ちになるということは、これは実情として理解できるわけでございますけれども、

ども、やはり法律関係というものは、当事者間だけではなくして第三者に対する法律関係の明確化ということもこれは必要でございまして、実体を探索しないと関係がはっきりしないということでは非常に困るわけでございます。そのためにこういう届け出制度があり、それによつて対外的にも夫婦としての扱いを受けるということになつて居るわけでございます。しかも現在の法制では届け出をするにいつて何ら、何びとかの許可が要るか同意が要るか、そういう制約がほとんどないわけでございます。やはり届け出ということとを、これは単なる形式ではないかと思ひます。かもしれませんが、それがまた非常に意味のあることだという考え方があるわけでございます。これを抽象的に法律婚はか事実婚はかというふうな形で質問が出ました場合には、恐らく法律婚の方がすぐれているという答えが大部分の方から出るのではないかと実は思ふわけでございます。要するにそのうちの程度実質的に、実質に着目をして保護を与えるかという問題ではなからうかと思ふわけでございます。

○宮崎正義君 まあこれは第三者の問題を含めてのお話ですけれども、それならそれだけのまたへ理屈を言えれば出てくるわけですけれども、この点には非常に将来は考慮していかなくちゃならないんじゃないかと私は思ふんです。これは、恐らく局長もおなかの中じゃそう思つておられるんだと思ふんですけれども、いかがですかね、これは。おなかの中をひとつ聞かしていただきたい。

○政府委員(真家克己君) 実は、法律のたてまえとしては私が申し上げたことに尽きるわけでございますけれども、内縁関係の保護ということが発せられたのは、一つは社会立法、いま一つは裁判所の判例でございませう。裁判所が個々の具体的な事案に即しましていろいろ解釈を發展させるといふ余地は、これは私どもが気がつかない分野であり得るかと思ひます。

たとえば、財産分与という制度がございませうけれども、こういうのもいまではかなり裁判所の裁判例によりまして、内縁の夫婦間においても認めているようでございます。まあそういう意味におきまして裁判の法創作的な作用と申しますか、そういう余地があるということを私は決して否定するものではございませぬ。

○宮崎正義君 厚生省の方どうもありがとうございます。結構です。また次の機会にはかの角度でお伺ひしたいと思ひます。きょうは結構でございます。どうも御苦勞さまでした。

そこで、これも居住権といひますか、先取り権といひますか、夫婦二人きりでやつとございませう。御主人の家が取得できた。御主人の名前になつて届け出られたということになつて、その奥さんは御主人の遺言がなければ今度は全部奥さんのものになるのかどうか、そういうことと。それからもう一つは、少なくとも生前に居住権とか、先取り分というものを考えてあげなくちゃならないんじゃないかというふうにも思ふわけですが、どうなんですか。

○政府委員(真家克己君) 配偶者の相続分をいかに引き上げるかという問題につきましては、御指摘の先取り制度あるいは居住権の保護というようなことも確かに検討はされたわけでございます。しかしながら、先取り主義につきましては、これはそういう制度をとつておる国もございませうけれども、相続財産の額が一律でございませぬので、その基準の定め方が非常にむずかしいということ、相続財産が非常に多額である場合には先取り分を認める実益が余りございませぬし、少額の場合には先取り分を確かに配偶者は保護しませうけれども、あとの相続人はこれは非常に悲惨な結果になるというふうなこともございまして、これはやはりちよつとむずかしくて採用するのにはちよつちよつとむずかしいこととこの案は採用されることはなかつたわけでございます。

また居住権につきましては、もし何らかの配偶者に居住権を認めるといたしますと、その法律上の性質が非常に疑問でありまして、議論百出いたしまして、相続分との関係がどうなるのか、いつ

まで権利を存続させるのか、どういふ種類の新しい物権になるのかという問題で非常に法律上の問題点が多いこと、そういふ新規定を最低二分の一ということにいたしました場合には実質的に居住の権利が奪われるということにまらずないわけでありまして、これは共有の法理から申しまして、そういう心配がまずないであろう。したがって、こういう複雑な制度を設けるよりはむしろ端的に相続分を引き上げるといふこととした方が現実的であろうという結論からそういうような方向になったわけでございます。

○宮崎正義君 いま私一つの例を申し上げますけれども、これは裁判所が裁くようになる問題だろうと思っております。一つの土地がございまして、イという土地がある。その土地が二筆になっておられます。二筆になって、それの上の二筆にアパートが建てておられます。そのアパートは母親の所有物です。所有権は母親のもので、それから別の土地にその父と母が住んでいる土地があった家が建てられているわけです。居住地に家が建てられている。そこで老夫婦が住んでいるわけですが、そこに三女が入ってお父さんお母さんのめんどうを見ているわけです。それでその家が古いもので、そこから三女が建て直しをやってわけです、その家を。そうしますとその父親というのが生前、口で先ほど遺言の話も出ておりましたけれども、口で別のアパートの建てている土地ですね、そのイというところの土地の二筆になっている一筆を長男にやると、それからもう一つの二筆のもう一つを長女にやるといふことを常々口にしておったということなんです。そして先ほど言いましたように、三女がお父さんの住んでた家を壊して新しく家を建てた、三女のお金で。結婚したんですが、この人は離婚をしてそして商売をする場所を始めて、お父さんお母さんを二階に入れて生活を守って養ってきた。その父親が亡くなったわけですから、そして今度はアパートの所有権を持っている母親が相次いで亡くなったわけです。その母親は遺言を残していたわけですが、それは三女の孫にこのアパートを上げますよというふうな言っていたわけなんです。その父親、母親が死亡しちゃった。長男はよそで生活している、地方で生活をしておられるわけです。長女は常々お前にも半分土地を上げるよと言われたその長女は、そのアパートの中に住んでいるわけなんです。両親が死んだもので、それから、きょうだいは三女が建てた家を、三女の金で建てたというのを長男も長女も認めないわけなんです。お父さん、お母さんがつくったものだと言つて認めないわけなんです。そういうふうな複雑な、このきょうだいがごちゃごちゃごちゃやっております。このきょうだいがごちゃごちゃやっております。このきょうだいがごちゃごちゃやっております。このきょうだいがごちゃごちゃやっております。

第三部 法務委員会会議録第八号 昭和五十五年五月八日 【参議院】

けです。その母親は遺言を残していたわけですが、それは三女の孫にこのアパートを上げますよというふうな言っていたわけなんです。その父親、母親が死亡しちゃった。長男はよそで生活している、地方で生活をしておられるわけです。長女は常々お前にも半分土地を上げるよと言われたその長女は、そのアパートの中に住んでいるわけなんです。両親が死んだもので、それから、きょうだいは三女が建てた家を、三女の金で建てたというのを長男も長女も認めないわけなんです。お父さん、お母さんがつくったものだと言つて認めないわけなんです。そういうふうな複雑な、このきょうだいがごちゃごちゃごちゃやっております。このきょうだいがごちゃごちゃやっております。このきょうだいがごちゃごちゃやっております。このきょうだいがごちゃごちゃやっております。

○政府委員(真家克己君) ただいま御指摘の問題、非常に複雑なようでございまして、私直にさつかり頭になかなか入りませんので、的確な答えを申し上げるわけにまいりませんが、中にはこれは相続の問題と離れて純粹にいわゆる民事訴訟事項もあるかと思つて、ただ、結局集約されることは遺産の範囲をどう確定し、それをどう分配するかということが現象的にはあらわれるわけでございます。

○政府委員(真家克己君) ただいま御指摘の問題、非常に複雑なようでございまして、私直にさつかり頭になかなか入りませんので、的確な答えを申し上げるわけにまいりませんが、中にはこれは相続の問題と離れて純粹にいわゆる民事訴訟事項もあるかと思つて、ただ、結局集約されることは遺産の範囲をどう確定し、それをどう分配するかということが現象的にはあらわれるわけでございます。

ん、それから二番目の奥さんの子供さん、この人たちは何にも分け前がないわけなんです。そうしているうちにその亡くなった被相続人の取得している土地がぼつぼつぼつ出てくるわけなんです。要するに遺言で残したものの以外のもので、まだあったわけですね。それがぼろぼろぼろぼろ出てくるわけです。こうしたような例なんかいろいろあるわけですね。

○政府委員(真家克己君) ただいま御指摘の問題、非常に複雑なようでございまして、私直にさつかり頭になかなか入りませんので、的確な答えを申し上げるわけにまいりませんが、中にはこれは相続の問題と離れて純粹にいわゆる民事訴訟事項もあるかと思つて、ただ、結局集約されることは遺産の範囲をどう確定し、それをどう分配するかということが現象的にはあらわれるわけでございます。

○政府委員(真家克己君) ただいま御指摘の問題、非常に複雑なようでございまして、私直にさつかり頭になかなか入りませんので、的確な答えを申し上げるわけにまいりませんが、中にはこれは相続の問題と離れて純粹にいわゆる民事訴訟事項もあるかと思つて、ただ、結局集約されることは遺産の範囲をどう確定し、それをどう分配するかということが現象的にはあらわれるわけでございます。

て、非常にむずかしいケースでございますから、それにぼろぼろと後から遺産らしいものが出てくるというふうなことになるかと。またおくれる原因にもなるわけでございますけれども、しかしながら、少なくとも家庭裁判所でこれは職権で調査をするというたてまえでございます。家庭裁判所調査官というふうなものもございまして、普通の裁判所で、民事裁判所で当事者主義で弁論を重ねて攻撃防御を尽くすというやり方に比べますと、かなりスピーディーに物事が運ばれるわけでございます。まして、やはり非常にめんどうなケースで協議がなかなかできないという場合には家庭裁判所の審判を求める、それによつて遺産分割の基準というふうなものにつましても規定はございまして、それにのつとつて適正な分配、相続分に応じた分配をする、その間に寄与分の申し立てもあればそれを考慮するというふうな順序になるのではないかと、かように考える次第でございます。

○宮崎正義君 私も大体そんなことはわかつておられるわけですが、その寄与分を認めるといふようなことも認められないというふうなことだつたら裁判所に持つていくのが一番早いわけなんです。それで一番裁きがいいわけなんです。そんなことはわかるわけですが、そういうふうなことが起きる以前の問題として私は取り上げておられるわけなんです。そういう問題が起きる以前の問題として国民にいろいろわかりやすい法律のあり方というものをよくわからしてあげることが大事じゃないかと思つておられます。

○宮崎正義君 私も大体そんなことはわかつておられるわけですが、その寄与分を認めるといふようなことも認められないというふうなことだつたら裁判所に持つていくのが一番早いわけなんです。それで一番裁きがいいわけなんです。そんなことはわかるわけですが、そういうふうなことが起きる以前の問題として私は取り上げておられるわけなんです。そういう問題が起きる以前の問題として国民にいろいろわかりやすい法律のあり方というものをよくわからしてあげることが大事じゃないかと思つておられます。

しました。あれは非常に大きな効果があったと私も思いますが、それも言われております。あれを機会を通じてというんじやなくて、そういうふうな民間で考えられぬようなことを、先に法務省は法務省としての法の解釈とか、法のあり方だとかというものを国民にわからせることが先だと思ふんです。そう思いますが、どうですか。

○政府委員(眞家克己君) 確かに先生御指摘のとおりだと思います。全く同感でございます。法律はなるべくわかりやすい法律が望ましい、これはもちろんそのとおりでございますが、なかなか思うように、だれにもわかつて、しかも詳しく、あらゆることに行き渡っているという法律をつくるというところは非常にむずかしいことでございます。また、やはり一般的、原則的な事柄を前提にいたしまして法律をつくりますので、遺言とかそういう面に頼らざるを得ない面もかなりあるわけでございます。私どももいたしまして法律改正の内容の周知徹底、遺言その他、あるいは相続の登記等々の面におきまして一般の関心を深めて、なるべく具体的な事情に応じた、適当な結果を得るための方策というようにございまして、十分そういったいろいろな手段を通じて啓発と申しますか、国民の関心を高め、周知徹底を図るというような努力をできる限りいたしたいと、かように考えております。

○宮崎正義君 法務大臣、民事局長が言ったとおりだと思ひます。法務大臣のお考えをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私もいま御指摘のテレビを拝見しまして、いいことをやられていてくれるなと思つて見ておつたんでありますが、法務省といたしましてはやはり国会の御審議の結果、これが成り立つてしまふならば、ただいまのお話のようにできるだけのことをして、周知してもらつたように努力したいと思ひます。

○宮崎正義君 大事なことです。大臣に御答弁願つたわけですが、先ほど申し上げましたけれども、四十六年の

六月に法制審議会の身分法小委員会、相続に関する改正問題の審議が開始されて、五十年七月、五十二年七月、五十四年七月、その後において各界の意見等を参考に審議をして、最終的な改正要綱をおつくりになったという歴史的背景と同時、先ほど御答弁がありました世論調査ですか、そのことを盛んに民事局長お話しなされておりました。その中で、夫婦の共同財産という、夫と妻との共同の財産にした方がよいということがありました。先ほど来から世論調査のことがございまして、ああであるというところをお話しになっておりました。この調査の内容によりまして、夫と妻との共同の財産にした方がよいというものは六四多あるんですね。これはどうでしょうか。

○政府委員(眞家克己君) 確かにこの世論調査の結果、非常に共有制を採用すべきだという声が強いわけでございます。ただこの問題は、相続分その他の問題に比べて非常に法的技術的と申しますか、法律的な面が多いわけでございます。世論調査も参考にいたしましたけれども、試案の発表に對しまして各界——各界と申しますのは、これは弁護士会でございますとか裁判官、調停委員あるいは経済団体、その他婦人団体、そういったところでございまして、ややその法律家のグループからはそれと正反對の結果が出ています。この問題には是非は法律的に検討しなればならない問題が多々ございまして、一々申しておりますと非常に法的な問題になるわけでございますけれども、固有財産と共有財産の帰属を確定することが非常に困難である。区別の限界あるいは帰属の時期、それから債務をどうするか、共同の債務になるのかどうか、あるいはそれを公示、登録する方法がどうか、個々の財産について公示する方法があるのかどうか。単独の、固有財産と共有財産混在しております場合に、取引関係の混乱をどうやって防止するか。また、共有財産の管理処分権をどうするか、代理権をどうするか、あるいは強制執行を受けた場合

にどういふふうな処理をするか、責任財産の範囲がどうなるかと、いろいろな問題はあつたわけでございます。これを法制化したとしますと、これはフランス民法の例を申し上げますと二百条ばかりの条文がこれに費やされておるわけでございます。ドイツ民法でも二百条近い条文があるわけでございます。これはまあ法的技術的に非常な作業になるわけでございます。しかも一方では、夫婦が完全に独立の立場を維持する上からは別産制の方が望ましいという意見も婦人団体の中にはあつたわけでございます。まさに両論があるわけでございます。

非常にメリット、デメリットがあるわけでございます。これを一挙に共有制に踏み切るといふことにつきましては非常に問題が多いのではないかと、こういうふうな考慮からいたしまして、別産制を維持しつつ相続分の引き上げにおいて取り分を多くする、あるいは財産分与というのはいくつかの實質的な共有財産の清算というふうな意味を持つておるわけでございます。そういうふうなものによつて解決する方がより現実的じゃなかるうかと、こういうふうな意見が法律家の中では強いわけでございます。そういう方向をとることにはいたしまして、共有制の問題はなお今後の検討課題にいたそうと、かような経過になつたわけでございます。

○宮崎正義君 午前中の参考人の御意見も、別産制というものをかなり強調しておられた先生もおりましたけれども、いずれにしても、夫婦共有のものというのはいくつの中に入れておる問題があるんですね、心の中では、精神的なものには、それを今度はいくつな事件があつて、別産制がいいんだとか、別産制がいいんだとかというごちやごちやする場合にはその方がいいんだらうけれども、何事もない円満な家庭の中には、やはり世論調査といふまでも、六四多も高いというの、やはりいまお話しありましたように相当高い確度で認めて、法改正に將來の問題として臨まざるならぬというふうにもおっしゃられたこと

ですから、それを私も大いに期待をいたしたいと思ひます。それから、先ほど非嫡出子とそれから嫡出子の差別はなくした方がいいという寺田委員の質問もありましたけれども、欧州諸国あるいは諸外国はどんな立法を考えておるのか、それに対して、先ほど御答弁がありましたように、差別をなくしていく方向に進めていくのにはこの国の考え方自体自分の考え方だといふものをお持ちでございます。したる御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(眞家克己君) 率直に申しますと、欧米諸国ではかなり平等にするという考え方が優勢でございます。ただ、非常に注目を要しますのは、それまでの、最近までの非嫡出子に対する処遇というのはいくらも、最近までの非嫡出子に對しては劣つていたと申しますか、処遇が非常に悪かつた。それに比べて日本法におきましては、これは家制度の影響があるわけでございますけれども、そういうふうなヨーロッパ諸国に比べて非嫡出子も結局男子であれば地位を——必ずしもそれほどひどい待遇は受けなかつた、これは相続その他の問題に對してでございますけれども、それが最近におきまして逆転現象とよく言われておるわけでございますけれども、欧州諸国が悪い待遇から平等に進んできた。それでわが日本法の待遇はそれに比べて劣つておるというふうな状況になつておるわけでございます。この問題はやはり一夫一婦制に基づく嫡出家族の保護という要請があるわけでございます。一方で罪のない非嫡出子の保護という、まさに理念が衝突するわけでございます。非常にジレンマに陥るわけでございます。

この問題につきまして、たとえば西ドイツなどにおきましては平等に扱つておられますけれども、相続人として平等に相続をするというわけではなくて、配偶者に嫡出の子がおります場合には相続はさせないけれども、相続分に対応する代償請求権を与えるというふうな形で処理をしておる。これは一つのある意味では合理的な解決方法とし

です。それから、先ほど非嫡出子とそれから嫡出子の差別はなくした方がいいという寺田委員の質問もありましたけれども、欧州諸国あるいは諸外国はどんな立法を考えておるのか、それに対して、先ほど御答弁がありましたように、差別をなくしていく方向に進めていくのにはこの国の考え方自体自分の考え方だといふものをお持ちでございます。したる御説明願ひたいと思ひます。

て示唆に富む制度であろうと思われざるわけですが、依然として嫡出子の二分の一という相続分を維持している国もかなりございます。ただ、かなり多数の国が平等に踏み切っているという形でございます。この点は世界の情勢をよくよく見きわめると、つまり逆転現象が起こったわけでありまして、それがどういふふうかという点もよくよく調べないといけないと思っております。それと同時に、何よりもわが国の国民感情というものがそれを受け入れるようになるかどうか、現在のところではどうもまだ一般的にまだコンセンサスが得られるというふうな状況ではないように見受けられるわけでございます。それがどう動いていくかというふうな点を慎重に考えてこの問題は対処をすべきであらうということと今回見送ったということは先ほど申し上げましたとおりでございます。

○宮崎正義君 寄与分の問題で、被相続人の長男の妻、長男が先に亡くなったと、妻には相続権がない、こういった問題等衆議院でも相当論議をされておりますし、委員長は、予定の時間は四時半でございまして、やめてくれという紙が来ました。まだ私は大分残っているわけですが、遺産分割の基準についても九百六条の問題、家事審判法の改正についても十五條の二について少し細かく御質問をしようと思つておりました。それからまた、兄弟姉妹の相続に關して九百條の三号の問題、これは婦人団体等も要請をしているようでありまして、それらのことも質問をいたしたいと思います。時間がございませぬので、いま申し上げたその事項の中に衆議院で法務委員会で作つておる問題点は省きまして、答弁なさつておることを答弁としておきたいと思つて、いづれにしましても、妻の座を守るという今度の民法の改正に当たつては、まだ給付論からいけばまだ十分でないという面があるわけでありまして、これは将来の課題として、幾つか申し上げました点について、将来の問題として考えていくかどうかということと同

つて質問を終わりたいと思つておりました。○政府委員(眞家克己君) 私ども今回御提案申し上げましたこの改正案が、すべての問題を過不足なく解決し得たなどということは決して考えておりません。非常にまだ今後の検討に待たなければならぬ事項が多々残されていると思つておりました。相統法というものはいかにきめ細かくやりましても、やはり実情にはどうしてもそぐわないという面ができてくる。そこである程度見切りをつけなければならぬという点も御了解願ひたいと思つておられます。重要な問題点、いろいろ衆議院の審議、本日の審議で御指摘を受けました点につきましては、身分法全体についての改正の問題の一端といたしまして、今後とも十分な検討を続けていきたい、かように考えている次第でございます。

○宮崎正義君 大臣のお考えを……○國務大臣(倉石忠雄君) ただいま民事局長からお答え申し上げました、これは非常に重要な問題でございます。また、どなたもやはり非常に関心を持たれる重要な案件でございますので、なお引き続き検討をいたしまして、国民各位の御期待に沿えるようにだんだんと改めてまいりたいと思つておるわけでありまして、私からまず法案に關連をしてお伺いしたいと思います。今回の相統法關係の改正で、配偶者の相続分の引き上げ、そしてまた特別寄与分の創設という、かねてから言われておりました妻の地位、妻の座の強化、こういった問題を含めていけば画期的な前向きの改正だということに私も受けとめておるわけでございます。で、法務省の提案理由の中にもこの配偶者、つまり妻の相続分の引き上げについては「婚姻生活における配偶者の貢献に対する一般の評価が高まり、これを相続に反映させるべきであるとする意見が国民の間にも有るようになってきた」と等にかんがみ、ということに述べられておるわけですね。これは客観的にそういう国民意識の変化ということでお述べになっておられますが、端的に言つて、いままで妻の座、これがまさに民法の中では、新しい憲法のもとにありながら十分でなかつたということをお反省なさつておるのかどうか。そして、今度のこの改正法によつて妻の座が強化され、それが高く守られる方向に實際の運用を通じて、裁判所等とも検討を重ねてやつていただくという御意向をお持ちなのかどうか、まずこの二点お伺いしたいと思います。

○政府委員(眞家克己君) 配偶者の相続分につきましては、具体的な調査の結果によりまして、ここ十年の間にかなり配偶者の処遇を向上させるべきであるという意見が高まっております。つまり、十年余前におきましては現在の相続分であるかろうと、現状維持という意見が強ございましたけれども、最近の世論調査の結果によりまして、かなりこれは現在では足りない、もうちょっと引き上げるべきだと。これは、一つには家族構成の変化、子供の数の減少ということも手伝つておると思つておられますけれども、そればかりではなく、やはり妻の地位というものを相続分において高く評価すべきであるという意識があらわれたのだというふうな受けとめたわけでございます。したがって、今回の改正の主眼が相続における配偶者の地位の向上という点でございます。以上、特に私どもから裁判所当局にどういふふうにしていただきたいとか何とかということをお申し上げる筋合いではございませんけれども、法律の趣旨は家庭事件を処理される家庭裁判所を中心にして十分御理解を得ていると思つておるわけで、この今回の改正内容につきましては家庭裁判所の裁判官あるいは調停委員その他の方々からこそ御意見を表明されておるところでございます。十分この法律の改正の趣旨を体して運用がされていくということをお期待しているわけでございます。

○橋本敦君 午前中の参考人もおっしゃつていましたが、要するに、相続人に相続権を付与して相続分を確定するという問題は、一つは財産の清算の分割という意味がありませぬ。もう一つは、やっぱり相続人に対する生活保障という、こういう考え方がある。そういう生活保障という考え方を基本に置きますと、實際は高齢化社会になってまいりまして、そして相続を開始する時点では配偶者——妻としまし、妻もかなりの高齢に達している。だから、現実的には労働も實際はむずかしいという状況もある。逆に、子供は成長して、そして子供自体は一定の仕事を持ち、生活が確保できるという、こういう問題もある。そういう相続における生活保障の意味というものを現代の高齡化社会ということで考えていきますと、まさにその意味から言えば相続分を二分の一に引き上げるというのは当然ですが、それ以上にやっぱり妻の婚姻生活における寄与をもっと高く評価するという考え方があつてもいいのではないかと、私は氣もしているんですが、局長はいかがでしようか。

○政府委員(眞家克己君) 先生御指摘のとおり、妻の相続分というものを考える上におきましては、そのいづゆる内助の功、協力、貢献というものをいづゆる清算するといふ要素がありますし、また同時に、生活の資としての財産を与える、いわゆる扶養の要素と、それによつて生活の安定をさせるという要素があると思つておられます。そこで、その割合をどうするかということにつきましてはいろいろ考え方があるわけでございますけれども、相続財産の中には婚姻生活で形成した財産もございまして、また、従来の財産もございまして、また、血統を重んずるという思想が全くわが国の社会からなくなるといふ事象ではないと思つておる。そういういろいろな点を考慮いたしまして、また諸外国の妻の相続分というものを比較いたしました。これははつきりしたことは申せませんが、これははつきりしたことは申せませんが、この大ざつぱりに考えますと二分の一というところに基準を置いておるに私どもは拝見しているわけでございます。そういう点も参考にいたしまして、直系卑属とともにする場合に二分の一、それ以外の場合には三分の

二、四分の三というふうに通増いたしましたけれども、そこを一つのねらいとしたと申しますか、それを基準にしたというふうなことでございます。

○橋本教君 その点はよくわかります。だから私も、この直系卑属と相続をするときに二分の一が少な過ぎるといふところまで申し上げておられる趣旨ではないけれども、妻の座あるいは妻の生活保障という点を考えますと、この二分の一プラスアルファの要素を相続財産の分割に当たって考慮する必要があります。多々あり得るのではないか、こういう問題に次になってくると思ふんです。

そこで一般に、長年妻が家庭を守るといふ、いわゆる家事労働を裁判所が大体どんなふうに見積りされてきたか、これは交通事故における損害賠償請求事件等一定の判例の動きも出てきておりますけれども、裁判所のお考えはどうなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(西山俊彦君) ただいま橋本委員が御指摘になりました交通事故における損害賠償の算定におきまして、もっぱら妻が家事労働に従事していた場合の評価をどうするかという問題につきましては、かなり裁判例が分かれておりました。これを否定する裁判例、それから積極的に解する裁判例というものが分かれておりましたが、最高裁判所の第二小法廷の昭和四十九年七月十九日の判決がありまして、これは交通事故によつて七歳の幼女が死亡した事案でございますが、それにつきまして二つの点を判示しております。それを読み上げてみますと、「一、事故により死亡した女子は、妻として専ら家事に従事する期間について、右家事労働による財産上の利益の喪失に基づく損害を受けたものといふべきである。二、事故により死亡した女子の妻として専ら家事に従事する期間における逸失利益については、その算定が困難であるときは、平均的労働不能年令に達するまで女子雇用労働者の平均的賃金に相当する収益を挙げるものとして算定するものが

適当である。」、こういうふうに出ております。この判決によりまして、事故によつて死亡した妻の家事労働における逸失利益は女子の雇用労働者の平均的賃金に準拠して算定されるということが確立いたしました。その後、同じ最高裁の第三小法廷でございますが、五十年の七月八日の判決は、家事労働に従事している妻が交通事故によつて負傷した事案につきまして、「妻の家事労働は財産上の利益を生ずるものであつて、これを金銭的に評価することは可能であり、負傷のため家事労働に従事することができなかつた期間は財産上の損害を被つたものといふべきである。」といふことを判示しまして、先ほどの判決の趣旨を確認しております。

これによりまして、最高裁判所の判例は大体確定したものであるといふふうに考へてよろしいかと思ひます。以後の下級審の裁判例もそれに従つた判示をしていくわけでございます。

○橋本教君 ありがとうございます。そういうわけで、裁判所の方でも、家事労働に従事している妻が家事労働を通じて財産形成に貢献し、かつ寄与し、家事労働自体も財産的利益増加ということの評価を得るし、評価しなければならぬ、こういう方向に來ているといふことがよくわかります。したがつて、そういう面からいえますと、家事労働に従事している一般の妻であっても、相続人の財産に対してやっぱりその財産が形成される過程で十分に寄与しているといふようなことに当然なるわけですから、ある意味で言ひますと、この妻の相続分の二分の一といふのは夫婦財産共有の半分を確率的に分割したといふ考へ方とも近いわけですね。そういう考へ方は民事局長はおとりになりませんか。

○政府委員(眞家克己君) 先生御指摘の問題点と非常に関連していると思ひますのは西ドイツの制度でございますが、西ドイツの制度は別産制であるいは共通制、共有制といふものがございますけれども、讓与共通制といふような制度をとつておりました。離婚等の場合には非常に細かい計算をす

るわけでございます。そこで別産制あるいは共通制の場合の相続分はおおむね四分の一でございますけれども、その讓与共通制をとつた場合の清算が非常にめんどうなものでございますから、相続の場合にはそれを割り増しをしまして二分の一といふことで解決をしていると、これは一つの参考になる事例ではないかと思ふわけでございます。まして、個々に内助の功を評価するということになりますと非常にめんどうな問題が起こります。もちろん財産分与の場合はケース・バイ・ケースでいろいろでございますから、これは家庭裁判所の判断にゆだねるという形になりまして、相続の場合にはそういうことはできないといふたし、そういう通常の期待される内助の功といふものを加味したものが相続分に反映してそれが二分の一になつたと、こういうふうな考へるということも可能ではなからうかと思ふ次第でございます。

○橋本教君 今度の寄与分の關係について考へてみますと、九百四条の二で「被相続人の事業に關する業務の提供又は財産上の給付」とありまゝです。だから「被相続人の事業に關する」と、こういうことをかぶせまゝと、たとえば主人が会社に勤務している、その主人はサラリーマンですからみづから事業をやっているわけじゃない。だからそういう場合じゃなくて、ここで言う「被相続人の事業に關する業務の提供」というのは、實際に家で商売をなさつていたりとかあるいは中小企業であるとか、そういうことを想定されておる規定なんではないか、どうでしょうか。

○政府委員(眞家克己君) 事業と申しますその事業は、かなり広いことは広いのでございますけれども、単なるサラリーマンとして勤務するということとは「事業に關する」といふわけにはいかないわけでございます。典型的な例をいたしましては、農家でありまして、典型的な例といたしましては、農家でありましてか商店でありますとか自家営業の場合などにつきまして夫を助けると、あるいは長男が父を助けるというような場合が考えられます。また妻が単なる内助の功ではなくて

わゆる共働きと申しますか、そういうことによつて家計を支えていくと、協力して財産の維持増加に貢献をしたというような場合、そういう場合を考へているわけでございます。

○橋本教君 わかりました。そういういたしますと、「被相続人の事業に關する業務の提供」と、こうなつていますが、妻がパートで働きに行つた、あるいは夫とは別だけれども仕事を持つて家内労働をやつておるといふことで財産形成に寄与したという場合は、この九百四条の二で二分の一の相続分とは別に特別寄与請求ができる場合があり得ると、こう解してよろしいわけですか。

○政府委員(眞家克己君) 御指摘のとおりでございます。

○橋本教君 もう一つ、この九百四条の二の関連で、單純に家事労働にずっと生涯従事してきた妻、それが特に被相続人の療養看護といふことも特に必要でない状況で相続が起つてしまつた場合、そしてパートで勤めに行つておられるけれどもない、商店でもない、純粹にサラリーマンの妻がまさに内助の功といふことでやつてきたという場合には寄与分の請求はできるんでしょうか、できないんでしょうか。この九百四条の二の規定から「特別の寄与」といふことに入るのかどうかはどうでしょうか。

○政府委員(眞家克己君) いま御指摘のようなケースの場合には、九百四条の二の「特別の寄与」といふことには当たらないと思ひます。

○橋本教君 ところが、「特別の寄与」ではないけれども、最高裁の損害賠償請求の判例では、家事労働は財産形成に寄与しかつ財産的に評価し得る貢献をしておるといふ判例が一方で確立されているわけですね。ですから、この二分の一相続分といふのはこれは結構ですが、しかし、實際に生活保障を妻に対して与えるといふことの観点を買くと同時に、いま私が指摘をした家事労働にずっと従事してきたその貢献を財産的に評価すれば、どつかで二分の一以上に妻に対する手厚い保護を



さらに加える必要が状況によってはあり得るかも知れませんが、それが九百四二条の二でできないとするならば、私は九百六条の「各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して」遺産の分割はなされねばならぬというこのところで、生活の状況、年齢、こういうところで加味されて運用されるということが可能なかどうか。ここで可能であるというように運用されなければ、私は内助の功という問題が実際は二分の一どまりで、それで特別寄与分にもなじまないとなりますと、これは少し不合理ではないかという気がしてお聞きするんですが、どうでしょうか。

○政府委員(眞家克己君) 確かに内助の功も財産的価値の評価が不可能であるということではないわけですが、これは現に判例によつてそういう評価もされているわけですが、ただ、この「特別の寄与」をした相続人に対して公平に合致した財産、遺産を分与するという制度は、通常の場合の夫婦の協力扶助義務、あるいは夫婦に限りません親族の間の扶養義務の履行という点につきましては、特別の修正を加えるということではないというたてまえになつていまして、ごさいいます。極端に申しますならば、通常の健全な夫婦でございませば、必ず内助の功があつて財産的な価値の増殖があるわけでごさいいますから、それはやはり相続分に反映させるということでごさいいます。

ただ、遺産分割の基準におきまして、いろんな事情を考慮してきめ細かく実情に合うように分割をすべきだということの特に明確にいたしたわけでごさいいます。これによりまして当然に相続分が変更するということはこれは趣旨ではございませぬけれども、実情に應じた、たとえば配偶者に對して居住権を確保するような方向でやる、あるいは扶養生活困窮者についてそれにふさわしいような遺産の分割をするというようなきめ細かい配慮をすべきであるという趣旨におきまして、そういった配偶者の内助の功というようにものに報い

るということが、この条文の趣旨から相続分の変更という形ではなくて、その遺産の具体的な分割によつてそういう趣旨を実現するということは十分期待されることでごさいいます。

○橋本教君 ですから、九百四二条の二の「特別の寄与」ということでは、商店の主婦なりあるいは中小企業あるいはパートに行くとか、いろんなことでそういう具体的な貢献をした場合は特別寄与分の請求ができるという、そういうことはわかりませんが、それ以外の内助の功をどう評価するかという問題については、特別寄与分の請求権ではないとすると、いま局長も抽象的におっしゃいましたけれども、二分の一の相続分が決めたのでそれで十分だということだけでいいかどうか、これはまさに今後検討していく必要がある問題だという気がいたします。

そこで、もう一つの問題は、この九百四二条の二で「被相続人の療養看護」、これが一つ入れられた。これは私にはある意味では日本のやっぱり生活状況に合っている面は一つある。しかし、もう一つ合わない面も出てくるということをお聞きするんです。たとえば、われわれ親が病氣であるときは、自分が看護できない場合は妻を看護に行かせるとか、親子の情に基づいてまさに必死になつて看護いたします。家庭の事情によつてそれができない場合は他の相続人がやる場合もありますけれども、午前中も出ていましてたけれども、実際いまの日本の核家族が進んでいるとはいへないものの、被相続人が年をとつてまいりまして、長男の妻なりあるいは次男の妻なり、つまり嫁が老人の世話をするという、そういうことが非常に多いですね。これは社会的に完全な開放的ない養老院というものが少ない、あるいは養った切り老人に対する対策が少なからぬ。それをカバーするためにやっぱりやらなくちやならない。そういう場合に、言つてみれば嫁は被相続人の療養看護をしたということにはならないわけですよ。嫁から見れば、被相続人というのとは通常の場合配偶者ですから、夫ですからね。だから、夫の父母に対する療養看護をした場合

合というのは九百四二条の二から実際は外れてしまふ。これを外さないようにしようとするならば、妻に對しても特別寄与分を夫にかつて請求し得るという考え方をとるか、あるいは妻がそれだけの療養看護をしたということを含めて、夫が特別寄与分の請求、つまり、自分の家庭を一定の犠牲をして妻をして看護せしめたという意味にとりましか、何らかのやっぱりそういう状況というものに適應した解釈、運用というものは要するんではないだろうか。実際はやっぱり長男の妻、次男の妻というものは苦勞するんですよ。そういう状況に對してこの九百四二条の二が運用できないものであろうか、あるいは寄与分の請求権者という見方をした妻を入れるというように法理的にできないのかどうか。こちらは局長、将来の検討も含めてどうお考えでしょう。

○政府委員(眞家克己君) この改正法の条文の解釈がどのように發展するかということ、いま断言するわけにはまいりませぬけれども、いまおっしゃいましたようなケースにおきまして、結局はその子供の妻が履行補助者というふうな考え方をいたしましたならば、これは相続人たる子の特別寄与ということをお聞きするわけでごさいいます。ないかと、かように考えるわけでごさいいます。

○橋本教君 確かに相続人の範囲を、やっぱり配偶者—妻にまで寄与分請求権者の範囲をそこまで広げるといふことになりまして、ほかにもまたいろんな対応が出てくる。いま局長がおっしゃったように、履行補助者としてそういう療養看護をしたという考え方をとれば、確かに九百四二条の二の弾力的運用でカバーできる可能性もある。そういうことで、今後は裁判所の運用にもかかわつてくるわけですが、いま言つたような日本の妻の実態に合せて、十分その地位なり権利なりを保全するように、せつかくの法案ですから、今後の運用を期待したいと思つております。

○政府委員(眞家克己君) 確かに寄与分の請求というふうなものによつて遺産分割の際にいろんなトラブルが持ち出される、あるいは裁判所の負担がそういう面で重くなるということもあり得るかと思つてます。ただ、現在におきましても遺産分割というのは非常にめんどうな問題が持ち込まれていられるわけでごさいいます。これは私、家庭裁判所の内部のことを申し上げるわけにはまいりませぬけれども、これは十分最高裁判所当局とも御相談いたしておるわけでごさいいます。家庭裁判所の充実強化ということについて十分御努力をいたさうというふうな承知していただければごさいいます。

○橋本教君 裁判所、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 寄与分の制度が認められたことによりまして、従前は不文のうちに行つていたものがはっきりしたという点では、家庭裁判所としても非常にやりよくなつたという面があるかと思つてます。そのかわりまた、そういう面につきましてのもろもろの事情を制断しなければならぬという面でも、むしろ責任を負うようになったということも、これも事実であるかと思つてます。そういう点で、職務体制の上で十分整備をしていくことが必要であるかと思つてますし、調査官の方でもそういう点の調査に粗漏がないようにしていく研究なり研究が必要であるというふうな考えをお聞きしていただければごさいいます。

○橋本教君 そういうことで、今後裁判所としての対応も十分機能的にやつていただくように、そ

うしてまた、せつかくこまで来た妻の座や地位の強化について運用の裏を上げていたのだというところを願ひしておきたいと思ひます。

それで、憲法二十四条は両性の本質的平等、男女の本質的平等ということを高らかにうたい上げているわけですが、相統法の分野でやつここまで来たという感じがいたしますが、まだまだ社会的には両性の本質的平等ということが実現されていない。私も、妻が家の中にあつて独立した人格を持つと同時に、まさに平等の地位と権利を確保するという、そのことと同時に、社会的にも妻、女性の平等を確保するという意味で、男女平等法を含む方向を今後検討していきたいということとを常に主張しておるわけですが、女子の労働に

関して、いまお話しがあつたパートに行くとかあるいは家内労働に従事するとかいうことで、実際に家計を支え、財産形成に寄与していくというケースが非常に多くなつてきておる。そういう問題に關して、それは女子のパートとかあるいは家内労働に対して、労働保護の観点から十分それが保障されているのかどうかという点に私も疑問を持つてゐる点がありますので、労働省からわざわざお越しをいただいておりますが、以下、その点に關連して、若干質問をさせていただきます。

裁判所、ありがとうございます。結構でございます。

まず第一ですが、女子のパート労働者が近年非常に増加する傾向にある、これは事実としてその傾向は間違ひございませんか。

○説明員(佐藤ギン子君) いま先生御指摘のございましたことは、おっしゃいましたとおりでございます。近年特に短時間労働者がふえてきておるわけでございます。これはパートタイム労働者そのものであるかどうかについては若干問題がございますが、パートタイム労働者に置きかえられた指標として私ども使っております週三十五時間未満の短時間労働者の推移というのを見てみますと、四十年代後半からだんだんふえてまいり

まして、五十四年では二百三十六万人というところまで増加してきておるわけでございます。

○橋本敦君 確かにいま御答弁いただきましたように、五十四年で二百三十六万人。だから大体労働省の方でお使いになつたと思ひますが、総理府統計局の「労働力調査」これによりまして、四十五年では約百三十万ですから倍近いふえ方——倍まではいきませんが倍に近いふえ方でございます。

○説明員(佐藤ギン子君) 先生御指摘のとおりでございます。

○橋本敦君 このように女子のパート労働が近年増加しているという理由については、労働省は大体どういふように把握していらつしやいますか。

○説明員(佐藤ギン子君) 昭和四十年代後半から特に労働力が非常に不足してまいりましたということもございまして、そういう点で、使用者の方では、新しい労働力といたしまして近年特に教育水準も上がつてまいりまして、能力的にも非常に高い婦人の労働者というものに注目をしておるということがございまして、また特に三次産業では新しいいろいろな需要が出てまいりまして、こういうものが女子の労働者に非常に向いておるというものもかなりあるわけでございます。

それからまた、供給側の事情といたしまして、女子が最近出生率も低下してきておるということ。また、家事労働も洗たく機その他の家庭電気製品等が普及いたしまして、家事時間が短くなつておる。また、寿命も伸長いたしまして、子供が大きくなりました後、手が離れてから労働市場に出てこようという女性の方もふえてまいりまして、そうした需要と供給がマッチしているというところがこのような結果になつておるというふうな考へております。

○橋本敦君 いまおっしゃつたように、確かに需要と供給がマッチしている傾向にあるんですが、私どもとそこをリアルに見てみますと、たとえは新日本婦人の会の「パートタイム全国調査」、

これはことしの三月の資料ですが、なぜパートで働くのですかという問いをみますと、夫の給料が安いからというのが二四・八%、それから社会に出て働きたいから、これも同じ二四・二%、物価高が一九・八%、教育費補助が一〇・五%、家のローンとか家賃、これが高額なのでその返済の夫の手助け、これが六・九%。まあこう見ても、やっぱり物価高、教育費補助それから夫の給料が安いからというのが、いわゆる夫婦共働きという事情が現在の一般的な生活事情の厳しさから出ているというふうに見ていんじやないかと思ひますが、いかがですか。

○説明員(佐藤ギン子君) 先生いま御指摘ございましたような、家計の中でのいろいろな問題もございまして、そういう家計の補助をしたいということも大きな動機であるということは御指摘のとおりでございます。

○橋本敦君 今度はこの女子パートを雇う側の事情ですが、これについてはパートタイム労働者を採用している企業ですね。これについて調べてみますと、これは労働大臣官房統計情報部の資料で「雇用管理調査結果概要(速報)」というものが五十四年六月に出されておるんですが、企業側の女子パートを雇い入れる要素の第一に、人件費が割安となるためというのを三三・三%の企業が言っております。それから生産や販売量の増減に応じて雇用調整が容易であるというのを二九・四%の企業が言っております。で、これは企業の側からすると女子パートを雇い入れる確かに大きなメリットなんですね。こういう面が企業の側からのメリットとしてはあるという事情もこれは間違ひないと思ひますが、いかがでしょうか。

○説明員(佐藤ギン子君) 確かにいま先生御指摘のように、私どもの調査でも、使用者の側ではそういう理由を挙げているというところはございまして。

○橋本敦君 だから、端的に言いますと、生活難あるいは経済事情の悪化から、女性がパートで働くから働きたいという要求がふえてくる。今度は

安い労働力を使いやすいということと企業の側がそれを利用すると、こうなってくる。そこで、その女子パートの人たちの労働条件というものを守つてあげるといふ形で労働保護という観点での仕事、私は一段と大事になつてきているという気がいたします。

たとえば婦人のパートタイムの不満あるいは要求、まあこういうものをいろいろな婦人団体等も調査しておりますが、日本婦人団体連合会編の「婦人白書」七九年版で見ましても、この不満の第一は、やっぱり何と云つても低賃金、これが約四〇%。それから仕事がついていないのがその約半分、二六%。で、パートで雇つてもらつたけれどもいつ解雇されるかもわからないという雇用不安が二六%。こういう事情はわかりませんが、やっぱりその低賃金——賃金がパートでやつても低いというのがやっぱり不満として出されておる資料がございまして。

で、私も大阪で財団法人日本気象協会関西本部、この事情を調査したんですが、これは非常に大事な仕事をなさつておりました。気象天気図の作成とか気象解説、あるいは本四架橋の海流の調査、こういうこと委託も受けてやつておられるようですが、ここで女性が十一人おられました。二十三歳から三十歳までで、全員パートです。ところがパートということですが、勤務時間は午前九時から午後五時まで、そして一般職員と同じ労働時間ですけれども、契約が六カ月契約。だからいまおっしゃつた週三十五時間を超えていると私は思ふんですが、ところが実労働時間は一日七時間ですが、一時間当たり四百七十円、三千二百九十円にしかならないわけですね。まあ一カ月にしますと約七万五千円です。ところが、この気象協会の一般職員の人と同じ労働条件で同じ仕事をすると、約四割にしかありません。だからまさに四割賃金労働者と、こうなるんですね。

そこで、一般にパートの人たちが、同じ職場でパートではない人と働く賃金とのバランスはどう

いうものであることが望ましいと労働省はお考え  
でしょうか。

○説明員(佐藤平子君) 私どもといたしまして  
は、パートタイム労働者というものは、これは身分  
的に違うことよりは、労働時間が短いとか、  
あるいは一週のうち労働日数が少ないとか、  
そういう点での違いだけでございまして、基本的  
には労働基準法その他の関係諸法規は全部同じよ  
うに適用になる労働者であるというふうに考えて  
いるわけでございます。

○橋本教君 わかりました。

いま確かに御答弁いただきましたように、昭和  
四十五年一月十二日に労働省婦人少年局長が各婦  
人少年室長に出された通達によりまして、「パート  
タイム労働者の賃金については、同種の労働  
者の賃金と均衡を保つたものであるよう、そのほ  
か、当該事業所において、フルタイムの労働者に  
適用されている諸規定や職場の慣行その他の労働  
条件が、短時間勤務という特性に基づくものを除  
き、パートタイムにも同様に確保されるよう努  
めるものとする。」というのをお出しになってい  
らっしゃいますね。私は、この基本的な指導の方  
針というのは非常に正しいと思えます。ところが  
が、いま指摘した関西の気象協会の例を取り上げ  
てみましても、それからその他の賃金の実態を調  
べてみましても、大体四割どまりというところが  
大変多うございます。だからしたがって、労働省  
がお出しになったこの通達の線に沿って、パート  
タイムの女子労働者に対する賃金をまさに同種  
労働者の賃金と均衡を保つようにかさ上げをして  
いくためには、一段と努力のある御指導をいただ  
かなくちやならぬと思うのですが、どうでしょう  
か。

○説明員(佐藤平子君) いま先生からお話ござ  
いました日本気象協会の問題につきましては、私  
もちょっと細かいことがわかりませんので、どう  
いう事情でこういう状況になっておるかというこ  
とはわからないわけでございますが、私どもで  
「賃金構造基本統計」の調査というのをやって

おりますが、その五十三三年の結果で見ますと、  
一般的に女子のパートタイムの労働者とそれから  
女子の一般の労働者の平均の時間当たりの賃金  
を比べてみた場合には、大体八割程度ということ  
でございます。ただこれは平均賃金でございます  
から、同一労働についている方たちで比べた場合  
どうなるかということとは必ずしも明白ではないわ  
けでございます。

先生御指摘のように、あるいはパートタイム  
であるというだけの事情ではかの諸条件が全部同  
じなのに賃金が低いということが一部にあるかも  
しれません。一般論といたしましては、パート  
タイム労働者の場合には、特定の技術ですとか技  
能を持っていないために、単純不熟練労働につ  
いておられる方が多いとか、あるいは勤続年数が比  
較的短い方が多いとか、あるいは場合によっては時間  
等についてかなり自由がきくということでもパート  
タイム労働者になられるという方もございます  
で、そういう場合のいろいろな条件の違いという  
ものもあるかと思えます。そういういろいろな事  
情もあって、平均で比べた場合には低くなって出  
てくるということもあるかと思えますが、私ども  
といたしましては、パートタイムの労働者の方に  
つきましてもできる限り職業訓練ですとか、ある  
いは職業講習などを受けていただきまして、技  
術、技能を習得していただきまして、やはり一人  
前の労働者としての労働にしていきたいと考  
えておまして、いろいろな機会をとらえてそ  
ういふ指導は労使に対していたしてるところで  
ございます。

○橋本教君 いま大体八割程度という数字をお  
しやいました。私が調べたのは大体四割程度。  
大変大きな違いがあるんですけれども、個別的に  
具体的な職場を検討されますと平均して八割程  
度、これはあくまで平均値ですね。だから具体的  
な調査をされますと、私が指摘した四割あるいは  
五割という例もやっぱりあるわけですね。  
それで、一つは最低賃金法に基づく最低賃金の

公示というのが、これがやられておりますね。下  
手をしますとその最低賃金の額よりわずかに上回っ  
ている程度というところで第三次産業あたりはどん  
どんパートを入れますので、そこらあたりではや  
られていくという実態も出てくるんですね。これ  
はいろいろ調査をしておりますが、詳しいことは  
時間があるもので申し上げられませんが、これ  
も、たとえば、いまお話ししました関西の気象協  
会の場合ですと、さっきお話ししたとおり、一  
日約三千二百九十円ですね。大阪の最低賃金、時  
間給で見ますと三百五十円ぐらいですから、だか  
らこれで一日働きますと二千七、八百円になりま  
すので、実際に最低賃金の公示よりわずかに上とい  
う実態も職場によってはあり得るんですね。

そこで一つ労働省に対するお願いですが、いま  
おっしゃったように職業訓練等をおやりいただく  
ということもいじょう。いいでしょうが、ま  
ず第一に、こういう女子パートに対する低賃金の  
具体的なひどい状況については、申告があれば調  
査をしていただくということはひとつぜひやって  
もらいたい。

それからもう一つは、さきに出された通達で  
も、パートタイム雇用労働管理改善指導講習会を  
やったり、事業場訪問調査特別調査の実施のほ  
か、個別事業場指導を通じて使用者に対する指導  
を行うというのを打ち出されておりますから、  
そういう賃金格差のひどい業種については、申告  
があれば、あるいは申告がなくても実態調査を一  
層深められて、さっきの平均的、八割程度だとい  
うことから踏み込んだ実情をさらにひとつ調査を  
してもらいたい、これがもう一つ。

それからパートタイムとの会合を開催する、  
関係機関の行う講習会、婦人団体の各種会合等を  
通じてパートタイムに対する指導を行う、こ  
ういふ方針も出されております。私大阪ですが、女  
子パートタイムについて婦人少年室がこういう  
婦人団体との各種会合等を積極的にお持ちにな  
ったという事例、聞いてみたんですがどうも耳に入  
らない、当たらないんですけれども、実際大阪で

はそこまで踏み込んで婦人団体との会合やある  
は講習会、関係機関との協議、まだやっておられ  
ぬのじゃないかと思うんですが、どうでしょう  
か。

○説明員(佐藤平子君) 私どもでは地方に対  
しまして、いま先生御指摘がございましたように、  
パートタイムについては地方の実情に応じて各  
種の機会をとらえて指導を労使に対してするよ  
うにという指示をいたしております。婦人少年室の  
方ではそれぞれの地方の実情に際しまして、その  
地方で最も重要なものは何かということを考えて  
つ、その対象を選んで指導をやっているわけで  
ございます。

いままた先生の方から大阪についてはパー  
トだけの会合はやっておられないのじゃないかとい  
う御指摘がございましたが、これはパートだけを  
対象とした指導ということだけに限らず、私ども  
は婦人労働仲間その他のいろいろな会合を持つ機会  
があるわけでございまして、そういう場合に婦人  
労働問題一般についてのいろいろな指導をしま  
すときは、ほほ、ほとんどすべての場合に、パー  
トタイムについても問題点を指摘し、指導する  
ようにいたしていただくと私どもでは考えているこ  
ろでございます。

○橋本教君 いまの通達の第三に、「事業場訪問  
調査、各種会合等を通じ、常時、パートタイム雇  
用に関する動向、実態等を把握し、情報を整備す  
るよう努めること」と、こうあります。しかし、  
大阪の婦人少年室に聞いても、私が指摘した気象  
協会の実態はこれは御存じないと思うんですよ。  
それから松下電器でも、乾電池の製造部門ではも  
うほとんど通常労働者と変わらない勤務をして  
いる女子パート労働者が約三九多もいるんです。  
こういう実態で、テレビ事業部では約一割が婦人  
パートタイム、ここについても賃金等について  
非常な差あるいは退職金についても全然パートタ  
イムには退職金がないとか、いろいろ問題があ  
るんですが、踏み込んだ調査をなさっていないと  
私は大阪で聞いておりますね。

だから、この女子パートタイマーの賃金や労働条件については大変いい指導方針をお出しただいておきますので、具体的にここに書かれておるようなこういう事業場訪問調査、実態把握、これを積極的にやっていただいて、一層改善のために努力をしていただきたい。これをやるために私は婦人少年室の職員皆さんの人数が少な過ぎるということも心配いたしますが、大阪府の労働部との連携も強めるとかいろいろ方法があるうかと思いますが、そういう実態把握なり、指導の強化、これでもって労働省がお考えのような方向に一層改善していく努力を一段とお願いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○説明員(佐藤ギン子君) 先生御指摘のように最近婦人労働者が非常にふえてまいりましたし、また婦人労働者の持つている問題というものが幅が広がって来たわけでございます。いまいろいろと御指摘いただきましたパートタイム労働者の問題だけでなく、雇用における男女平等対策ですとかあるいは勤労婦人の福祉対策などいろいろな面での施策の推進が必要になってきているところでございます。

で、私どもとしては、こうした行政需要に対処するためには、常勤の職員だけではなかなか十分なことができませんので、非常勤職員といたしまして婦人少年室の協働員とかあるいは特別協働員、そのほかに婦人雇用コンサルタント、母性健康管理指導医というようなものを配置いたしました。五年度からは新たに需要の多い婦人少年室につきましては、育児休業制度の普及指導員というものを配置いたしました。こういう方たちのお力を借りながらさらに仕事の範囲を広げていきたいというふうに考えておりますので、今後さらに先生御指摘のような点につきましても力を入れながら婦人少年室の機能強化を図ってまいりたいと考えております。

○橋本教君 わかりました。パート労働と同じように、婦人のいわゆる家内

労働の問題も最近やっぱり増加の傾向にあるんですね。この家内労働については家内労働法が制定されているわけですが、この家内労働法が制定されている関係で二、三問題を指摘して改善をお願いしたいんですが、まず第一はこの十二条によって最低賃金の公示という制度がせっかくあるんですが、この最低賃金の公示がなされている業種が私はまだまだ少ないというように実態として考えておりますが、労働省はいかがお考えでしょうか。

○説明員(八島靖夫君) 最低賃金の決定につきましては各都道府県の労働基準局に家内労働審議会を設けて、そこで関係者を代表する委員によりまして審議の上決定するという方式をとっております。最低賃金の決定につきましては、家内労働の実態がきわめて複雑であるということも反映いたしまして、最低賃金を決めます場合の調査、審議等きわめて複雑で時間がかかるというのが実態でございます。そうした実情を克服しながら各審議会等で鋭意検討を進めておりますが、最低賃金の決定件数は次第に増加しております実情でございます。

○橋本教君 済みません、ちょっと聞き漏らしたんですが……  
○説明員(八島靖夫君) 決定される最低賃金の数も次第に増加している状況でございます。  
○橋本教君 現在のところ最低賃金は全国で平均で見ても、一都道府県労働基準局関係で約三件の決定。大阪でも最低賃金は縫製加工関係だけではかの業種に伸びていないんですね。大体こんなものでしょう、現在は。  
○説明員(八島靖夫君) 大阪府におきます最低賃金につきましては、タオル、男子既製服、婦人既製服、それからワイシャツ、この四つの最低賃金現在決められております。  
○橋本教君 それ以外の業種でも家内労働というのは実際やられているわけですが、一つは家内労働手帳の交付、これは実態として家内労働をやっておられるうちの程度まで交付が……

か、調査の結果どうですか。  
○説明員(八島靖夫君) 家内労働手帳の交付につきましては、家内労働法の一つの柱でございます。家内労働法の最も基本的な事項でございますので、法施行以来行政の重点としてその普及に努めてきております。この普及状況につきましては昨年五月の家内労働旬報中に監督指導を実施して、その結果によりまして普及の度合いを私も目星をつけているわけでございますけれども、家内労働者に家内労働手帳を交付している者の数は委託者のうち約七〇%でございます。  
○橋本教君 そのままで御調査をなさっていただいたわけですが、その交付は法律上義務化されているわけですね。それがやっぱり七割程度だということですから、一層指導を強めて一〇〇%交付という態勢にひとつ持っていくよう今後努力をしていただきたいと思いますか。

○説明員(八島靖夫君) 家内労働手帳を交付してない委託者に対しては、監督の結果によりまして早速交付するように是正の指導をいたしております。このような努力を積み重ねまして、ぜひ家内労働手帳の普及を最高の水準まで持っていきたいと考えております。  
○橋本教君 それで、この家内労働法の第一条を見ますと、この法の制定の趣旨は、「家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。」と、こうはつきり書いてあります。私はまさにこの法の基本目的だと思っております。そのためにはいまま言った家内労働手帳の交付、これを指導を強めていただくと同時に、何と申してもやっぱり最低賃金の問題を、いまの物価高あるいは厳しい経済事情、こういうこと等の関係で見直して……

家内労働者の生活の安定に資する、それに足る最低賃金を決めていくように特段の努力が……改めが必要ではないか、ここらあたりについて労働省のお考えはいかがですか。  
○説明員(八島靖夫君) 私どもは、この法律の趣旨にのっとりまして、最低賃金の決定を速やかにして……という方針で臨んでおります。

○橋本教君 だから、必要な業種にも広げる必要もありませんよ。だけれども、最低賃金自体の中身も、いまおっしゃったように審議会ですね、ここにかけられていくわけですね。だけれども、審議会にかけられるにしても、労働省の考え方なり努力というものが……程度審議会を動かすというように私は実際思っています。だから、最低賃金の引き上げという問題について、当面経済事情に見合せて家内労働者の生活安定に資するように一段と努力していただく必要が……かという気がしておりますので聞いておるんですが、いかがですか。  
○説明員(八島靖夫君) 家内労働法の趣旨は、まさに第一条の目的にござりますように家内労働者の生活安定を図ることでございます。そこで、最低賃金というものの決定ということが一つのこの法律の眼目になっているわけでございます。この最低賃金の額あるいは水準につきましては、この法律の第十三条にござりますように類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金額を考慮しながら決める、こういうことになっております。私どもこの法律の趣旨にのっとりまして家内労働審議会に審議をお願いしているところでございます。

○橋本教君 趣旨はそのとおりわかります。法律にそう書いてござりますね。だから、私は一般的に最低賃金法に言う最低賃金の決め方、そしてそれとの均衡で出てくる家内労働法における最低賃金の決め方、ここらについて国が……と底上げをしていくという方向で労働省としては努力してほしいという趣旨を申し上げておるわけなんです。労働省としての努力をね。それはどうなんですか。法の趣旨をおっしゃって、審議会にかけて最低賃金法に言う最低賃金の公示、そしてまた最低賃金の公示を最低賃金になって、いまの経済事情から見ても……引き上げてやらなくちゃならぬじゃないかというお考えを持たれて当然じゃないかと思っております。……

……

なんですか。

○説明員(八島靖夫君) 最低工賃の決定につきまして、何と申しましたも関係者のお話し合いにより適正な水準が確保されるということがやはり眼目ではないかというふうに考えております。

○橋本教君 じゃ終わりますけれども、あなたの答弁聞いておると、法の趣旨を御説明いただくようなこと、答弁に聞こえまして、やっぱりそういうパートや家内労働で働く人の生活を安定させる方向で一段と労働省は努力すべきだと私は思いますが。

それからもう一つ、この審議会の公益委員の中に、家内労働に従事するのは婦人が大変多いんですけれども、婦人の代表お一人なんですね。婦人の代表をもっとふやしていただくというお考えはありませんか。

○説明員(八島靖夫君) 審議会の委員を任命いたします際には、関係者の推薦を得るということになっております。したがって、直ちに私どもの恣意でもって婦人の委員をふやすというわけにはまいりませんと考えております。現在、中央家内労働審議会は十八名の委員をもって構成されておりますが、このうち、家内労働者を代表する委員のうちお一人、それから公益を代表する委員のうちお一人、計お二人が中央家内労働審議会の中から委員でございます。それから地方の家内労働審議会につきましては、すべての審議会というわけではございませんけれども、婦人の委員の方が何人かおられます。

○橋本教君 いや、わかっておる。中央の方をふやす御意向はないかと聞いておる。もつとふやした方がいんじゃないかということ質問なんです。それで終わります。

○説明員(八島靖夫君) 先ほど申しましたように、関係者の御推薦をいただきますので、私どもから直ちに婦人委員をふやすということは申せませんけれども、総理府の婦人問題企画推進本部で先ごろ決定されております「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」におきまして、

約一〇%をめどにして婦人委員をふやす、こういうふうな御方針がございまして、こういうことを踏まえまして、委員の選定の際関係者の方々に御理解を得ていきたいと思っております。

○橋本教君 終わります。ありがとうございます。

○円山雅也君 まず、先ほど橋本委員が御質問されました内助の功、家事労働と寄与分の関係。これは今度の改正法見ましたしまして最も問題になるところじゃないかなと私も思っております。

そこで、時間を節約するために要約しますと、橋本委員の御質問に対しての民事局長の回答は、内助の功、いわゆる家事労働は寄与分請求の理由にはちよつと考えられないという、それから九百六条は分割の方法だから、その九百六条を活用しても相続分までもいじることはちよつとむずかしいんじゃないかというお答えでございましたね。そうしますと、そのお答えを前提にいたしますと、事相続分に関しまして主婦専業の妻の場合、料理をやらしてもだめだ、掃除をやらしてもだめだ、洗たくやらしてもだめだ、さりとて離婚もできないというぐうたら女房も、それから夫を助まし励まし働かして、一生懸命にやって夫を支えてきた妻も、やっぱり相続分に関しては二分の一ではない、両方とも同じであるということになりますね。

○政府委員(眞家克己君) 非常に端的に申しますと、その結論はやむを得ないということでございます。

○円山雅也君 そこで、じゃ、そうしますと、先ほどまたこれも橋本委員からの御質問、奥さんがパートに出て外で働いて給料を取ってきて、それが加算された場合にはこれは寄与分の請求の理由にはなりません。

○政府委員(眞家克己君) 通常はそういう結果にないと思えます。

○円山雅也君 そうしますと、家事を余り好きじゃないんでほつぱらかしちやってパートに出る。

で、外で働いてくると、その分家事はおろそかになる。だから家事の労働を評価した場合には、高裁の判例で言うならそんなに評価できない。それでその分は夫が、まあしょうがないから手伝ったりなんかして、さら洗いなんかして負担をする。そうすると、妻はつまりパートで働いてくれるけれどもそのかわり家事労働が軽減されるから、その分の寄与分は少ないですよ。ところが家事専業でいる場合には、パートに出ないかもしらぬけれども夫にさら洗いなにかさせないから、だから高裁の評価するところの、それが外に出た場合の女子の平均労働賃金かせいでいるということになる。そうすると、どっちもプラスマイナス寄与は同じなんですから、実質的に、この二つを比べた場合、ところが、パートに出たから寄与分で算定される、家事サボっても算定される。家事だけ一生懸命やって夫に十分にかせがせた場合には寄与分が算定されないというはおかしいんじゃないでしょうか、どうでしょう。

○政府委員(眞家克己君) パートに出て家事を怠ったために別に支出が必要だということになりますれば、これはおのずから考慮されると思えます。

○円山雅也君 いや、ただ夫が、だからその分を補った場合です。

○政府委員(眞家克己君) これは実は寄与分というものが財産上の請求権のような構成はいたしておりません。したがって、これははなはだ法律がはつきりしないではないかというおしかりを受けますけれども、まあゆる事情を考慮するということになっております以上、やはり家庭裁判所の健全な裁量というものを、これはもちろぬ協議で定める場合もございまして、そういういった裁量によりましてこれはいろいろその評価というものは、大して評価しないという場合もあり得ると思えますし、いろいろその評価の適正という点について家庭裁判所の常識ある判断にまかせたい、かように考えるわけでございます。

○円山雅也君 ですから、私は改正法の九百四条

の二が、せつかくいろいろ寄与分の理由が書いてあって、一番最後に「その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加につき特別の」云々とあります。せつかく「その他の方法により」とやっているのだから、局長のように解釈を狭めて、内助の功、家事労働は寄与分の対象に一切ならぬんだという御解釈をされるよりも、場合によってはそういう特別な賢妻ですね、夫を励まし、もう一生懸命働かせたというような場合には、「その他の方法」の中に家事労働を含めても解釈できないでしょうか、そういう解釈が。

○政府委員(眞家克己君) いろんなケースがございまして、私が一応それは入らない、こういう場合は入る、こういう場合は入らないと申し上げましたのは、余りにも解釈をいかげんか申しますか、弾力性があり過ぎるというのには立案当局としていかかと思つたわけでございまして、それは寄与分というものは決して財産権として構成をしているわけではなくて、家庭裁判所が健全な裁量によって公平に適するよう形成をする、こういう思想で買っておりますので、これはいろいろケースに応じて評価というものはさまざまであらうと、「その他の方法」というのは別に限定はございません。

○円山雅也君 ありがとうございます。大体その辺はわかりました。

そこで、今度はその寄与分と遺留分との関係ですけれども、たとえば遺言でもって財産半分やちやう、二号さんか何か半分やちやう。そうすると、遺留分ぎりぎりですね、妻と子が残った場合。そうしますと、そのぎりぎりの遺留分しか残らない場合でも、なおかつそこにこの寄与分が入ってくる可能性はありますね。そうしますと、場合によっては遺留分の結果的には侵害、または遺留分がゼロになっちゃうという場合もございまして。

○政府委員(眞家克己君) 理論的にはこれは否定するわけにはまいりません。しかし、現実の問題といたしまして、これは遺留分が幾らであるかと



いうことは、これの寄与分の形成について十分考慮されるべき事柄である、かように考えているわけでございます。

○円山雅也君 この改正法の九百四条の二の寄与分のところの第三項ですかね、「寄与分は、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額から遺贈の価額を控除した額を超えることができないう」ということは、明らかに何か遺留分がゼロということをや定しているんですね、この条文は、三項は、価額を超えちゃいけないけれども価額内なら構わないんだというのだから、遺留分を認定しても、どうでしょうか。

○政府委員(眞家克己君) 上限を抑える規定はございませんので、理論的には御指摘のとおりでございます。

○円山雅也君 寄与分に関してはそのくらいで終わらせておきます。

次に、審判前の保全処分に関して少しお尋ねをしたいと思いますが、形成力、執行力が持てるようになった。それが大体他の一般の事件の仮処分、仮差し押さえと同じような手続になったという事になります。審判前の保全処分をいいたく場合の裁判所についての保証金でなければ、これも大体一般事件と同じような金額の査定といえますか、算定になるんでございましょうか。

ては考えております。

○円山雅也君 確かにたとえ離婚の場合、妻が夫に財産分与や慰謝料を請求する場合、妻の方に担保を積めと言ったってないですよ、財産が夫の名義になっておりますからね。それから遺産相続だつて、まず相続の登記やなんかしてないから、相続人に余りお金がないわけですから、それに担保を積めと言っちゃったら、もうまるでこれは提案理由の「家事審判の実効性を確保しようとするものであります。」なんていうのはすつ飛んじやいますね。

ですからこれはぜひともひとつ、一般民事の金持ち同士が対等にけんかする場合の担保の基準を、保証金の基準をそのままこれに持ち込まれないように、ぜひともひとつこの点は御考慮いただけないと、せつとく形成力、執行力を与えていただいても何もならなくないと思っております、この点ぜひ御検討いただきたいと思っております。

○政府委員(眞家克己君) 御趣旨の点は私も十分考慮しているところでございまして、これはルール制定の権限は最高裁判所にございまして、けれども、十分そのういった点も私どもの理解しているところを伝えまして、常識にかなった規則が制定されることを期待しているわけでございます。

○円山雅也君 それからやはり保全処分の問題ですが、仮の地位を定める仮処分を準用されておりますが、七百六十条をね、そうしますと、仮に離婚無効なんかの審判やる場合には、ちょうど労働事件の解雇の効力を停止するといふやつです、ね、あれみたいに離婚の効力を一時停止するといふような、妻の地位を確認するといふような、こんなことも可能になるのでございましょうか。

○政府委員(眞家克己君) 御指摘の事件は家事審判事件にはならないと思っております。また、仮にそういうようなあれがありまして、いま御指摘のよう保全処分というものができるといふふうにはちよつと考えておりません。

そうすると、もう少し思い切りまして、じゃ離婚の調停、仮の地位の仮処分という、理論的にはつまり離婚を仮の地位でつくるということも可能でございますか。

○政府委員(眞家克己君) 離婚についても同ずようにはこれではできないというふうには考えておりません。

○円山雅也君 ちよつと、これはどうか、審判との兼ね合いがありますね。

それからもう一つ、保全処分に関しましての問題ですが、本案訴訟との関係なんです、よく審判で、たとえば遺産分割を決定した場合に、その遺産の中に相続財産かどうかで争いがあるような財産がある場合、本案でもって、所有権確認でもって地方裁判所でやると、審判の方もそれを含めて遺産分割の協議ができる。そこで、家庭裁判所の審判が相続財産であるとして、前提でもって審判し、遺産分割をやった。ところが、こつちの本案の方は相続財産でなくなつたという場合、地方裁判所の方が優先するんでした、ね、たしかあれば、そうですね。

○政府委員(眞家克己君) 最終的にはそういう結果になると思っております。

○円山雅也君 そこで、そうすると私なんか、じゃ、遺産分割の調停を申し立てまして、当然その前もらったんだと、おれの所有権だというのも含めて、ごたごたしたんで遺産分割の調停を申し立てて、そのごたごたしたんで一番対象の財産を保全処分しておく。審判で保全処分したく。今度は本案の方へまた出して、所有権確認か何か出しますね。そうした場合は、家事審判での保全処分は、本案の方の、つまり本案の判決を担保してくれるんでしょか。それともまた別にやるんでしょか、この場合は、二つ併存して。

○政府委員(眞家克己君) それは別々にやるという結果になると思っております。ただ、状況に応じてその保全処分を取り消す。これは恐らく職権だと思えますけれども、取り消すということはある

り得ると思えますし、最終的には民事裁判所の結論に従うということになるわけでございますけれども、途中の現象といたしましては言えないと思っております。

○円山雅也君 わかりました。私はそれはダブルのか、それとも被保全権利二つ兼ねるのか、ちよつとわからなかつたんですけれども、わかりました。

そこで最後の、先ほど宮崎委員がPRに関しましていろいろ御質問しましたけれども、私も今度の改正は非常に重要な改正で、もう全国民のなにも一度は通る相続の問題ですから、しかもこれを知らないで非常に知らない人は損をする、知っている人は得する。たとえば寄与分一つでも、知っている人は——これは寄与分は申請ですからね。だから申請によって保護される、得られるかもしれない。知らなければ申請もいたしませんから、そのままに付されちゃう。それから相続分の変更だつて、遺産分割協議ができてしまえば、裁判所が介入してあなたには相続分変わつていないんだからとと取れるんだと言ふはずはないし、だから国民のほとんどに周知徹底しないと、改正でせつとく得た妻の権利も何も絵にかいたものになつてしまふ。

そこでPRが大変必要だと思ふんでございまして、特はこの改正の法案が成立した場合に、法務省当局としては国民に、こういうふうになつたんだと、あなたにはこういう権利がありますよと知らしめるPRについて特にお考えがございまして。

○政府委員(眞家克己君) 具体的には、まことに役所のやることはそれほど新味のあることではないわけでございますけれども、やはり雑誌でございませうなものを通することは当然これはやるべきであると考えております。また国民に非常に密着した立場にあられる弁護士会あるいは司法書士会、それから遺言につきまして公証人の団体、こういう

うような方面にはなるべく幅広く御依頼を申し上げまして、そういった面からも周知徹底と申しませうかと、認識を深めていただくという努力をいたしたいと、かように考えております。

○岡山雅也君 お役所は特に、私は国会議員になる前に拝見しておりました、お役所の中でも特に法務省のPRというのには下手ですね、法律関係は。たとえば今度の改正だつて、恐らく法務省がPRされるとすれば、今度はこういうふうな改正になりまして、だから奥さんよく御存じになつて損をしないようにしてください。その順序でいくならいいますよ。ことし一年あなたの亭主を絶対死なせないようにしなさい、一月一日以降にしない、そうするとおんたは得ですよと。奥さん方は何だかと思つて、何で夫をことしといふ生かしておかなくやらないかと。そうすると、何だかと思つたところへ、実は改正がこうあるからだと言ふ。つまり逆な、そういう発想を少し——起承転結、序論があつて総論があつて各論があつて結論というふうになつて、結論から少し持つてくるようなPRが必要じゃないかと思ふ、特にこの法案の場合はですね。というのは、サラ金問題ですね、サラ金の被害に遭つた、被害が繰出してましたね、一時。あのときにもしも法務省が利息制限法と俗に言う出資法、あれが周知徹底されていたらサラ金の高利に悩むなんという事態あり得ないんですよ。しかも新しい法律つくる必要ない。ところが、ほくはいろんなところで講演しましたけれども、大抵利息制限法知らない。だから高利は約束した以上払わなければいけないと思ふ。思つてから追ひ詰められる。出資法でも罰則があるんだと、約束したつて向こうが処罰されるんだということも知らないから、約束した以上しようがないんだというので追ひ詰められる。あれなんかもPRがあつたらば、親切なPRがあつたらば絶対にあの被害は新しい立法をつくるまでもなく防げたと思ふんですよ。ぜひひとつ、今度の場合せつかりつ

ばな民法の改正をやられたんですから、PRについてもお力をいただくよう要望いたしまして質問を終わらせていただきます。

○委員長(峯山昭範君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま加瀬完君、阿具根登君及び永野殿雄君が委員を辞任され、その補欠として佐藤三吾君、丸谷金保君及び坂元親男君が選任されました。

○委員長(峯山昭範君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○寺田熊雄君 本法案は、妻の立場にある女性に對して従来より高い評価を与えることを中心とするものであり、わが党としては五年前から同趣旨の法案を提出してきておりありますから、これに賛成するものであります。

また、寄与分の制度や家事審判事件における審判前の執行力ある仮の処分制度を設けたことは、きわめて適切な改正と考えられます。

しかし、本改正による寄与分の制度は、被相続人の介護などに貢献した子の妻、孫はもちろん、内縁の妻や事実上の養子などを対象外としております。これらの者をどの辺まで寄与分制度の中に取り入れるかは論議の余地のあるところでありますが、いずれにせよ、十分検討せらるべきものと考えます。

次に、嫡出子と非嫡出子間の相続分の差異は、望ましくならざる制度としてなるべく早く撤廃せらるべきものであります。

また、遺言制度は、現在わが国においては十分活用せられておりませんので、法務省はその普及についてより積極的な施策を講ずべきものと考え

ます。

最後に、国際私法関係を律する法例第十四条ないし第十六条及び第二十条は、婚姻の効力、夫婦財産制、離婚及び親子関係についていづれも夫の本國法による旨を定めておりますが、これは憲法第二十四条第一、二項に反し、男女平等の理想を損うものであると考えます。したがつて、これは速やかに改正を検討せらるべきものであります。

法務大臣及び民事局長は、検討の必要を認めつつも、時間をかけて、と答弁されました。これは問題の重要性や十分な調査を必要とする点を考慮せられたことによるものと思ひます。その点は了いたしますが、しかし問題は、男女の平等という高い次元の要請並びにこれに関する憲法上の原則にかかわるものでありますからして、これらの理想や要請、原則等は他の何物にも増して尊重せらるべきものであります。したがつて、この点は速やかに検討を開始せらるべきものと考えます。

以上、本法案に賛成の立場から、本法案に関連する若干の問題について意見を述べた次第でございます。

○委員長(峯山昭範君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

民法及び家事審判法の一部を改正する法律案を本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(峯山昭範君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十分散会

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は三月十五日)

一、外国人登録法の一部を改正する法律案

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は四月十五日)

一、国際捜査共助法案

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二七七七号)

一、借地上建物賃借人の保護に関する請願(第二八一八号)

第二七七七号 昭和五十五年四月十五日受理  
民法第七百五十条の改正に関する請願  
請願者 京都市伏見区深草西浦町六ノ六五  
公団住宅一ノ七〇一 近藤ノブ子  
紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二八一八号 昭和五十五年四月十六日受理  
借地上建物賃借人の保護に関する請願  
請願者 神戸市生田区多聞通二ノ一 中井  
一夫外一万九千四百三十九名  
紹介議員 金井 元彦君

店子(借地上建物賃借人)を、家主(借地上建物賃借人)の地代不払いの犠牲にすることのないようにするため、地主(土地賃借人)が家主の地代不払いを理由に、借地契約を解除する際、事前に、地主が店子に対して、事情を通知することを義務付

け店子が知らない間に借家権を奪われ、喪失せられるような不法の事態の発生を防止する旨の立法措置を強く要望する。

理由

(一)この請願は、地主(土地質貸人)家主(土地質借人・借地上建物質貸人)店子(借家人・借地上建物質借人)の三者が存在する土地建物利用関係における店子の保護を求めるものである。(二)地主と家主とが借地契約、家主と店子とが借家契約を結ぶ土地建物の利用形態は、現在、極めて一般的なものとなつてゐるが、右の場合、地主・家主間の借地契約が、家主の地代不払いで解除されたときの店子の借家権の保護については、現行法上、なんらの規定も設けられていない。(三)このため、裁判所も、法律の規定を欠く以上、店子を家主の地代不払いの犠牲にするのはやむをえないものとなし、地主・家主間の契約が解除されれば、店子も家主の道連れにされて追ひ出されてしまうことを肯認してゐる。すなわち、立法措置を欠く現状においては、家主という親権がければ、店子という子もこけるといふ次第である。(四)したがつて、現在の仕組みによれば、誠実に家賃を払つてきてゐる店子への一言の事前通知もない不意打解除によつて、建物賃貸借が覆滅されるのであり、土地建物利用の実情並びに、常識に照らして、誠に冷酷かつ非情なものとなつてゐる。そして現在、全国で、この不合理に極めて多数の店子が窮地に立たされてゐる。右の点についての立法の空白状況は、一刻も早く改められるべきものと確信する。(五)少なくとも、地主に対し、解除前に一言、店子に対して事情を通知することを義務付けるべきであると考え、店子に通知しても、立替払い等により善処されないというのであれば解除を、対抗されてもやむをえないであろうが、不意打解除の横暴を許すことはできない。(六)冷酷な不意打解除の弊害をなくして、現在の借家の仕組みに血を通わせるべきである。

五月二日本委員会に左の案件が付託された。  
一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二八五三号)(第三〇二三号)

第二八五三号 昭和五十五年四月十九日受理  
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 京都市山科区大塚元屋敷町 松尾 昂利

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第三〇二三号 昭和五十五年四月二十四日受理  
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 京都市伏見区深草西浦町六ノ六五  
公団住宅一ノ七〇一 近藤秀樹

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。